

令和3年度 一般会計・特別会計決算
(2021年度) 並びに事業会計決算等

決算常任委員会資料

建設環境分科会分担分

令和4年(2022年)10月提出

| 部 名 | ページ 番 号 | 資 料 名 | 要求委員名 | | | |
|------|------------|--|-------|-----|--|--|
| | | | | | | |
| 環 境 | 1~2 | 二酸化炭素削減のための主な取組内容及び進捗状況一覧 | 村 口 | | | |
| 環 境 | 3 | 過去3年間の犬猫の火葬件数一覧 | 後 藤 | | | |
| 環 境 | 4~6 | ごみの減量に向けた主な取組及び推移 | 竹 村 | | | |
| 環 境 | 7~54 | 家庭系ごみ収集業務の業者10社と取交した覚書等の書類 | 生 野 | | | |
| 環 境 | 55~64 | 随意契約に関する国からの通知及び判例 | 生 野 | | | |
| 環 境 | 65 | 過去15年間家庭系ごみ収集戸数の推移（各年度4月分） | 生 野 | | | |
| 環 境 | 66 | 事業系一般廃棄物に係る許可業者別収集量及び契約件数の推移（過去3年間） | 生 野 | | | |
| 環 境 | 67~69 | 燃焼ごみ、リサイクルごみの収集事業における、事業開始後からの年度ごとの委託先一覧、委託料、全体の割合 | 斎 藤 | | | |
| 環 境 | 70 | 本市におけるメタルに含有するレアメタルの量及び4市（西宮市、尼崎市、豊中市、高槻市）との比較 | 生 野 | | | |
| 環 境 | 71~72 | 令和3年度（2021年度） 灰溶融炉の費用対効果の状況 | 矢 野 | | | |
| 都市計画 | 1 | 過去9年間の吹田市開発ビル株式会社に関する各年度の事業報告における決算書、人件費及び職員数の一覧 | 斎 藤 | | | |
| 都市計画 | 2~4 | 南吹田駅まちづくり推進市民協議会の設立当初からの活動内容及び同協議会への支援内容 | 川 本 | | | |
| 都市計画 | 5 | 民間住宅の耐震化の進捗状況及び耐震化補助の利用状況 | 村 口 | 斎 藤 | | |
| 都市計画 | 6 | 共同住宅等の耐震化状況（令和2年度（2020年度）時点） | 後 藤 | | | |
| 都市計画 | 7 | 過去7年間の確認申請及び計画通知の推移 | 斎 藤 | | | |
| 都市計画 | 8 | 過去7年間の違反建築物等の監察実施状況等 | 斎 藤 | | | |
| 都市計画 | 9 | 耐震化促進事業に係る取組状況 | 斎 藤 | | | |
| 都市計画 | 10~11 | 過去3年間における耐震診断補助を受けて耐震設計補助、耐震改修補助に進んだ件数 | 斎 藤 | | | |
| 都市計画 | 12 | 空家等対策計画策定後の空家対策実績一覧 | 村 口 | | | |
| 都市計画 | 13 | 市営住宅跡地の活用についての検討内容及び進捗状況 | 村 口 | | | |
| 都市計画 | 14 | 過去5年間における住宅政策室の未利用の行政財産と普通財産の変遷 | 後 藤 | | | |
| 都市計画 | 15~20 | 令和3年度（2021年度）行政財産の目的外使用一覧 | 後 藤 | | | |
| 都市計画 | 21~22 | 令和3年度（2021年度）未利用あるいはそれに準ずる市有地一覧（50㎡以上） | 川 本 | 矢 野 | | |

| 部 名 | ページ 番 号 | 資 料 名 | 要求委員名 | | | |
|-------|------------|-------------------------------------|-------|--|--|--|
| | | | | | | |
| 土 木 | 1～15 | 通学路についての要望が出ている箇所及び対応内容 | 村口 | | | |
| 土 木 | 16 | 吹田市自転車活用推進計画の進捗状況 | 川本 | | | |
| 土 木 | 17～20 | 過去5年間の自転車駐車場の収支、収容台数、利用率及び場所の一覧 | 矢野 | | | |
| 土 木 | 21 | 市内における各駅舎のバリアフリー化及び安全対策の進捗状況 | 竹村 | | | |
| 土 木 | 22 | 吹田市道路ストック総点検事業実施後における要修繕工事の実施状況 | 川本 | | | |
| 土 木 | 23～29 | 過去5年間の道路冠水状況及び対策 | 竹村 | | | |
| 土 木 | 30～33 | 令和3年度（2021年度）末 南吹田駅周辺緑化重点地区計画の進捗状況 | 川本 | | | |
| 土 木 | 34～35 | 花とみどりの情報センター事業の業務内容 | 川本 | | | |
| 土 木 | 36 | 公園におけるトイレの設置状況（多目的トイレ及び洋式化に関する進捗状況） | 竹村 | | | |
| 下 水 道 | 1 | 過去5年間の下水道使用料の不納欠損の件数及び金額 | 後藤 | | | |
| 下 水 道 | 2～12 | 過去5年間の浸水被害状況及び対策 | 竹村 | | | |
| 下 水 道 | 13 | 過去5年間の主な水路の不法占用件数 | 後藤 | | | |
| 下 水 道 | 14～15 | 過去5年間の主な浸水対策事業一覧 | 矢野 | | | |
| 下 水 道 | 16 | 下水道部における耐用年数を超えた管渠及び施設の改良計画 | 矢野 | | | |
| 水 道 | 1 | 過去5年間の債権放棄の件数及び金額 | 後藤 | | | |
| 水 道 | 2 | 検針・滞納整理及び電話受付業務の委託内容 | 矢野 | | | |
| 水 道 | 3 | 給水原価の他市比較 | 矢野 | | | |
| 水 道 | 4 | 過去5年間の水道施設の耐震化及び経年管の更新状況 | 竹村 | | | |

環境部資料

| 部 名 | ペー ジ 番 号 | 資 料 名 | 要求委員名 | | | |
|-----|-------------------|--|-------|--|--|--|
| | | | | | | |
| 環 境 | 1～2 | 二酸化炭素削減のための主な取組内容及び進捗状況一覧 | 村口 | | | |
| 環 境 | 3 | 過去3年間の犬猫の火葬件数一覧 | 後藤 | | | |
| 環 境 | 4～6 | ごみの減量に向けた主な取組及び推移 | 竹村 | | | |
| 環 境 | 7～54 | 家庭系ごみ収集業務の業者10社と取交した覚書等の書類 | 生野 | | | |
| 環 境 | 55～64 | 随意契約に関する国からの通知及び判例 | 生野 | | | |
| 環 境 | 65 | 過去15年間家庭系ごみ収集戸数の推移（各年度4月分） | 生野 | | | |
| 環 境 | 66 | 事業系一般廃棄物に係る許可業者別収集量及び契約件数の推移（過去3年間） | 生野 | | | |
| 環 境 | 67～69 | 燃焼ごみ、リサイクルごみの収集事業における、事業開始後からの年度ごとの委託先一覧、委託料、全体の割合 | 斎藤 | | | |
| 環 境 | 70 | 本市におけるメタルに含有するレアメタルの量及び4市（西宮市、尼崎市、豊中市、高槻市）との比較 | 生野 | | | |
| 環 境 | 71～72 | 令和3年度（2021年度） 灰溶融炉の費用対効果の状況 | 矢野 | | | |

二酸化炭素削減のための主な取組内容及び進捗状況一覧 No.1

| 取組 | 令和3年度（2021年度）の実績 |
|--|--|
| 市民・事業者との連携・協働による地球環境に配慮した行動の普及促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民、業者、行政のパートナーシップ組織である「アジェンダ21すいた」において、ライフスタイルや事業活動の転換をめざし、市民、事業者、行政の協働により、地球温暖化防止に取り組む期間である「すいたクールアースウィーク」や環境月間と食品ロス削減月間におけるパネル展示等のイベントや啓発活動を行った。 ・府県を超えて広域的に施策を展開し、持続可能な社会を実現するため、NATS4市で、地球温暖化対策の自治体間連携に関する基本協定を締結した。 |
| エネルギー多量消費事業者などとのネットワークを活用した事業活動転換の促進 | <p>大学と研究機関による省エネルギーワーキンググループ会議において、ZEB化の推進や再生可能エネルギー由来100%電気の調達に関する意見交換を行い、各大学や研究機関に対して、事業活動の転換を促した。</p> |
| グリーン調達、グリーン購入の推進及び普及促進 | <p>市独自の環境マネジメントシステムである「SUITA MOTTANOCITY ACTION PLAN (SMAP)」において、「令和12年度（2030年度）グリーン購入100%」を目標に掲げ、「吹田市環境物品等調達方針」を改定した。令和3年度（2021年度）のグリーン購入率の実績は87%であった。</p> |
| 市独自の環境マネジメントに基づく率先した節エネルギーの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・「SUITA MOTTANOCITY ACTION PLAN (SMAP)」に基づき、率先して節エネ・省エネ・省資源を推進しており、SMAP推進本部会議においてペーパーレス化に取り組むために、紙のいないオフィスへ大作戦（略称「TOKIO (To Kami no Iranai Office) 大作戦」）を1年間の重点取組として全庁で取り組むことや再生可能エネルギー由来100%電気の調達の方向性、全庁LED化の方向性についての決定等を行った。 ・夏季（7月～9月）・冬季（12月～3月）を節電の重点取組期間として、適正な冷暖房の温度や不要照明の消灯の徹底などの取組を実施した。 |
| 家庭及び事業所における省エネルギー機器などの改修及び導入に係る情報提供及び啓発の推進 | <p>吹田市環境まちづくりガイドライン等をホームページに掲載し、省エネルギー機器等の導入についての啓発を行っている。また、令和3年度（2021年度）には、吹田市環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】に、ZEH・ZEB基準に適合した建築物の項目を追加し、開発や建築などを行う事業者環境配慮の取組を誘導している。</p> |

二酸化炭素削減のための主な取組内容及び進捗状況一覧 No.2

| 取組 | 令和3年度（2021年度）の実績 |
|--|---|
| 公共施設における省エネルギー機器などの導入推進 | 大規模改修の際には、高効率な省エネルギー型機器等の導入を推進し、令和3年度（2021年度）は、明類（LED照明類）6,712台、空調類50台、その他省エネルギー機器195台等の省エネルギー機器を導入した。また、市役所本庁舎ではESCO事業を実施した。 |
| 家庭及び事業所における再生可能エネルギー利活用を拡大するための促進策の検討・推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設において屋根貸し事業を行っているJR吹田駅前中央自転車駐車場ほか2施設の発電実績や写真等をホームページにて掲載し、啓発を行った。 ・市民課窓口において、転入者に対して、ナッジ理論を活用したチラシを配布し、環境に配慮した電気への切り替えを促した。 ・NATS4市で再生可能エネルギーの啓発動画を作成する等、連携して事業を実施した。 |
| 公共施設における再生可能エネルギー利用設備の導入推進 | 岸部中南住宅集会所に約6kW、朝日が丘ポカポカ遊園に92W×2基の太陽光発電を導入した。 |
| RE100に向けた再生可能エネルギー比率の高い電力調達の推進及び促進 | 再生可能エネルギーの導入拡大を創出することを目的に、市有施設における再生可能エネルギー比率の高い電気の調達を市有施設380施設で実施した。 |
| 食品ロスの削減やプラスチックごみを含むごみの減量・再資源化に関する啓発活動や情報提供の充実化 | <ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減を促進するため、食品ロス削減の講座を1回実施した。 ・プラスチックごみ削減のため、使い捨てコンタクトレンズの空ケースの回収（拠点数：8か所 回収量128.07kg）及び公共施設へのマイボトル用給水機の設置（28か所（29台設置））をした。 ・NATS4市でマイボトルの普及について共同事業の実施や検討を行った。 |
| 公共建築物などへの地域材の利用推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・本市と能勢町との地域循環共生圏構築に向けた具体的取組として、「吹田市公共施設等への能勢町産等木材利用推進検討会議」を開催し、公共施設における能勢町産等木材の利用推進に向けた検討を行い、「吹田市公共施設への木材利用推進ガイドライン」を策定した。 ・内装材等に大阪府内産材をはじめとする地域材を38.5㎡利用した。 |

過去3年間の犬猫の火葬件数一覧

(単位：件)

| | 令和元年度 (2019年度) | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) |
|-----|-------------------|-------------------|-------------------|
| 犬 | 225 (225) | 219 (217) | 208 (207) |
| 猫 | 966 (333) | 852 (305) | 703 (328) |
| その他 | 502 (109) | 546 (116) | 619 (137) |
| 合計 | 1,693 (667) | 1,617 (638) | 1,530 (672) |

※カッコ内は内数で飼い主から市への依頼件数です。

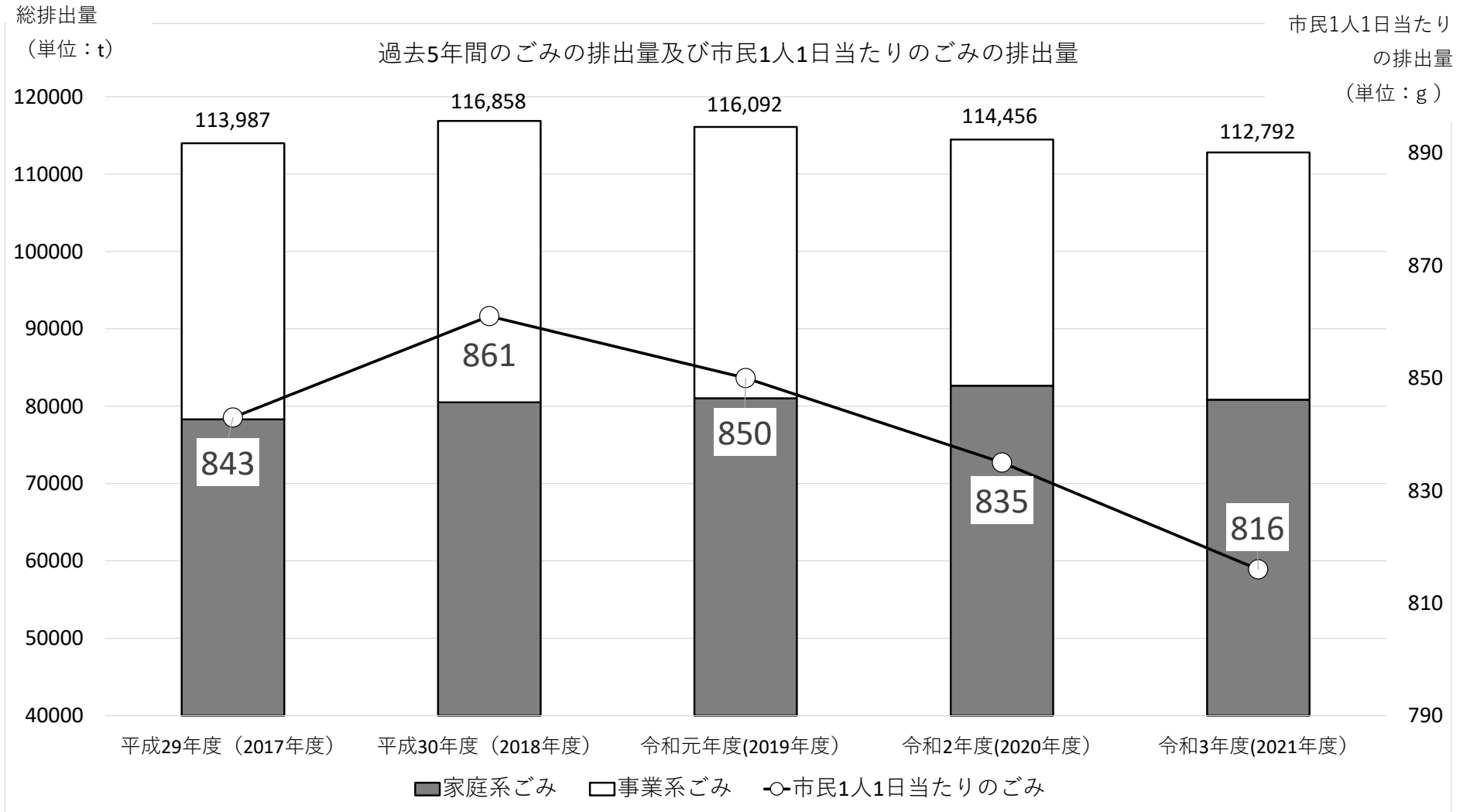
ごみの減量に向けた主な取組及び推移 No.1

| 取組 | 令和3年度（2021年度）の実績 |
|--|---|
| 資源ごみ分別収集やペットボトル・廃食用油の拠点回収の拡大など、リサイクル推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎を含む公共施設で家庭系廃食用油を回収（売却量：7.16 t 回収拠点：14か所） ・ペットボトルの拠点回収（回収量：229.57 t 回収拠点：113か所） |
| 再生資源集団回収やエコイベントなど、地域リサイクル活動の活性化 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動等に取り組んでいる市民・事業者等に対する表彰（1個人及び6団体） ・再生資源集団回収団体への支援（実績：447団体 回収量：6,507,868 t 支給額：45,555,076円） |
| フードドライブの推進及びフードバンクとの連携 | <p>フードドライブを年2回（お中元、お歳暮時）開催し、市内3か所（環境政策室、のびのび子育てプラザ、ラコルタ）で回収。提供された食品は、子供食堂や社会福祉協議会等へ提供</p> <p>（1回目 提供者：84者 提供数：720個 重量：273.23kg） （2回目 提供者：123者 提供数：3,249個 重量：575.42kg）</p> |
| 市によるごみ減量行動の率先実行 | <p>「SUITA MOTTANOCITY ACTION PLAN（SMAP）」に基づき、コピー用紙購入枚数の削減に取り組んでおり、令和3年度（2021年度）のSMAP推進本部会議において、紙のいらぬオフィスへ大作戦（略称「TOKIO（To Kami no Iranai Office）大作戦」）を1年間の重点取組として、全庁的にペーパーレス化を推進</p> |

ごみの減量に向けた主な取組及び推移 No.2

| 取組 | 令和3年度（2021年度）の実績 |
|--|---|
| ごみの減量・再資源化に関する啓発活動や情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減を促進するため、食品ロス削減の講座を実施（1回） ・プラスチックごみ削減のため、使い捨てコンタクトレンズの空ケースの回収（拠点数：8か所 回収量128.07kg）及び公共施設へのマイボトル用給水機の設置（28か所（29台設置）） ・市報にごみ減量に関する記事を掲載 |
| 市民団体や事業者との連携・協働による学校や地域の環境教育・環境学習の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・資源循環エネルギーセンター、破砕選別工場等の見学（小学校の社会科見学等）を実施（団体数：37団体 視察者数：1,948人） ・（公財）千里リサイクルプラザが環境学習発表会（学生が作成した環境に関する動画をWEBで公開）を実施（1回） |
| 環境マネジメントシステムの普及や事業者向け啓発活動・情報提供活動の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・多量排出占有者202事業者に対し、ごみ減量マニュアルの配布（202部） ・事業系ごみの減量・再資源化を促進するため、事業系一般廃棄物の排出量が1.5 t以上の事業者等を対象に研修会を実施（回数：1回 参加者数：42社） ・事業所を訪問調査し、廃棄物の適切な排出方法や分別方法について、指導啓発及び情報提供（283回） |
| 12種分別の徹底、ごみの減量や再資源化を市民全体に浸透させるための仕組みづくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・小学校に対し、パッカー車出前講座を実施（19校） ・市民、事業者、行政が三者協働でごみ減量・再資源化に取り組む「吹田市ごみ減量再資源化推進会議」にて、意見交換を年2回実施 |

ごみの減量に向けた主な取組及び推移 No.3



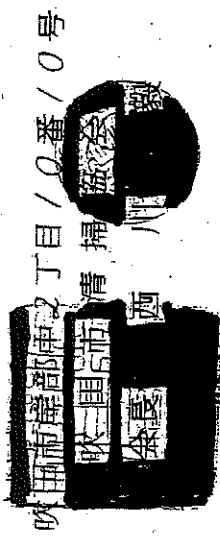
家庭系ごみ収集業務の業者10社と取交した覚書等の書類 No.1

| | |
|------------------------------------|-------------------------------------|
| | 現状であります。 |
| 水洗化に伴う補償要求要望書 | 私達委託業者はもちろんのこと、従業員においても先行非常な不安を持って |
| | 居ります。私共は収集戸数の存続する限り最後の一軒になるまで、誠心誠意 |
| 吹田市長 榎原 一夫 殿 | 作業を致す覚悟で御座います。 |
| | 先般政府におきまして、これの対策として特別救済制度が立法化され、 |
| 謹啓、残暑の候貴職益々御清栄の段御歎ひ申し上げます。 | 近隣各市でも、この問題につき話し合いをされ、既に多くの市が解決を見て |
| さて、私共は清掃業務の委託を受けて二十年来し尿汲取の収集業者として、 | 居ります。 |
| 市民各位の環境向上に、非力でございますが懸命の努力を傾注して参つた | 御市におかれまして、この問題につきましては充分御検討を頂いておると |
| のでございます。 | は存じますが、現状における私共の不安を取り除き、尚一層の業務に精励出 |
| 御承知の通り、最近の人件費の高騰、物資の値上りのため、私達の操業は | 来得る様良き解決策を御指示賜ります様格別の御配慮賜り度く要望致します。 |
| 年と共に困難な状況になつて居りますが、清掃業務の渋滞は一日も許され | 以上 |
| るもので無い事を認識しあらゆる努力を払つて参りました。 | |
| ところが41年以来環境整備のため、公共下水道の設備が進み、汲取収集 | 昭和56年8月22日 |
| 戸数が減少して居りますが、私共も公共下水道の完備は国策であり、市民 | |
| 各位の衛生上の立場から、決して反対するものではありません。むしろ市 | 吹田市岸部中2丁目10番10号 |
| 民の文化生活向上のため、諸手を上げて賛成するものであります。 | 吹田市清掃協会 |
| 私共といたしましては、このため汲取収集戸数が減少し、最高時にくらべ | 会長 榎原 一夫 |
| 50%以上激減して居る地域があり、地区に依つては100%、平均50 | |
| %の減少になつて居るのが現状であります。人員、器材は従来のまま使 | |
| 用せざるを得ないため、この対策に苦慮致して居ります。 | |
| 一時的には収集器材、人員を削減すれば良いと言うお考へをされる向もあ | |
| ると思はれますが、我々零細業者には従業員の転退職資金、融資金の返済 | |
| 等私共では解決の出来得ない状況であります。 | |
| 収集戸数の激減は年度初めに増額された委託料が逆に前年を下まわるのが | |

家庭系ごみ収集業務の業者10社と取交した覚書等の書類 No.2

昭和56年12月16日

吹田市長 榎原一夫 殿



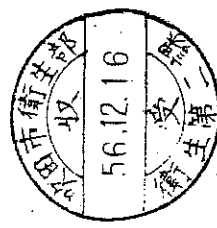
し尿汲取水洗化に依る補償要求について

し尿汲取作業に就きましては、平素より格別の御配慮、御指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて標記水洗化に依る補償の要求に就きましては、再三再四御願ひ申し上げて居る所で御座いますが、未だに確固たる御回答を得るに至らず、私達委託業者はもちろんのこと、従業員に至るまで行先非常なる不安を持つて、作業に従事して居るのが現状であります。御市におかれましても、種々御検討の御事とは存じますが、私達業者の立場を御理解頂き、御回答を賜ります様御願ひ申し上げます。

尚御回答は文書にて昭和57年1月20日までに頂き度、申し添へます。

環境部 (8)



協 定 書

吹田市（以下「甲」という。）と吹田市清掃部会及びその加入業者（以下「乙」という。）との間で、下水道の整備によるごみ収集手数の減少に伴う対策について下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業者の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）の立派趣旨に基づき次のとおり協定を締結する。

第1条 甲は、公共下水道の整備により、乙の経営の苦難となる諸条件で著しい変化が生ずることになり、その影響の緩和を要するものとする。

第2条 乙は、経営改善、業績の適正化を努めるとともに、し尿収集運搬業務の遂行に万全を期すこととし、甲が行う同業務の委託計画の決断に同意するものとする。

第3条 甲は、昭和59年4月1日を日途として、ごみ収集運搬業務その他これに類する業務の委託を乙に対する譲渡策として講ずるよう努めるものとする。

第4条 乙は、前条の業務を円滑に受託し、遂行するため、風やから法人の設立等必要な措置を講ずるものとする。

第5条 第3条で規定する業務の委託は、甲と前条による法人との間で、ごみ収集運搬業務を締結することにより行うものとする。

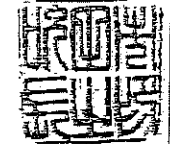
第6条 乙は、この協定締結の日以後、各務のいかなる場合も、甲に対し補償要求その他一切の請求をしないものとする。

第7条 この協定の定めのない事項又は異議が生じたときは、甲乙協議をもつて協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本証2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通所持する。

昭和58年2月17日

甲 吹 田 市
代表者吹田市長 復 原 一



乙 阿 田 副 商 会
代表者 長 西 川 義 一



大阪市東淀川区東中島5番12号
株式会社 西 川 義 一
代表取締役 西 川 義 一

大阪市阿倍野区王子町4丁目3番11号
大道興業株式会社
代表取締役 道 田 隆 夫

豊中市 豊中 0番3号
豊中 西 川 義 一 社
代表取締役 西 川 義 一

吹田市 吹田 2丁目10番10号
西 川 義 一 社
代表取締役 西 川 義 一

尼崎市南塚口町8丁目24番11号
代表 西 川 義 一

大阪市東淀川区 8番5号
西 川 義 一 社
代表 西 川 義 一

覚 書

吹田市（以下「甲」という。）と吹田市清掃協会及びその加入業者（以下「乙」という。）との間において、下水道の整備によるし尿収集戸数の減少対策の実施について、次のとおり覚書を交換する。

第1条 甲は、昭和50年来し尿収集運搬業務の委託料の基本台数割制度を昭和63年度末まで存続することとし、その基本台数及び単価は昭和57年4月1日現在のものとする。

第2条 昭和53年度に導入した委託戸数凍結制度は、昭和57年度で打切ることとする。

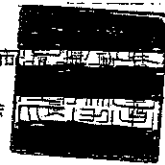
この覚書の締結を証するため本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通所持する。

昭和58年 2月17日

甲 吹 田 市
代表者 吹田市長 復 原 一



乙 吹 田 市
会 川



大阪市淀川区新高1丁目5番12号

株式会社大崎建設
代表取締役 大崎 村



大阪市阿倍野区千本野4丁目3番16号

大道興業株式会社
代表取締役 野 竹



豊中市上野田1丁目0番3号

豊中片瀬建設株式会社
代表取締役 田 田



吹田市南森中2丁目10番10号

西川建設株式会社
代表取締役 西 川 敬



尼崎市南塚口町8丁目24番11号

代表者 深 森



大阪市東淀川区千本野4丁目8番地

錦本産業株式会社
代表取締役 本 成



要 望 書

昭和59年(1984年)4月から、し尿収集戸数の減少に伴う対策として、「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理等の合理化に関する特別措置法」の立法趣旨に基づき、業務補償としてごみ収集運搬業務を、新たに組織した吹田環境開発(株)に業務を委託していただくことにより、解決をはかっていただきました。

今般、ごみ収集運搬業務における委託業者の見直しをされることに伴い、先に御市と吹田市清掃協会が交した協定書(昭和58年2月17日締結)について、協定書第7条に基づき、協定内容の見直しをする必要が生じて参ったと認識しておりますので、この件に関して協議の場を設けていただきますよう要望いたします。

また、吹田環境開発(株)の構成員のうち、深森及び(株)セツリョウの取り扱についても、この協議のなかで検討をしていただきますようお願いたします。

平成10年4月30日

吹田市長 岸 田 恒 夫 殿



吹田市長

西川 啓

教

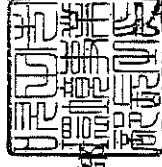
家庭系ごみ収集業務の業者10社と取交した覚書等の書類 No.6

11吹環減第917号

平成11年12月21日

(1999年)

吹田環境開発(株) 殿



吹田市環境事業部

ごみ収集運搬業務委託の見直しについて(依頼)

寒さ厳しき折り、貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

また、平素から、市政発展のため格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

環境部 (12)

さて、公共下水道普及に伴う水洗化によるし尿収集の減少により、昭和59年(1982年)から、貴社と「下水道整備に伴う一般廃棄物処理等の合理化に関する特別措置法」に基づき、業務補償として「ごみ収集委託」を継続して早や、16年余の歳月が経過いたしました。

本市といたしましては、34万市民のごみ収集を円滑に遂行するにあたりましては、委託業者の絶大なるご支援が必要であります。

標題のことにつきましては、平成10年(1998年)4月30日付けで本市に対しまして、「先に御市と吹田市清掃協会が交わした協定書(昭和58年2月17日締結)について、協定書第7条に基づき、協定内容の見直しをする必要が生じて参ったと認識しておりますので協議の場を設けていただきますよう要望します」という要望書が提出されておりますが、本市も同様に見直しの必要性を認識をしておりますので、協議をしたく考えておりますのでよろしく、お願いいたします。

家庭系ごみ収集業務の業者10社と取交した覚書等の書類 No.7

確 認 書

吹田市（以下「甲」という。）と吹田環境事業協同組合の構成組員（以下「乙」という。）は、吹田市から収集を受託している一般家庭ごみの収集戸数に関し、次のとおり確認する。

1 現在、乙が甲から収集を受託している戸数のうち、西川清掃株式会社、鍵本産業株式会社、株式会社大建工業所及び大道興業株式会社（以下「4業者」という。）が受託している区域から、株式会社石原産業、南部開発株式会社、北大阪清掃株式会社、村尾興業株式会社、株式会社守美清掃社及び都市クリエイト株式会社（以下「6業者」という。）に対して、次のとおりの戸数を移管するものとする。

(1) 平成13年度（2001年度）当初に、4業者の収集区域から約12,000戸（1社平均約3,000戸）を6業者（1社当たり約2,000戸）の収集区域に移管配分する。

(2) 平成14年度（2002年度）当初に、4業者の収集区域から残りの戸数約6,000戸（1社平均約1,500戸）を6業者（1社当たり約1,000戸）の収集区域に移管配分する。

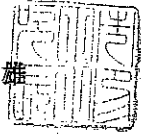


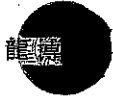

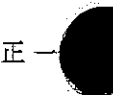
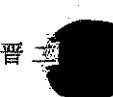


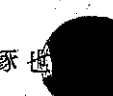


2 今後、開発等により収集戸数に変動が生じた場合、甲は、吹田環境事業協同組合の意見を聞き、収集戸数配分の見直しを行う。

3 甲は、「吹田環境開発株式会社」の解散については、早い時期に解散する方向で行政指導を行う。

乙は、上記事項を確認した上は、その内容について今後一切の異議を申し立てることはいたしません。また、乙の構成員全員は、市民及び御市に迷惑をおかけすることのないよう業務を遂行するとともに、4業者、6業者という枠組みを無くし、意思疎通を図るべく努力をしておりますことを誓約いたします。

また、今後においても甲の行政指導に協力することを誓約いたします。

平成13年3月31日
(2001年)

| | | | |
|---|-------------|-------|---|
| 甲 | 吹田市 | | |
| | 吹田市長 | 阪口 善雄 |  |
| 乙 | 吹田環境事業協同組合 | | |
| | 理事長 | 中川 稔 |  |
| | 西川清掃株式会社 | | |
| | 代表取締役 | 西川 毅 |  |
| | 株式会社村尾興業 | | |
| | 代表取締役 | 村尾 龍徳 |  |
| | 鍵本産業株式会社 | | |
| | 代表取締役 | 鍵本 政利 |  |
| | 株式会社石原産業 | | |
| | 代表取締役 | 石原 正一 |  |
| | 都市クリエイト株式会社 | | |
| | 代表取締役 | 前田 晋二 |  |
| | 株式会社大建工業所 | | |
| | 代表取締役 | 仲村 公一 |  |
| | 大道興業株式会社 | | |
| | 代表取締役 | 道野 武一 |  |
| | 南部開発株式会社 | | |
| | 代表取締役 | 岩本 琢也 |  |
| | 北大阪清掃株式会社 | | |
| | 代表取締役 | 岩元 彰仁 |  |
| | 株式会社守美清掃社 | | |
| | 代表取締役 | 三野 千明 |  |

通 知 書

- 1 冠省 当職らは、通知会社吹田環境開発株式会社が6社の代理人として、貴市に対し、以下の通りご通知致します。
- 2 さて、貴市は、昭和30年代以降、し尿収集運搬業務に関し、その業務を、通知会社西川清掃株式会社（以下「西川清掃」といいます。）、深森浄化事業所（現：通知会社有限会社フカモリ）、通知会社株式会社大建工業所（以下「大建工業所」といいます。）、豊中厚生株式会社（現：通知会社株式会社セツリヨウ）、大道興業」といいます。）の5社（以下「既存5社」といいます。）に委託してこられた。
- 3 そして、昭和45年頃から下水道減の普及に伴い、し尿収集の対象件数が減少の一途を辿ることとなったため、貴市は、昭和50年、「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）」の立法趣旨に基づき、既存5社に対するし尿収集委託業務の補償及び、通知会社

家庭系ごみ収集業務の業者10社と取交した覚書等の書類 No.9

鍵本産業株式会社（以下「鍵本産業」といいます。）に對する後記の通り、行政指導として、既存5社業務を委託することとされまし

た。上記の代替措置として、業務補償に及び、業務本産業との間に協定を締結し、当該業務補償を実施するに、残存し尿収集業務を円滑に行うために、昭和58年、貴市環境部で、上記6社が株主となつて「吹田環境」を設立いたしました。

なお、上記業務補償を受けため、吹田環境の株主に、従来、尿収集業務をい行つた鍵本産業が、吹田環境の委託件数の大部分を、貴市の行政指導で、本業として、ゴミ収集業務の委託件数を、業務補償を受け、既存5社と、

であり、平成10年4月には、吹田環境

家庭系ごみ収集業務の業者10社と取交した覚書等の書類 No. 10

1 社が、ゴミ収集業務に関して、鍵本産業、西川清掃、大建工業所、大道興業（以下「既存4社」といいます。）及び吹田環境の5社が、貴市より委託を受け、業務を行って参りました。

4 ところ、ゴミ収集業務に関し、平成10年4月以降、石原産業株式会社他の合計6社（以下「新規参入業者」といいます。）が、新規参入してきたことにより、貴市からの委託業者は、合計11社となりました。

新規参入業者の委託件数は、当初、1社あたり1,500件程度であり、これでは、新規参入業者としては、業者が算及し、新規参入業者と、新規参入業者が貴市に対し、運動をしたことも大きく影響して、貴市は、新規参入業者と既存4社との公平を図るため、前記の業務補償を打ち切り、業務補償として吹田環境に委託していた件数を、新規参入業者に分配すると、計画を吹田環境に対し、打診してこられました。

吹田環境の株主である6社としましては、業務補償の打ち切りにより期限が定められ、吹田環境に委託された件数を前提に経営を

19
10

家庭系ごみ収集業務の業者10社と取交した覚書等の書類 No. 11

行っているため、突然の打ち切りという
貴市の方針は到底納得のいかないもので
ありました。

しかしながら、吹田環境の株主6社と
しては、貴市の強い行政指導の下で、や
むなく新規参入業者優遇措置への協力を
することとしました。

5 そして、平成13年3月31日、既存
4社は、貴市と、以下のよう内容で確
認書（以下「確認書」といいます。）を
交わしました。

（1）既存4社は、その委託件数から、
合計18,000戸を、新規参入業者
に対し、移管配分する。

（2）今後、収集戸数に変動が生じた場
合は、貴市は、吹田環境事業協同組合し
の意見を聞き、収集戸数配分の見直し
を行う

（3）貴市は早い時期に吹田環境を解散
する方向で行政指導を行う

しかしながら、このような確認書を交
わし、実際に既存4社が新規参入業者に
対し18,000戸をも移管配分したの
は、当時の貴市の環境事業部長であつた
古賀康之氏（以下「古賀部長」とい
ます。）が、既存4社に対し、以下の条件

を提言したからであります。

(1) 既存4社が、現在、貴市から委託を受けている件数を削減しない

(2) 吹田環境解散の際には、その委託件数を全て株主6社に対し分配することを確認する

通知会社らとしましては、貴市におかれども、古賀部長を通じて、以上の条件を十分ご理解していただいているものと理解しております。

そして、古賀部長は、通知会社らに対し、以上の条件等を記載した文書を永久保存文書とする旨明言され、通知会社らに対し、その文書の番号まで明示されたのです。

ところが、今般、通知会社らが上記文書を貴市に対し開示請求したことにより、そのような内容の文書は存在しないことが明らかとなりました。

6 以上のように、既存4社が貴市と確認書を取り交わしたのは、ひとえに貴市が通知会社らの利益を十分に考慮した上で吹田環境を解散する方向の行政指導を行う、つまり今後、既存4社に対しこれ以上の負担を要求しないこと及び吹田環境解散の際には、その委託件数を全て株主

家庭系ごみ収集業務の業者10社と取交した覚書等の書類 No.13

6 社に對し配分するといふ条件であるも
のだと信じられたかからであります。

このよすがが新規参入業者に對し、移管配
分をした上、吹田環境解散の際の配分も
放棄するに匹敵するといふような、自社の生
命を絶つわけがあれば当然のことといえ
ます。すなわち、利潤を追求する

会社まの番号としましては、貴市が通知
した、既ら
存の利益をも十分考慮の上であると信じ
たことにも無理はないといえます。

従つて、確認書作成にあつては、既
存4社には錯誤が存在したことが、明
か
ら
認
る
こと
で
書
の
2
項
及
び
3
項
に
つ
い
て
は
無
効
な
こと
と
し
ま
す。

なお、1項につきましては、既存4社
が、当時既に移管配分を終了して
お
り
ま
る
こと
で
、
こ
の
点
に
つ
い
て
も
、
無
効
な
こと
と
し
ま
す。
な
お
、
本
件
に
関
し
て
は
、
当
職
ら
が
一
切
の
委
任
を
受
け
て
お
り
ま
す
の
で
、
今
後
は
当

職ら宛にご連絡いただきましたきますようお願い
申し上げます。

平成14年12月19日

大阪府吹田市岸部北2丁目1番24号
吹田環境開発株式会社

大阪府吹田市岸部中2丁目10番10号
西川清掃株式会社

兵庫県尼崎市南塚口町8丁目24番11号
有限会社フカモリ

大阪市淀川区田川北2丁目4番10号
株式会社大建工業所

大阪府豊中市上新田1丁目10番21号
株式会社セツリョウ

大阪市阿倍野区阪南町3丁目42番10号
大道興業株式会社

大阪府吹田市川岸町7-10
鍵本産業株式会社

大阪市北区西天満4-1-2

家庭系ごみ収集業務の業者10社と取交した覚書等の書類 No. 15

中之島日光ビル3階

06-6316-0348

上記通知会社代理人

(担当) 弁護士 田中 義

同 加藤 知

(担当) 同 木地 晴

同 清水 伸

同 末弘 婦紗子

同 西野 里

大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所内市長室秘書課

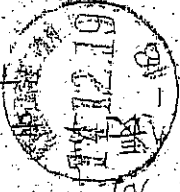
吹田市代表者 吹田市長 阪口善雄 殿

166 38 54620

吹田市役所内市長室秘書課

吹田市役所内市長室秘書課

大阪中央製紙株式会社



家庭系ごみ収集業務の業者10社と取交した覚書等の書類 No. 16

14 吹環減第732号

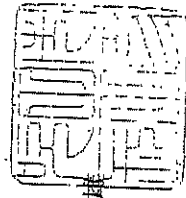
平成15年1月15日

(2003年)

吹田環境開発株式会社及び同出資会社代理人

担当弁護士 田中 義信 様

担当弁護士 木地 晴子 様



吹田市長 阪口 善雄

通知書について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、吹田環境開発株式会社（以下「吹田環境」という。）にかかる平成14年12月19日付「通知書」による申し伝えの件につきましては、下記のとおりでございます。

記

1 し尿補償に係る業務の打ち切りに、期限が定められていない状況での突然の打ち切りは到底納得できないことにつきまして、「合特法」の趣旨に基づき補償は、車両割補償として昭和50年度から昭和63年度まで、委託戸数凍結補償として昭和53年度から昭和57年度まで実施してまいりました。また、業務転換による補償については、昭和58年2月17日付「協定書」に基づいて、昭和59年4月から家庭系ごみ収集運搬業務を委託し、既に十数年が経過しております。協定書には、期限の明記は無いものの、補償は、法の趣旨からして既に終わっているものと解釈しております。

このことにつきましては、本市から平成11年12月にごみ収集運搬業務委託の見直しについての申入れをし、その後の協議の中で本市の意向はご説明させていただいておりますので、ご理解いただいているものと考えております。

2 平成13年3月31日付「確認書」の締結条件に、本市から「既存4社の委託件数を削減しない。」「吹田環境解散の際にはその委託件数を株主6社に分配する。」と提言があったことをございしますが、本市といたしましては、確認書にそのような相反する内容を提言すること自体考えられないことであり、確約をしたことにはございません。また、そのような提言があったと誤信して確認書に同意、押印すること自体が不合理であり、錯誤が存在したとはいえないと考えております。

なお、吹田環境の解散にあたっては、前述のとおりし尿の補償は終わったものと解釈しておりますことから、ごみ収集運搬業務委託業者10社及び吹田環境事業協同組合との協議の結果、「確認書」を交わしたものでございます。

今後も、確認書に則って吹田環境の解散に向けて、関係者と協議してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

3 なお、確認書を交わした本市以外の6業者及び吹田環境事業協同組合についても、同様の通知書を送付されたかどうかお知らせ賜りたくよろしくお願いたします。

家庭系ごみ収集業務の業者10社と取交した覚書等の書類 No. 17

平成 16 年 10 月 28 日

吹田市役所 環境部 殿

吹田環境開発株式会社

吹田環境開発株式会社設立経緯について

昭和 50 年 2 月 23 日、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（以後合特法という）が法律として成立されました。合特法の施工と諸事情により吹田市に於いて、し尿汲み取り（一部 家庭系一般廃棄物収集運搬委託業者・鍵本産業㈱）6 業者（株式会社大建工業所・大道興業株式会社・西川清掃株式会社・深森浄化事業所・豊中厚生株式会社・鍵本産業株式会社）との間で、し尿汲み取りの補償について協議を行った結果、行政指導のもと昭和 58 年に吹田環境開発株式会社が設立されました。吹田環境株式会社は、昭和 59 年 4 月より吹田市内に於いての、し尿汲み取り（合特法）の補償に基づいて、委託業者として家庭系一般廃棄物収集・運搬業務、し尿汲み取り業務を開始し、現在もこの委託業務を継続しております。（一部 家庭系一般廃棄物収集運搬委託業者・鍵本産業㈱）は、吹田環境開発株式会社に吹田市として補償する委託戸数が足りない為、吹田市から現在の委託戸数の一部を放出して下さいとの話し合いの結果、現在に至る。）

全国的にも、し尿汲み取り業務が時代の流れと共に環境の発展に基づき、縮小する市町村は多く、合特法の法律のもと当該市町村と、し尿汲み取り業者の間で補償問題が行われている現状の中、吹田市では合特法のもとで設立された補償会社である、吹田環境開発株式会社を解散するようにとの声が一部であるようですが、吹田市が合特法を遵守すべきであり、合特法のもとで設立された吹田環境開発株式会社を解散させることは、合特法に反することと思われまので、解散については出来ない旨を御報告させていただきます。

以上

家庭系ごみ収集業務の業者10社と取交した覚書等の書類 No. 18

吹環1第 452号
平成17年2月10日

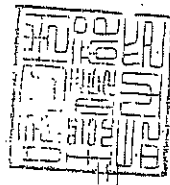
通 知 書

吹田環境株式会社

代表取締役 西川 毅 殿

吹田市環境部

部長 田 口 章



吹田市が貴社に委託している一般廃棄物の収集業務の委託について、以下のとおり通知
します。

記

1. 平成13年3月31日付け、吹田市と吹田環境事業共同組合並びに吹田環境事業共同組合の構成組合員とで交わした確認書第3項に基づき、吹田市は、貴社に対し解散することを求める。
2. 前記のことについては、平成17年2月28日までに文書にて回答すること。

家庭系ごみ収集業務の業者10社と取交した覚書等の書類 No. 19

平成17年2月25日

回 答 書

吹田市環境部

部長 田口章三 殿



文書番号 吹環1第452号の通知書に対し、下記のとおり回答させていただきます。

記

環境部 (25)

吹田市より求められた吹田環境開発㈱の解散の件は、合特法に基づき金銭補償の解釈が、吹田市と弊社の間に大きな隔たりがある為、吹田環境開発㈱が設立された原点である、昭和58年2月17日締結の協定書にたち返り代替業務の補償が終わるのであれば、改めて合特法に基づき金銭補償を要求致します。

なお金額につきましては弊社のみでは算定できない為、関係団体である環整連等に相談の上決定させていただきます。

以上

家庭系ごみ収集業務の業者1社に取交した覚書等の書類 No.20

当職らは吹田環境開発株式会社、西川清掃株式会社、有限会社フカモリ、株式会社大建工業所、株式会社セツリョウ、大道興業株式会社、鍵本産業株式会社（以下「予告通知者ら」という。）の代理人として、吹田市（以下「被予告通知者」という。）に対し、民事訴訟法132条の2に基づき、以下の訴えの提起を予告する通知をします。

第1 請求の要旨

- 1 被告予告通知者は、予告通知者らに対し、金15億円及びこれに対する被予告通知者らに平成7年2月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告予告通知者の、予告通知者吹田環境開発株式会社に対する、平成17年2月10日付吹環1第452号の予告通知者吹田環境開発株式会社に対する解散の通知が無効であることを確認する。
- 3 予告通知者らと被告予告通知者間で締結した平成13年3月31日付確認書が無効であることを確認する。
- 4 被告予告通知者は、予告通知者吹田環境開発株式会社、同西川清掃株式会社、同株式会社大建工業所、同大道興業株式会社、及び同鍵本産業株式会社に対し吹田市のゴミ収集業務を全て劣配せよ。

第2 紛争の要点

- 1 当事者
吹田市において、予告通知者吹田環境開発株式会社（以下「予告通知者吹田環境開発」という。）設立以前は、西川清掃株式会社、有限会社フカモリ、株式会社大建工業所、株式会社セツリョウ、大道興業株式会社（以下「既存し尿収集5社」という。）がし尿収集運搬業務を行い、西川清掃株式会社、株式会社大建工業所、大道興業株式会社、鍵本産業株式会社（以下「既存ゴミ収集4社」という。）がゴミ収集業務を行ってきた。しかし、既存し尿収集5社は「下水道の整備等により業務の縮小」「を余儀なくされ」た。

昭和58年2月17日、被告予告通知者、予告通知者ら、及び吹田市清掃

協会間で、被予告通知者が、「下水道の整備等により業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物処理業等を行う者に対する資金上の措置」（「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（昭和50年法律第31号）《以下「合特法」という。》3条2項）に対応する業務補償として、ゴミ収集業務を既存し尿収集5社と鍵本産業株式会社（以下「株主6社」という。）に委託し、その受皿会社として、予告通知者吹田環境開発を設立する協定書（以下「本件協定」という。）を

締結し、昭和58年、予告通知者吹田環境開発は、被予告通知者の指導により、合特法の立法趣旨に基づき、し尿収集運搬業務委託の補償のゴミ収集委託業務を実施するための受皿会社として、また将来的に残存するし尿収集運搬業務を円滑に行うために、株主6社が出資して、設立した（以下「本件設立」という。）。)

その後、被予告通知者と予告通知者吹田環境開発間で、予告通知者吹田環境開発がし尿収集運搬業務とゴミ収集業務を行う委託契約（以下「本件委託契約」という。）を締結し、し尿収集業務は、株主6社が、持株割合を基準とする割合（以下「本件補償割合」という。）で分担して実施してきた。

昭和58年、被予告通知者が既存し尿収集5社に対する補償のゴミ収集業務を委託するため、既存ゴミ収集4社の委託件数を縮小したが、当時、鍵本産業株式会社のゴミ収集の委託数の伸びが著しく、それ故に削減数も多かつた。そのため、被予告通知者の指導で、鍵本産業株式会社を保護するため、本件補償割合が大きかつた西川清掃株式会社、株式会社大建工業所の本件補償割合を縮小し、その分を、鍵本産業株式会社に譲渡し、鍵本産業株式会社は、本件協定、本件設立に参加した。

2-2 解散通知

被予告通知者は、予告通知者吹田環境開発に対し、平成17年2月10日付吹環1第452号によって、予告通知者吹田環境開発の解散を求めた（以下「本件解散通知」という。）。本件解散通知は、予告通知者らと被予

告知者間で締結した平成13年3月31日付確認書(以下「本件確認書」という。)第3項に基づくが、本件確認書は以下の通り無効であり、本件解散通知も無効である。更に以下の通り合特法にも違反し、本件解散通知は無効である。

3 本件確認書の無効

本件確認書は、ゴミ収集業務に石原産業株式会社外5社(以下「新規会社」という。)が新規参入し、新規会社にゴミ収集業務を配分するためである。本件確認書には、予告通知者吹田環境開発委託者からゴミ収集業務の縮小、予告通知者吹田環境開発の解散等が記載されている。

予告通知者らが、本件確認書を締結したのは、当時の被予告通知者環境事業部部长であった古賀康之氏(以下「古賀氏」という。))が、「既存ゴミ収集4社が、当時、被予告通知者から委託を受けている件数を削除しないことと、予告通知者吹田環境開発解散の際には、その委託件数を全て株主6社に対し分配すること」を確約したからである(以下「本件確認書」という。))。しかし、被予告通知者は本件確認書の存在を否定している。予告通知者らが、本件確認書を締結したには、本件確認書があったからである。本件確認書がなければ、予告通知者らのみならず、一般人も本件確認書を締結せず、「法律行為ノ要素」の「錯誤」(民法95条1項本文)に当たる。当時古賀氏は被予告通知者環境事業部部长で、古賀氏の表示した本件確認書を、被予告通知者の真意と信じたことに、予告通知者らに「重大ナル過失」(民法95条1項但書)がない。したがって、本件確認書は錯誤により無効である。

4 合特法違反

本件委託契約は、形式上は一年契約であるが、継続的な契約である。本件委託契約の根拠は、し尿収集運搬業務に関しては、たまたまの7年をめ、多額の費用で、一般廃棄物の収集、運搬または処分等を業として行うことが考えられないこと、ゴミ収集業務に関しては、合特法の立法趣旨に基づき、し尿収集運搬「業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般

廃棄物処理業等を行う者に対する「資金上の措置」（合特法3条2項）に対応する補償であることにある。本件委託契約には合特法の適用がある。

県発対発第 040805001 号平成16年8月5日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長の「一般廃棄物を委託して処理する場合における市町村の処理責任について」（以下「本件通知」という）において、「なお、下水道の整備及び海洋投入処分の禁止等により影響を受けるし尿処理業者等については、その業務の安定を確保する必要があること」が「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法』（昭和50年法律第31号）第3条第1項に基づき「合理化事業計画」の策定等により、市町村において適切な対策が講じられるよう貴管下市町村に対し助言されたいこと。」とある。さらに、合特法3条1項には、「市町村は、当該市町村の区域に係る下水道の整備その他政令で定める事由によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための事業（以下「合理化事業」という。）に関する計画（以下「合理化事業計画」という。）を定め、都道府県知事の承認を受けなければならない。」とある。さらに、合特法3条2項には、「合理化事業計画は、下水道の整備等による一般廃棄物処理業等の経営の基礎となる諸条件の変化の見通しに関する事項、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の事業の転換並びに経営の近代化及び規模の適正化に関する事項、下水道の整備等により業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物処理業等を行う者に対する資金上の措置に関する事項その他厚生省令で定める事項について定めるものとする。」とある。

本件覚書に「下水道の整備等により業務の縮小又は廃止を余儀なくされる」場合であり、「資金上の措置」等が必要となる場合がある。被予告通知者が何ら「資金上の措置」等をせず、本件委託契約を一方的に打切る、本件解散通知は、合特法に違反し、無効である。

5 損害

家庭系ごみ収集業務の業者10社と取交した覚書等の書類 No.24

被告通知者は、予告通知者吹田環境開発が解散された後は、本件委託契約の業務を、新規会社を含む委託業者に配分すると提案している。

被告通知者は、無効な本件確認書に基づき、合特法にも違反する、本件解散通知で、予告通知者吹田環境開発を解散し、その委託件数を全て株主6社に対し分配する本件確認書も守らない意向である。

これにより、予告通知者らは合特法に基づく補償を失い、予告通知者らに発生する損害は、金15億円をくだらない。

平成17年4月以前の状態に回復

平成17年4月に、吹田市のゴミ収集業務に新規会社が参入するのにより、被告通知者らが承諾したのは（以下「本件承諾」という。）、本件承諾をしなければ、ゴミ収集業務を入札にすると、被告通知者が、予告通知者らを強迫したからである。予告通知者らは、民法96条1項に基づき、本件承諾を取消すので、本件承諾は当初より無効になり（民法121条本文）、新規会社の新規参入は無効である。したがって、被告通知者には、平成10年4月以前の新規会社が参入する前の、ゴミ収集業務を、予告通知者吹田環境開発及び既存ゴミ収集4社に全て分配する状態に回復する義務が生じる。

平成17年4月14日

環境部 (30)

名古屋市長 東区東外堀町3番地 三章ビル3階306号

差出人

吹田環境開発株式会社、西川清掃株式会社、有限会社フカモリ、株式会社大建工業所、株式会社セツリョウ、大道興業株式会社、鍵本産業株式会社 代理人 弁護士 浅井正

同 弁護士 大嶋伸彦

大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市

受取人 上記代表者 吹田市長 阪口善雄 殿

差出人
〒461-0017

愛知県名古屋市長区東外堀町3番地三章ビル3階306号
浅井正法律特許事務所

受取人
〒564-8550

大阪府吹田市泉町一丁目3番40号
吹田市長

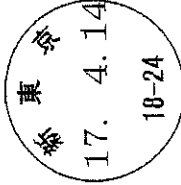
弁護士・弁護士 浅井 正

阪口 善雄 殿

この郵便物は平成17年4月14日
第10275890363号郵便書留郵便物
として差し出したことを証明します。
新東京郵便局長

受付通番：2005041418075300100001 号

5 / 5 頁



家庭系ごみ収集業務の業者10社と取交した覚書等の書類 No. 25

回 答 書

平成17年 月 日

名古屋市東区東外堀町3番地 三章ビル3階306号

浅井正法律特許事務所

弁護士 浅井 正 様

弁護士 大嶋 伸彦 様

大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市

代表者 吹田市長 阪 口 善 雄

冠省、貴職らの平成17年4月14日付け予告通知に対し、下記のとおり回答します。

記

第1 請求の要旨に対する回答

吹田環境開発株式会社、西川清掃株式会社、有限会社フカモリ、株式会社大建工業所、株式会社セツリョウ、大道興業株式会社及び鍵本産業株式会社（以下「予告通知者ら」という。）の請求は、認められな

家庭系ごみ収集業務の業者10社と取交した覚書等の書類 No. 26

い。

第2 紛争の要点に対する認否

- 1 紛争の要点第1項(当事者)の主張事実は認める。
- 2 同第2項(解散通知)のうち、平成13年3月31日付け確認書に基づき平成17年2月10日付けで予告通知者吹田環境開発株式会社の解散を求めたという点は認め、その余は否認する。
- 3 同第3項(本件確認書の無効)のうち、本件確認書に予告通知者吹田環境開発株式会社の解散が記載されている点は認め、その余は否認する。
- 4 同第4項(合特法違反)のうち、平成16年8月5日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知及び下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(以下「合特法」という。)の規定が存在する点については認め、その余は否認する。
- 5 同第5項(損害)のうち、予告通知者吹田環境開発株式会社解散後の委託業務配分の提案については認め、その余は否認する。
- 6 同第6項(平成10年4月以前の状態に回復)の主

家庭系ごみ収集業務の業者10社と取交した覚書等の書類 No. 27

張事実是否認する。

第3 被予告通知者吹田市の主張

- 1 本市は、平成10年度以降、新たに本市のごみ収集運搬委託業者となった6業者（以下「新業者」という。）とそれ以前からごみ収集運搬委託業者であった5業者（以下「旧業者」という。）とのし尿収集運搬委託戸数の平準化を図るため、平成11年12月21日付けでごみ収集運搬業務委託の見直しについて予告通知者吹田環境開発株式会社に対し協議の申し入れを行い（資料4）、その協議の中で本市の意向を説明してきた。なお、この協議は、平成10年4月30日付け要望書（資料3）によるものである。その後、協議が整ったので、平成13年3月31日付けで確認書を締結した（資料5）。その確認書の中で、「予告通知者吹田環境開発株式会社の解散については、早い時期に解散する方向で行政指導を行う」と明記し、あわせてこの確認書において確認した事項については、「今後一切の異議を申し立てないこと」と及び「今後においても本市の行政指導に協力すること」を誓約したものである。

家庭系ごみ収集業務の業者10社と取交した覚書等の書類 No. 28

なお、「確認書には吹田環境開発株式会社への委託
ごみ収集運搬業務の縮小が記載されている」と予告通
知者らは主張するが、当該記載が見当たらないことは
この確認書を見れば明らかである。

2 平成13年3月31日付けで確認書を締結する際、
当時の本市の環境事業部長が「既存4社へのし尿収集
運搬委託戸数を削減しないこと」と及び「吹田環境開発
株式会社解散の際には、その委託戸数を出資者6社に
分配すること」を確約したと予告通知者らは主張する
が、これは確認書の内容と相反するもので、このよう
な確約をすることと自体考えられないし、確約した事実
もない。

予告通知者らは、確約を真意と信じたことを理由
に、錯誤による確認書の無効を主張するが、当該主張
は合理性を欠き、確認書は本市を始め関係者合意の下
に有効に成立したものである。

3 本市は、合特法が昭和50年5月23日に制定され
たことを受け、下水道の整備等により業務の縮小を余
儀なくされる本市のし尿収集運搬業務の受託者に対
し、合特法には直接基づかないが、合特法の立法趣旨

家庭系ごみ収集業務の業者10社と取交した覚書等の書類 No. 29

に基づき、昭和50年度からし尿収集運搬委託戸数の減少対策を実施し、補償措置を講じてきた。具体的には、昭和50年度から昭和63年度までは、基本台数割による車両台数補償を実施し（資料2）、これに加えて、昭和53年度から昭和57年度には、委託戸数凍結制度による補償を実施した（資料2）。そして、昭和59年4月1日からは、補償措置の受け皿会社である吹田環境開発株式会社に対するごみ収集運搬業務委託による補償を実施（資料1）し、現在に至っている。

合特法は、下水道の整備等により業務の縮小を余儀なくされるし尿収集運搬業務の受託者に対する補償について、必ず合特法にやらなければならないと義務づけられたものとはなっておらず、合特法の趣旨に基づき補償を排除するものではない。

予告通知者らは、合特法の「資金上の措置」が何らなされていないと主張するが、本市が昭和50年度から予告通知者らに対し行ってきた補償は、正に下水道の整備等により業務の縮小を余儀なくされるし尿収集運搬業務の受託者に対する補償であり、このことは、

家庭系ごみ収集業務の業者10社と取交した覚書等の書類 No.30

昭和58年2月17日付けで締結した協定書（資料

1）及び平成10年4月30日付け要望書（資料3）

の内容から見ても明らかであり、予告通知者らもその認識があったと推測するのは容易である。

なお、本市が昭和50年度から予告通知者らに対し行ってきた車両割補償及び委託戸数凍結補償の総額は、11億円を超える（資料6）。

また、予告通知者吹田環境開発株式会社に対する業務補償については、昭和59年度から実施してきたものであるが、これは合特法に規定する事業転換ではなく、下水道の整備等により業務の縮小を余儀なくされる本市のし尿収集運搬業務の受託者6社のうち、4社がごみ収集運搬委託業者であることに着目し、ごみ収集運搬委託戸数の増加により資金上の措置を行おうとしたところ、2社がごみ収集運搬委託業者でなかったため、補償の受け皿会社を設立させ、6社全社に対して補償が受けられるように措置したもので、一種の金銭補償であると言え、その額は、平成16年度末までで55億円を超える。

さらに、仮に予告通知者吹田環境開発株式会社に対

家庭系ごみ収集業務の業者10社と取交した覚書等の書類 No.31

する業務補償が事業転換であったとしても、委託地域の決定及び委託業者の決定方法は本市の権限に属することから、予告通知者吹田環境開発株式会社解散しなかつた場合において、予告通知者吹田環境開発株式会社と委託契約を締結するかどうかは本市の裁量である。

以上のようは、昭和50年度からの長きに渡る補償実績から、予告通知者らに対する一切の補償は終わったものと考える。

- 4 予告通知者吹田環境開発株式会社解散後の当該株式会社を受託していたごみ収集運搬委託戸数の取扱いについては、予告通知者吹田環境開発株式会社が昭和59年度から当該業務を受託していたという事実があったとしても、予告通知者吹田環境開発株式会社が解散した場合当然にその出資会社に当該委託業務が引き継がれるものではなく、また、仮に、当該委託業務を出資会社が引き継ぐものであるとしても、当該ごみ収集運搬委託業務は単年度の契約であること及び委託地域若しくは委託業者の決定が本市の権限に属することから、本市は、予告通知者吹田環境開発株式会

家庭系ごみ収集業務の業者10社と取交した覚書等の書類 No.32

社が解散した後、予告通知者吹田環境開発株式会社
が受託していたごみ収集運搬委託戸数を、ごみ収集運
搬委託業者10社に均等に配分すると提案したもので
ある。

5 予告通知者らは、平成10年4月に新業者が参入す
る際、「新業者の参入について承諾しなければごみ収
集業務を従前の随意契約から入札に切り替える」と強
迫されたのでこの承諾を取り消すと主張するが、これ
は、地方公共団体の契約方法について原則入札である
という地方自治法の趣旨から説明したもので、予告通
知者らの主張は認められない。

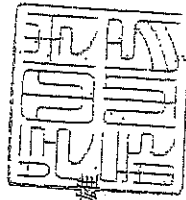
以上

家庭系ごみ収集業務の業者10社と取交した覚書等の書類 No.33

17吹環事第1225号
平成17年12月/2日
(2005年)

吹田環境開発株式会社
代表取締役 西川 毅 様

吹田市長 阪口 善雄



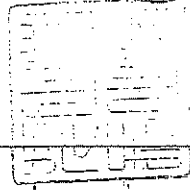
吹田市一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託の取扱いについて（通知）

貴社は、昭和58年2月17日に本市と吹田市清掃協会他6社が締結した協定書に基づき、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業務等の合理化に関する特別措置法に直接基づかないが、その立法趣旨に基づき行う補償の受け皿会社として設立されたものである。

これまで貴社に対して21年の長きにわたって補償として標記業務を委託してきた。補償の受け皿会社として設立された貴社の果たしてきた役割は終わり、これ以上の補償は行わないという趣旨から、貴社が早期に解散する方向で本市が行政指導すること、及び同行政指導に協力することを誓約することについて平成13年3月31日付けで確認書を締結した。本市はこの確認書に基づき、平成17年2月10日付け吹環1第452号の通知文書等により行政指導を行ってきたところである。しかるに、貴社は本市政指導に協力せず、解散を行っていない。

ついては、貴社が平成18年3月31日までに解散しない場合は、貴社との標記業務に係る委託契約については、平成17年度をもって終了し、平成18年度以降は締結しないこととするので、通知する。

確認書



吹田市(以下「甲」という。)と吹田市清掃協会及びその加入業者(以下「乙」という。)は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(以下「合特法」という。)の趣旨に基づき、昭和58年2月17日し尿収集戸数の減少に伴う対策に関し、協定書が交わされた。

本協定書では甲は、乙の経営の基礎となる諸条件に著しい変化が生ずることに鑑み、その影響の緩和策を講じること、乙は経営改善、規模の適正化に努めるとともに、し尿収集運搬業務の遂行に万全を期すことを約したものである。

このため、甲は昭和59年度から21年間に亘り、協定書に定めた受託会社吹田環境開発株式会社に対し支援業務として、ごみ収集運搬業務等を委託してきた。

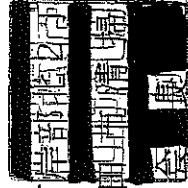
下水道の普及率が99%を超え、合特法の目的である下水道によるし尿処理の転換が完了するまでの間、し尿収集運搬業務を安定的・計画的に継続する見通しができた現在、支援期間を終了し、乙が取り扱ってきた業務を、平成18年度より別途覚書に定めるものとする。なお吹田環境開発株式会社の結果としてきた役割が終えたため、解散するものとする。

平成18年3月17日

甲 吹田市
吹田市市長 阪口 善雄



乙 吹田市環境開発株式会社
吹田市清掃協会 西川 毅



家庭系ごみ収集業務の業者10社と取交した覚書の書類 No. 35

大阪市淀川区田北2丁目4番10号

株式会社大建工業所

代表取締役 仲村 公一

大阪市阿倍区南町3丁目42番10号

大道興業株式会社

代表取締役 道野 義広

吹田市岸部南2丁目10番10号

西川清掃株式会社

代表取締役 西川 毅

吹田市川岸町7番10号

健本産業株式会社

代表取締役 健本 政和

尼崎市南塚口町8丁目24番11号

有限会社フカモリ

代表取締役 深森 亘

豊中市上新田1丁目10番21号

株式会社セツリ

代表取締役 池田 治

立会人

大阪市浪速区難波南2丁目7番25号

サンパベル

大阪府衛生管理協同組合

理事長 藤野 静男

家庭系ごみ収集業務の業者10社と取交した覚書等の書類 No. 36

覚書

吹田市（以下「甲」という。）と有限会社フカモリ、株式会社セツリョウ（以下「乙」という。）及び株式会社大建工業所、大道興業株式会社、西川清掃株式会社、鍵本産業株式会社（以下「丙」という。）並びに大阪府衛生管理協同組合（以下「立会人」という。）は、平成18年3月17日付で締結した確認書に基づき、次のとおり覚書を交わし、ここに証する。

1. 甲は乙に対し、平成18年4月1日以降、従前の業務に替わってし尿収集運搬業務、医療に伴う排出物等・動物の死体収集運搬及び焼却業務並びに公園公衆便所清掃業務を委託し、乙は転換業者として適正に業務を遂行する。
2. 甲は丙に対し、平成18年4月1日以降、吹田環境開発株式会社と契約してきた、ごみ収集運搬業務の一部を委託し、以後各社ごとの収集地域を指定する。

平成18年3月17日

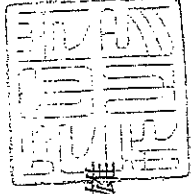
甲

吹田市

吹田市長

阪口

善雄



乙

尼崎市南塚口町8丁目24番11号

有限会社フカモリ

代表取締役 深森 亘

豊中市上新田1丁目10番21号

株式会社セツリョウ

代表取締役 池田 治

家庭系ごみ収集業務の業者10社と取交した覚書等の書類 No. 37

丙

大阪市淀川区北2丁目4番10号

株式会社鍵本産業所

代表取締役 仲村 公一

大阪市阿倍野区阪南町3丁目42番10号

大道興業株式会社

代表取締役 道野 義広

吹田市岸部南2丁目10番10号

西川清掃株式会社

代表取締役 西川 毅

吹田市川岸町7番10号

鍵本産業株式会社

代表取締役 鍵本 政和

立会人

大阪市浪速区難波南2丁目7番25号

サンパル

大阪府衛生管理協同組合

理事 長 藤野 静男

家庭系ごみ収集業務の業者10社と取交した覚書等の書類 No. 38

17吹環第1293-2号
平成18年3月17日
(2006年)

鍵本産業株式会社 代表取締役 鍵本 政和様
西川清掃株式会社 代表取締役 西川 毅様
株式会社大建工業所 代表取締役 仲村 公一様
大道興業株式会社 代表取締役 道野 義広様

吹田市環境部
部長 田口 章三

環境部 (44)

ごみ収集運搬業務量の取り扱いについて、次のとおり取り扱うものとします。

- 1 吹田環境開発株式会社解散に伴い割り当てられた収集業務量は、吹田市が委託業者10社に均等に配分したものであり、今後とも貴社に委託するものです。
ただし、収集区域については、見直す場合があります。
- 2 平成17年度末時点において市から受託していた収集業務量と上記の措置により付加された収集業務量との合計量が貴社への委託量であり、吹田市がこれまででの取り扱いのとおりに随意契約により委託業者に収集業務量を配分する限り、今後とも、この量を委託量とするものです。ただし、担当収集区域において、戸数が著しく増加した場合には、その増加分の範囲内で戸数調整をする場合があります。この場合、収集区域の変更により調整します。
- 3 今後の開発等による社会増又は市直営収集が委託化された場合など、新たに委託業務量の増加があった場合、この増加分の範囲内で、委託業者間の取扱量差の是正に当てる場合があります。

家庭系ごみ収集業務の業者10社と取交した覚書等の書類 No. 39

塵芥収集運搬委託業務等の臨時的支援に関する協定

吹田市と（以下「甲」という。）と塵芥収集運搬業者の（株）石原産業、（株）マルサン、（株）NANBU、北大阪清掃（株）、都市クリエイト（株）、及び（株）村尾興業（以下「乙」という。）は、不測の事態の発生により、乙のうちの業者が甲の委託する業務について遂行することが不可能となった場合、市民生活に支障をきたさないようするため、臨時的支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 乙のうちの業者で不測の事態発生により、当該業者が甲の委託する業務について遂行不可能になった場合、甲は、乙のうちの他の業者に業務の支援を要請することができる。乙はこれに応じるものとする。

(業務の内容)

第2条 前条に基づき支援を要請する業務の内容は、業務遂行不可能となった業者が、甲から委託を受けていた業務の全部又は甲の指示する一部とする。

(業務の期間)

第3条 前条の期間は、甲の指示によるものとするが、概ね1か月から2か月の臨時的、短期的な期間の対応とする。

(業務の引継ぎ)

第4条 業務の遂行にあたって必要な資料、留意事項等については、甲が仲介し、業務遂行不可能となった業者から、支援にあたる業者へ引継ぎを行う。

(契約)

第5条 業務の遂行にあたり、甲と支援を要請された業者との間で、新たな委託契約を締結するものとする。

2 前項の業務委託料は、甲と業務遂行不可能となった業者との間で締結していた契約の委託料により算定するものとする。

(損害負担)

第6条 業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、その業務の委託を受けた業者が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する事由により生じたときは、この限りではない。

(協定期間)

第7条 この協定期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から本協定を更新しない旨

家庭系ごみ収集業務の業者10社と取交した覚書等の書類 No. 40

の申し出があつた場合を除き、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(補則)

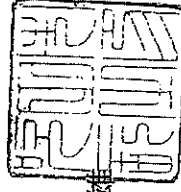
第8条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため本証書7通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成23年4月1日
(2011年)

甲

吹田市



吹田市長 阪口 善雄

乙

株式会社 石原産業

代表取締役 石原 正一

株式会社 マルサン

代表取締役 大前 清彦

株式会社 NANBU

代表取締役 岩本 和代

北大阪清掃 株式会社

代表取締役 岩元 雅清

都市クリエイト 株式会社

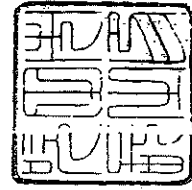
代表取締役 前田 晋二

株式会社 村尾興業

代表取締役 村尾 龍博

家庭系ごみ収集業務の業者10社と取交した覚書等の書類 No. 41

地震等大規模災害時における災害廃棄物
の収集運搬に関する協定



吹 田 市

北摂環境有限責任事業組合

家庭系ごみ収集業務の業者10社と取交した覚書等の書類 No. 42

地震等大規模災害時における災害廃棄物の収集運搬に関する協定

吹田市(以下「甲」という。)と北摂環境有限責任事業組合(以下「乙」という。)は、地震等により大規模な災害が発生した場合における、災害時の応急対策業務の支援に関する、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、災害が発生し、災害廃棄物(平常時に家庭から排出される廃棄物に相当するものは除く。)の収集運搬に係る支援を要するときは、災害廃棄物収集運搬に係る支援要請書(様式第1号)に次に掲げる事項を記載し、乙に支援を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び支援を必要とする理由
- (2) 支援を必要とする期間と場所
- (3) 甲の責任者の氏名と連絡先
- (4) 災害時の大型複雑ごみ・燃焼ごみ・資源ごみ・小型複雑ごみ・有害危険ごみ・災害用携帯トイレからのジェル化されたし尿(以下「災害廃棄物」という。)、がれき等の搬入先(北工場、破碎選別工場、仮置場)と搬入経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(業務の内容)

第2条 この協定により甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- (1) 災害廃棄物の収集と甲が指定する搬入先への運搬
- (2) 道路等に排出された収集可能ながれき等を含む災害廃棄物の収集と甲が指定する搬入先への運搬
- (3) 災害廃棄物の分別収集と搬入先における搬入時の分別

(定義)

第3条 この協定による「大型複雑ごみ」とは、廃置・家具類等を、「がれき等」とは、建物の崩壊、焼失やそれに伴う落下物等、損壊建物から発生するコンクリート塊・鉄筋・鉄骨等、廃木材をさす。

(協力)

第4条 乙は、甲から第1条に規定する災害廃棄物の収集運搬に係る支援要請書の提

出があったときは、特別な理由がない限り、北摂環境有限責任事業組合員が協力し臨時ごみとして収集運搬にあたる。

(損害の負担)

第5条 第2条の規定による業務により、第三者に対し生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。ただし、余震など不測の事態によらない災害廃棄物の積込み、運搬、積降し等、収集運搬に際しての作業や交通事故等により、第三者に対し生じた損害は、乙が負担するものとする。

(補償)

第6条 この協定に基づいて業務に従事した者が、業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は災害補償及び業務で使用した車両等資機材の損傷による補償については、乙の責任において行うものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関わる連絡調整についての責任者は、甲においては吹田市環境部資源循環室、乙においては北摂環境有限責任事業組合総務担当組合員とし、両者は責任を持って連絡調整するものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成21年2月23日から同年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から本協定を更新しない旨の申し出があった場合を除き、期間満了の翌日から起算して引続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

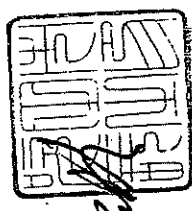
家庭系ごみ収集業務の業者10社と取交した覚書等の書類 No. 44

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、おのおの1通を保有する。

平成 21 年 2 月 23 日

甲 吹田市

吹田市長



改 長 堀

乙 北摂環境有限責任事業組合代表

西川清掃株式会社

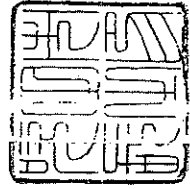
代表取締役

西川高博



家庭系ごみ収集業務の業者10社と取交した覚書等の書類 No. 45

地震等大規模災害時における災害廃棄物
の収集運搬に関する協定



吹 田 市

吹田環境事業協同組合

家庭系ごみ収集業務の業者10社と取交した覚書等の書類 No. 46

地震等大規模災害時における災害廃棄物

の収集運搬に関する協定

吹田市(以下「甲」という。)と吹田環境事業協同組合(以下「乙」という。)は、地震等により大規模な災害が発生した場合における、災害時の応急対策業務の支援に關し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、災害が発生し、災害廃棄物(平常時に家庭から排出される廃棄物に相当するものは除く。)の収集運搬に係る支援を要するときは、災害廃棄物収集運搬に係る支援要請書(様式第1号)に次に掲げる事項を記載し、乙に支援を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び支援を必要とする理由
- (2) 支援を必要とする期間と場所
- (3) 甲の責任者の氏名と連絡先
- (4) 災害時の大型複雑ごみ・燃焼ごみ・資源ごみ・小型複雑ごみ・有害危険ごみ・災害用携帯トイレからのジェル化されたし尿(以下「災害廃棄物」という。)、がれき等の搬入先(北工場、破碎選別工場、仮置場)と搬入経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(業務の内容)

第2条 この協定により甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- (1) 災害廃棄物の収集と甲が指定する搬入先への運搬
- (2) 道路等に排出された収集可能ながれき等を含む災害廃棄物の収集と甲が指定する搬入先への運搬

- (3) 災害廃棄物の分別収集と搬入先における搬入時の分別

(定義)

第3条 この協定による「大型複雑ごみ」とは、廃置・家具類等を、「がれき等」とは、建物の崩壊、焼失やそれに伴う落下物等、損壊建物から発生するコンクリート塊・鉄筋・鉄骨等、廃木材をさす。

(協力)

第4条 乙は、甲から第1条に規定する災害廃棄物の収集運搬に係る支援要請書の提

家庭系ごみ収集業務の業者10社と取交した覚書等の書類 No. 47

出があったときは、特別な理由がない限り、吹田環境事業協同組合員が協力し臨時ごみとして収集運搬にあたる。

(損害の負担)

第5条 第2条の規定による業務により、第三者に対し生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。ただし、余震など不測の事態によらない災害廃棄物の積込み、運搬、積降し等、収集運搬に際しての作業や交通事故等により、第三者に對し生じた損害は、乙が負担するものとする。

(補償)

第6条 この協定に基づいて業務に従事した者が、業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償及び業務で使用了車両等資機材の損傷による補償については、乙の責任において行うものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関わる連絡調整についての責任者は、甲においては吹田市環境部資源循環室、乙においては吹田環境事業協同組合理事長とし、両者は責任を持って連絡調整するものとする。

環境部 (53)

(協定期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成21年2月23日から同年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から本協定を更新しない旨の申し出があった場合を除き、期間満了の翌日から起算して引続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(協議)

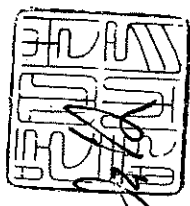
第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

家庭系ごみ収集業務の業者10社と取交した覚書等の書類 No. 48

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、おのおの1通を保有する。

平成21年2月23日

甲 吹田市



阪以長

吹田市長

乙 吹田環境事業協同組合



中川

理事長

随意契約に関する国からの通知及び判例 No.1

環廃対発第080619001号

平成20年6月19日

各都道府県廃棄物処理担当部(局)長殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に
基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々ご尽力、ご協力いただいているところである。

さて、環境問題の重要性がますます高まっている中、ごみ処理行政において市町村の果たすべき役割もますます大きくなっている。本年3月には循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号。以下「循環法」という。)に基づく循環型社会形成推進基本計画(以下「循環計画」という。)が改定されたところである。改定循環計画においては、「環境保全を前提とした循環型社会の形成」を軸に、低炭素社会・自然共生社会への取り組みとの統合、地域循環圏の構築などを推進することとしている。

一般廃棄物の処理においても、昨年6月に提示した「一般廃棄物会計基準」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」及び「一般廃棄物処理有料化の手引き」(以下総称して「3つのガイドライン」という。)を活用し、地域住民への情報開示を行い、理解と協力を得ながら、3R化改革を進めるべきである。

これらの考え方を踏まえ、市町村が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を立案し、これに基づいて事業を実施することができるよう、この度平成5年に策定されたごみ処理基本計画策定指針を改定することとした。

については、市町村の処理責任の性格等一般廃棄物処理計画の策定及び適用に当たっての重要事項を下記のとおり取りまとめるとともに、ごみ処理に関する基本的な事項について定める「ごみ処理基本計画策定指針」を別添のとおり策定したので、貴職におかれては、これら重要事項やごみ処理基本計画策定指針について、貴管下市町村に対し周知徹底及び指導方お願いしたい。

おって、平成5年3月15日付け衛環第83号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」は廃止する。

記

1. 環境保全の重要性

廃棄物処理の制度に関しては、汚物掃除法、清掃法を経て、昭和45年のいわゆる公害国会において廃棄物処理法が制定された。清掃法までは、「公衆衛生の向上」が目的とされてきたが、廃棄物処理法制定時に公害関係諸法に共通の「生活環境の保全」という目的が加えられている。これは、高度経済成長期に経験した数多くの公害問題を克服するために新たな理念として加えられたものである。以来、現在に至るまで廃棄物処理法の目的は、第1条の目的規定にあるように「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」である。そして、これらを基盤としてはじめて循環型社会が存立し得るものである。

この度の循環計画の改定に当たっても、冒頭に「環境保全は、人類の生存基盤にかかわる極めて重要な課題」として、改めて環境保全の重要性を力説し、環境保全を前提とした循環型社会の形成を標榜しているところである。

については、市町村の一般廃棄物行政におかれても、環境保全を前提とし、国民の安全、安心が確保されることを軸として循環型社会の形成のための施策を推進されたい。

2. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

廃棄物処理法上、市町村は、一般廃棄物の処理について、統括的な責任を有するものと解されている。当該市町村が自ら処理を行う場合はもとより、他者に委託して行わせる場合でも、その行為の責任は引き続き市町村が有するものである。

また、市町村における処理責任に照らすと、市町村は一般廃棄物の処理を他人に委託して行わせる場合、施行令第4条に規定する基準（以下「委託基準」という。）を遵守することはもちろんのこと、受託者が廃棄物処理法施行令第3条に規定する基準（以下「一般廃棄物処理基準」という。）に従った処理を行うよう、一般廃棄物の最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないものである。委託処理する場合においては、委託基準において、受託者の能力要件等に加え、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」とされている等、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しているものである。

さらに、受託者により一般廃棄物処理基準に適合しない収集運搬や処分が行われた場合、市町村には一般廃棄物の統括的な処理責任があることにかんがみ、市町村は委託基準を遵守したか否かにかかわらず、自ら生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のための措置を講じるべきである。

以上のとおり、市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい。

3. 一般廃棄物処理計画の策定及び適用

廃棄物処理法第6条第1項及び第6条の2第1項に基づき、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理計画を定めなければならない、かつ、それによって当該区域内における一般廃棄物の処理を行わなければならない。

2. で述べたように、市町村は、一般廃棄物の統括的な処理責任の下、市町村自ら処理する一般廃棄物のみならず、市町村以外の者が処理する一般廃棄物も含め、当該市町村で

発生するすべての一般廃棄物の適正な処理を確保しなければならず、その基本となるものが一般廃棄物処理計画である。

近年、各種リサイクル法の制定等により、製造事業者等に一定の役割を果たしてもらいいわゆる拡大生産者責任(EPR)を求めたり、また、事業系一般廃棄物について排出事業者責任を強化する等の措置を講じてきたところであるが、一般廃棄物については、引き続き市町村が定める一般廃棄物処理計画に従って市町村の責任の下でその処理を行わなければならないものである。

なお、昨今、各市町村、住民、事業者等の努力により、ごみ排出量は一般に減少傾向を示しているところである。こうした排出量の傾向や環境保全の重要性等も踏まえ、一般廃棄物処理計画の策定及び適用に当たっては、長期的な展望をもって対処するとともに、区域内のごみ排出量の見込みに対応した適正規模の処理施設や体制とするよう徹底を図りたい。

随意契約に関する国からの通知及び判例 No.4

環廃対発第 1410081 号

平成 26 年 10 月 8 日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律
の適正な運用の徹底について（通知）

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）が目的とする生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上では、廃棄物の適正処理が基本であり、一般廃棄物の処理に関しては、その処理全体について統括的な責任を有する市町村の役割が極めて重要である。

市町村の処理責任の性格については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成 20 年 6 月 19 日付け環廃対発 第 080619001 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知。以下「6.19 通知」という。）で周知したとおり、市町村自らが行う場合はもとより、市町村以外の者に委託して行わせる場合でも、引き続き市町村が有するものである。また、許可業者に行わせる場合にあっても、市町村が統括的な責任を有するものであり、一般廃棄物処理計画にこれを位置付け、一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、業の許可の運用を行うことが重要である。

この市町村以外の者に一般廃棄物処理業の許可を与えて行わせる場合の考え方に関して、平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決（別添資料参照）において、市町村長から一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分について、その取消訴訟における原告適格を有する

随意契約に関する国からの通知及び判例 No.5

との判示がなされた。

一方、市町村が処理委託した一般廃棄物に関連して、大規模な不適正処理事案が発生しているが、依然として解決を見ないまま長期化している状況にある。

このような状況を踏まえ、改めて下記事項に留意いただき、都道府県知事におかれては貴管内市町村に対し、廃棄物処理法の適正な運用の徹底のため周知徹底及び指導方をお願いしたい。

記

1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに廃棄物処理法施行令第3条各号に規定する基準（以下「処理基準」という。）に従って処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有する。このため、仮に不適正な処分が行われた場合には、生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のために必要な措置を講ずることが求められる。

廃棄物処理法第6条の2第2項の規定における「市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分」とは、市町村自ら行う場合と市町村が委託により行う場合の両方を指しており、両者を同様に扱っていることから、市町村の処理責任については、市町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合のみならず、他者に委託して処理を行わせる場合でも、市町村は引き続き同様の責任を負う。このため、市町村は、廃棄物処理法施行令第4条各号に規定する基準（以下「委託基準」という。）に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならない。

この場合の委託基準には、業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有する適切な者に対して委託すること等の受託者としての要件に加え、「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が定められており、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要である。

また、結果的に、受託者による適正な処理の確保がなされなければ、その責任は市町村が負うものであり、市町村が委託基準を遵守したか否かにかかわらず、市町村は、受託者と連帯して生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のた

随意契約に関する国からの通知及び判例 No.6

めに必要な措置を講ずる必要がある。さらに、それらの措置が十分でない場合には、市町村は自らそれらの措置を講ずる必要がある。

以上のとおり、市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい。

2. 最高裁判決の趣旨

平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決は、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」としており、「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる」との考えに基づき判断されたものである。

したがって、仮に市町村長が一般廃棄物処理計画を踏まえた既存業者への事業の影響等を適切に考慮せずに一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分を行った場合には、既存業者からの訴えにより当該許可処分等は取り消される可能性があるということになる。これは新たな許可処分に限定されるものではないことにも留意する必要がある。

当該判決は、これまで 6.19 通知等により周知してきた廃棄物処理法の目的及び趣意に沿ったものであることから、これを機に、一般廃棄物処理を市町村以外の者に委託し又は許可を与えて行わせる場合を含めて、廃棄物処理法の目的及び趣意を改めて認識の上、一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用をなされたい。

随意契約に関する国からの通知及び判例 No.7

(別添)

平成26年1月28日 最高裁第三小法廷判決

「一般廃棄物処理業許可取消等、損害賠償請求事件」判決理由抜粋

- ① 「一般廃棄物処理業は、市町村の住民の生活に必要な不可欠な公共性の高い事業であり、その遂行に支障が生じた場合には、市町村の区域の衛生や環境が悪化する事態を招来し、ひいては一定の範囲で市町村の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものであって、その適正な運営が継続的かつ安定的に確保される必要がある上、一般廃棄物は人口等に応じておおむねその発生量が想定され、その業務量には一定の限界がある。廃棄物処理法が、業務量の見込みに応じた計画的な処理による適正な事業の遂行の確保についての統括的な責任を市町村に負わせているのは、このような事業の遂行に支障を生じさせないためである。」
- ② 「市町村長が一般廃棄物処理業の許可を与え得るのは、当該市町村による一般廃棄物の処理が困難である場合に限られており、これは、一般廃棄物の処理が本来的には市町村がその責任において自ら実施すべき事業であるため、その処理能力の限界等のために市町村以外の者に行わせる必要がある場合に初めてその事業の許可を与え得るとされたものであると解されること、上記のとおり一定の区域内の一般廃棄物の発生量に応じた需給状況の下における適正な処理が求められること等からすれば、廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる。」
- ③ 「市町村長から、一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者がある場合に、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可又はその更新が、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響についての適切な考慮を欠くものであるならば、許可業者の濫立により需給の均衡が損なわれ、その経営が悪化して事業の適正な運営が害され、これにより当該区域の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものといえる。」
- ④ 「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められるものというべきである。」

随意契約に関する国からの通知及び判例 No.8

- ⑤ 「市町村長から一定の区域につき既に廃棄物処理法第7条に基づく一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可処分又は許可更新処分について、その取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有する。」

随意契約に関する国からの通知及び判例 No.9

平成 25 年 (2013 年) 3 月 26 日

吹田市公共工事等入札・契約制度改善検討委員会資料抜粋

(1) 東村山市議会 平成 16 年 9 月定例会会議録 17 号

[訴訟内容]

平成 13 年度のごみ・資源物収集運搬委託に係る特命随意契約に関して、競争的見積もりによる随意契約をした市域業者と契約額に差が生じたところ、特命随意契約は違法であるとして、その差額である総額約 3,900 万円の損額賠償を求めて、市長の職にある細瀬一男氏個人と事業者 2 社を被告に提訴された。

原告の主張は大きくは 3 点。1 点目は被告 2 社に対して市が、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号、「その性質又は目的が競争入札に適さない」ことを理由として随意契約をしたことは地方自治法に違反するというもの。2 点目は、仮に随意契約によるとしても、少なくとも 3 社以上の複数業者から見積もりを徴収し、競争見積もりをしなかったことは、市契約事務規則第 32 条第 1 項に違反するというもの。3 点目は、〇〇企業との契約金額と異なる額で他の被告 2 社と随意契約したことは、地方自治法第 2 条第 1 4 項に違反するという内容。(しかし、裁判所では憲法、地方自治法あるいは市の規則に違反する事実はなく、契約金額も適正であるとして、原告の主張はすべて退けられている。)

[経緯]

平成 14 年 1 月 23 日、ごみ資源物収集運搬に係る損害の補填等を求める監査請求があり、同年 3 月 28 日に請求棄却。その後同年 5 月 9 日付けで東京地裁に本件住民訴訟が提起されるが、平成 15 年 11 月 12 日に棄却、同年 12 月 6 日付けで東京高裁に提訴、これも平成 16 年 7 月 15 日に棄却され、最高裁への上告もなかったことから勝訴が確定。

[結果]

東京地裁及び東京高裁とも、特命随意契約は適法であり、また、契約額も適正であるとして、原告の請求を全面的に棄却した。平成 16 年 7 月 15 日勝訴確定。

被告となった 2 業者を、ごみ収集業者としての適正があることを裁判所は認めており、随意契約については、多少とも価格の優位性を犠牲にする結果になるとしても、継続的かつ安定的に、しかも迅速、円滑に履行することができるような資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定して契約を締結することが、当該契約の目的を達成するために必要かつ適切であり、ひいては、自治体及び住民の利益の増進につながることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の、その性質または目的が競争入札に適さないもの等の条項に該当すると判断、つまり、随意契約については、一定の合理性があるという裁判所の見解である。

なお、原告、被告も引用していた昭和 62 年最高裁判所判決の随意契約の適合性(後掲)の解釈に関しても、合理的な裁量判断が認められるという被告の考えが、本件においても裁判所で認められている。

随意契約に関する国からの通知及び判例 No.10

(2)A.札幌高裁 一般廃棄物収集業務委託無効確認等請求事件判決

(昭和54年11月14日)

B.最高裁 廃棄物処理業務委託随意契約事件判決 (平成13年7月17日)

A.は北海道大野町において、2人以上のものから見積書を徴することなく随意契約をしたことが違法であると争われた。B.は神奈川県厚木市において、一般競争入札によらずに随意契約を締結したことが地方自治法234条に、さらに複数の中から最低価格を示した業者を選定することなく、それよりも高額な業者と随意契約をしたことは、地方自治法第4条第1項に違反するとして争われた。

これらの判決は、廃棄物処理法は、廃棄物の収集等の業務の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の遂行の適正を重視しており、安定的かつ継続的に廃棄物を処理するため、随意契約により最も適正と認められる業者と契約することは違法ではない。との判決を出している。

(B.神奈川県厚木市の横浜地裁 平成12年3月29日判決)

処理単価が相対的に高い業者に対して随意契約の方法で一般廃棄物の焼却灰等の処理業務を委託した事案について、「委託者である厚木市は、厳しい財政状況の中で廃棄物処理の委託料について重大な利害を持っていたことは当然であるが、同時に、安定的かつ継続的に一般廃棄物を処理するため、県下の他の市と同等又はそれ以上に信頼できる業者を選定する必要があったのであり、そのために多少の価格の有利性を犠牲にしても、契約の相手方の信用、経験、安全性等に関心を持ち、これらを熟知した上で特定の相手方を選定してその者との間で契約を締結するのが妥当であると解され、本件契約は、地方自治法施行令167条の2第1項2号にいう「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するから、本件業務の委託を随意契約の方法によったことについて裁量権の濫用、逸脱があったものということとはできない。」と判示した

(3) 随意契約の規定についての判例 (昭和62年3月20日 最高裁判決)

「その性質又は目的が競争入札に適さないものとするときには、随意契約によることができる。」(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

この規定に関しては昭和62年に次の最高裁の判例があり、前掲の(1)、(2)のB.の判決の基底になっていると考えられる。

「・・・当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難というべき場合がこれに該当することは疑いないが、必ずしもこのような場合に限定されるものではなく、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適正ではなく、当該契約自体では価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約を締結するという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合でも、廃棄物処理法は、廃棄物の収集等の業務の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の遂行の適正を重視しており、安定的かつ継続的に廃棄物を処理するため、随意契約により最も適正と認められる業者と契約することは違法ではないということに該当するものと解すべきである。

過去15年間家庭系ごみ収集戸数の推移（各年度4月分）

（単位：戸）

| | 委 託 | | | | | | | | | | 合 計 |
|--------------------|---------|---------|----------|---------|---------|----------|----------|---------|---------|------------|---------|
| | 鍵本産業(株) | 大道興業(株) | (株)大建工業所 | 西川清掃(株) | (株)石原産業 | (株)NANBU | 北大阪清掃(株) | (株)村尾興業 | (株)マルサン | 都市クリエイト(株) | |
| 平成19年度 (2007年度) | 18,806 | 18,232 | 19,388 | 18,370 | 8,126 | 7,826 | 7,912 | 8,034 | 8,011 | 8,289 | 124,994 |
| 平成20年度 (2008年度) | 19,336 | 18,362 | 19,796 | 18,494 | 8,481 | 7,815 | 7,934 | 8,185 | 8,315 | 8,379 | 125,097 |
| 平成21年度 (2009年度) | 19,720 | 18,418 | 20,514 | 18,655 | 8,633 | - | 7,995 | 8,268 | 8,586 | 8,396 | 119,185 |
| 平成22年度 (2010年度) | 21,402 | 18,575 | 22,238 | 18,535 | 10,033 | 2,969 | 9,618 | 13,164 | 8,696 | 8,499 | 133,729 |
| 平成23年度 (2011年度) | 21,690 | 18,572 | 22,252 | 18,640 | 10,217 | 8,370 | 9,680 | 13,197 | 8,796 | 8,610 | 140,024 |
| 平成24年度 (2012年度) | 20,710 | 18,594 | 20,741 | 18,862 | 10,629 | 9,595 | 9,608 | 11,411 | 10,088 | 10,497 | 140,735 |
| 平成25年度 (2013年度) | 20,939 | 18,665 | 20,872 | 19,009 | 10,847 | 9,660 | 9,619 | 11,414 | 10,143 | 10,730 | 141,898 |
| 平成26年度 (2014年度) | 21,292 | 19,777 | 20,725 | 19,595 | 11,381 | 9,213 | 9,799 | 11,184 | 10,279 | 10,608 | 143,853 |
| 平成27年度 (2015年度) | 21,665 | 19,975 | 21,131 | 19,895 | 11,512 | 9,506 | 10,009 | 11,241 | 10,436 | 10,722 | 146,092 |
| 平成28年度 (2016年度) | 22,154 | 20,101 | 21,768 | 20,065 | 11,788 | 9,712 | 10,178 | 11,320 | 10,608 | 10,983 | 148,677 |
| 平成29年度 (2017年度) | 22,526 | 20,283 | 22,088 | 20,296 | 11,989 | 9,883 | 10,324 | 11,457 | 10,674 | 11,122 | 150,642 |
| 平成30年度 (2018年度) | 23,080 | 20,331 | 22,391 | 20,401 | 12,273 | 9,657 | 10,332 | 11,504 | 10,676 | 11,250 | 151,895 |
| 令和元年度 (2019年度) | 23,502 | 20,346 | 22,502 | 20,440 | 12,573 | 9,664 | 10,329 | 11,832 | 10,928 | 11,284 | 153,400 |
| 令和2年度 (2020年度) | 23,989 | 20,561 | 22,743 | 20,720 | 12,727 | 9,653 | 10,448 | 12,041 | 11,229 | 11,282 | 155,393 |
| 令和3年度 (2021年度) | 24,701 | 20,802 | 23,081 | 21,033 | 12,851 | 9,822 | 10,587 | 12,523 | 11,356 | 11,426 | 158,182 |

事業系一般廃棄物に係る許可業者別収集量及び契約件数の推移(過去3年間)

| | | 鍵本産業(株) | 大道興業(株) | (株)大建工業所 | 西川清掃(株) | (株)石原産業 | (株)NANBU | 北大阪清掃(株) | (株)村尾興業 | (株)マルサン | 都市クワイ(株) | 合計 |
|-------------------|---------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|---------|---------|-----------|------------|
| 令和元年度 (2019年度) | 収集量 (燃焼ごみ) | 14,019.5kg | 1,396.1kg | 4,209.6kg | 2,372.4kg | 1,600.9kg | 802.2kg | 2,874.6kg | 673.2kg | 377.9kg | 2,478.4kg | 30,804.9kg |
| | 割合 | 45.5% | 4.5% | 13.7% | 7.7% | 5.2% | 2.6% | 9.3% | 2.2% | 1.2% | 8.0% | 100.0% |
| | 件数 | 2,141件 | 440件 | 596件 | 619件 | 374件 | 103件 | 222件 | 165件 | 78件 | 259件 | 4,997件 |
| | 割合 | 42.8% | 8.8% | 11.9% | 12.4% | 7.5% | 2.1% | 4.4% | 3.3% | 1.6% | 5.2% | 100.0% |
| 令和2年度 (2020年度) | 収集量 (燃焼ごみ) | 12,391.3kg | 1,294.3kg | 3,947.8kg | 2,261.6kg | 1,426.2kg | 713.8kg | 2,200.1kg | 798.2kg | 327.3kg | 2,140.7kg | 27,501.2kg |
| | 割合 | 45.1% | 4.7% | 14.4% | 8.2% | 5.2% | 2.6% | 8.0% | 2.9% | 1.2% | 7.8% | 100.0% |
| | 件数 | 2,149件 | 435件 | 626件 | 628件 | 373件 | 108件 | 224件 | 161件 | 77件 | 252件 | 5,033件 |
| | 割合 | 42.7% | 8.7% | 12.4% | 12.5% | 7.4% | 2.1% | 4.5% | 3.2% | 1.5% | 5.0% | 100.0% |
| 令和3年度 (2021年度) | 収集量 (燃焼ごみ) | 12,299.4kg | 1,276.3kg | 4,359.9kg | 2,212.5kg | 1,477.3kg | 569.4kg | 2,310.2kg | 511.9kg | 337.6kg | 2,200.1kg | 27,554.7kg |
| | 割合 | 44.6% | 4.6% | 15.8% | 8.0% | 5.4% | 2.1% | 8.4% | 1.9% | 1.2% | 8.0% | 100.0% |
| | 件数 | 2,142件 | 433件 | 643件 | 636件 | 368件 | 114件 | 223件 | 168件 | 80件 | 252件 | 5,059件 |
| | 割合 | 42.3% | 8.6% | 12.7% | 12.6% | 7.3% | 2.2% | 4.4% | 3.3% | 1.6% | 5.0% | 100.0% |

燃焼ごみ、リサイクルごみの収集事業における、事業開始後からの年度ごとの委託先一覧、委託料、全体の割合 No.1

(単位：戸・千円)

| | | 直営 | 委 託 先 | | | | | | | | | | | 合 計 |
|--------------------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|-------|--------|--------|-------|-------|----------|---------|
| | | | 鍵本産業㈱ | 大道興業㈱ | ㈱大建工業所 | 西川清掃㈱ | 吹田環境開発㈱ | ㈱石原産業 | ㈱NANBU | 北大阪清掃㈱ | ㈱村尾興業 | ㈱マルサン | 都市クリエイト㈱ | |
| 平成4年度 (1992年度) | 世帯数 | 26,703 | 20,029 | 20,293 | 19,950 | 19,783 | 18,636 | - | - | - | - | - | - | 125,394 |
| | 割合 | 21.3% | 16.0% | 16.2% | 15.9% | 15.8% | 14.9% | - | - | - | - | - | - | 100.0% |
| | 委託料(税抜き) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成5年度 (1993年度) | 世帯数 | 26,951 | 20,365 | 20,551 | 20,023 | 20,063 | 18,815 | - | - | - | - | - | - | 126,768 |
| | 割合 | 21.3% | 16.1% | 16.2% | 15.8% | 15.8% | 14.8% | - | - | - | - | - | - | 100.0% |
| | 委託料(税抜き) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成6年度 (1994年度) | 世帯数 | 27,325 | 20,347 | 20,488 | 19,958 | 20,033 | 18,752 | - | - | - | - | - | - | 126,903 |
| | 割合 | 21.5% | 16.0% | 16.1% | 15.7% | 15.8% | 14.8% | - | - | - | - | - | - | 100.0% |
| | 委託料(税抜き) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成7年度 (1995年度) | 世帯数 | 27,549 | 20,502 | 20,612 | 20,110 | 20,064 | 19,515 | - | - | - | - | - | - | 128,352 |
| | 割合 | 21.4% | 16.0% | 16.1% | 15.7% | 15.6% | 15.2% | - | - | - | - | - | - | 100.0% |
| | 委託料(税抜き) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成8年度 (1996年度) | 世帯数 | 27,370 | 21,208 | 20,972 | 20,471 | 20,421 | 20,228 | - | - | - | - | - | - | 130,670 |
| | 割合 | 20.9% | 16.2% | 16.0% | 15.7% | 15.6% | 15.5% | - | - | - | - | - | - | 100.0% |
| | 委託料(税抜き) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成9年度 (1997年度) | 世帯数 | 27,304 | 21,688 | 21,505 | 20,730 | 20,625 | 21,454 | - | - | - | - | - | - | 133,306 |
| | 割合 | 20.5% | 16.3% | 16.1% | 15.6% | 15.5% | 16.1% | - | - | - | - | - | - | 100.0% |
| | 委託料(税抜き) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成10年度 (1998年度) | 世帯数 | 27,134 | 21,996 | 21,934 | 20,937 | 20,852 | 22,241 | - | - | - | - | - | - | 135,094 |
| | 割合 | 20.1% | 16.3% | 16.2% | 15.5% | 15.4% | 16.5% | - | - | - | - | - | - | 100.0% |
| | 委託料(税抜き) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成11年度 (1999年度) | 世帯数 | 27,403 | 20,175 | 19,563 | 20,038 | 19,709 | 22,822 | 1,367 | 1,226 | 1,432 | 1,318 | 1,370 | 1,301 | 137,724 |
| | 割合 | 19.9% | 14.6% | 14.2% | 14.5% | 14.3% | 16.6% | 1.0% | 0.9% | 1.0% | 1.0% | 1.0% | 0.9% | 100.0% |
| | 委託料(税抜き) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成12年度 (2000年度) | 世帯数 | 27,413 | 20,413 | 19,685 | 20,509 | 19,902 | 23,386 | 1,369 | 1,270 | 1,487 | 1,309 | 1,336 | 1,339 | 139,418 |
| | 割合 | 19.7% | 14.6% | 14.1% | 14.7% | 14.3% | 16.8% | 1.0% | 0.9% | 1.1% | 0.9% | 1.0% | 1.0% | 100.0% |
| | 委託料(税抜き) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成13年度 (2001年度) | 世帯数 | 27,686 | 17,606 | 16,604 | 17,657 | 16,970 | 23,812 | 3,567 | 3,666 | 3,371 | 3,454 | 3,491 | 3,501 | 141,385 |
| | 割合 | 19.6% | 12.5% | 11.7% | 12.5% | 12.0% | 16.8% | 2.5% | 2.6% | 2.4% | 2.4% | 2.5% | 2.5% | 100.0% |
| | 委託料(税抜き) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成14年度 (2002年度) | 世帯数 | 27,601 | 15,958 | 15,639 | 15,923 | 15,809 | 24,227 | 4,525 | 4,573 | 4,679 | 4,721 | 4,606 | 4,553 | 142,814 |
| | 割合 | 19.3% | 11.2% | 11.0% | 11.1% | 11.1% | 17.0% | 3.2% | 3.2% | 3.3% | 3.3% | 3.2% | 3.2% | 100.0% |
| | 委託料(税抜き) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |

※ 割合・委託料(税抜き)については表示単位未満で四捨五入しているため合計と内訳の合計は合致しない場合があります。

※ 委託戸数は各年度4月分です。

燃焼ごみ、リサイクルごみの収集事業における、事業開始後からの年度ごとの委託先一覧、委託料、全体の割合 No.2

(単位：戸・千円)

| | 直営 | 委 託 先 | | | | | | | | | | | 合 計 | |
|--------------------|----------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|-----------|---------|
| | | 鍵本産業㈱ | 大道興業㈱ | ㈱大建工業所 | 西川清掃㈱ | 吹田環境開発㈱ | ㈱石原産業 | ㈱NANBU | 北大阪清掃㈱ | ㈱村尾興業 | ㈱マルサン | 都市クリエイト㈱ | | |
| 平成15年度 (2003年度) | 世帯数 | 27,793 | 16,272 | 15,848 | 16,590 | 15,873 | 24,542 | 4,565 | 4,637 | 4,746 | 4,840 | 4,857 | 4,612 | 145,175 |
| | 割合 | 19.1% | 11.2% | 10.9% | 11.4% | 10.9% | 16.9% | 3.1% | 3.2% | 3.3% | 3.3% | 3.3% | 3.2% | 100.0% |
| | 委託料(税抜き) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成16年度 (2004年度) | 世帯数 | 27,770 | 15,799 | 15,634 | 16,233 | 15,778 | 23,592 | 5,511 | 5,218 | 5,082 | 5,321 | 5,169 | 5,796 | 146,903 |
| | 割合 | 18.9% | 10.8% | 10.6% | 11.1% | 10.7% | 16.1% | 3.8% | 3.6% | 3.5% | 3.6% | 3.5% | 3.9% | 100.0% |
| | 委託料(税抜き) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成17年度 (2005年度) | 世帯数 | 27,819 | 16,172 | 15,621 | 16,451 | 15,750 | 23,881 | 5,571 | 5,227 | 5,059 | 5,381 | 5,231 | 5,871 | 148,034 |
| | 割合 | 18.8% | 10.9% | 10.6% | 11.1% | 10.7% | 16.1% | 3.8% | 3.5% | 3.4% | 3.6% | 3.5% | 4.0% | 100.0% |
| | 委託料(税抜き) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成18年度 (2006年度) | 世帯数 | 27,678 | 18,763 | 18,185 | 19,117 | 18,232 | 7,979 | 7,774 | 7,613 | 7,865 | 7,787 | 8,241 | 149,234 | |
| | 割合 | 18.5% | 12.6% | 12.2% | 12.8% | 12.2% | 5.3% | 5.2% | 5.1% | 5.3% | 5.2% | 5.5% | 100.0% | |
| | 委託料(税抜き) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成19年度 (2007年度) | 世帯数 | 27,580 | 18,806 | 18,232 | 19,388 | 18,370 | 8,126 | 7,826 | 7,912 | 8,034 | 8,011 | 8,289 | 150,574 | |
| | 割合 | 18.3% | 12.5% | 12.1% | 12.9% | 12.2% | 5.4% | 5.2% | 5.3% | 5.3% | 5.3% | 5.5% | 100.0% | |
| | 委託料(税抜き) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成20年度 (2008年度) | 世帯数 | 27,291 | 19,336 | 18,362 | 19,796 | 18,494 | 8,481 | 7,815 | 7,934 | 8,185 | 8,315 | 8,379 | 152,388 | |
| | 割合 | 17.9% | 12.7% | 12.0% | 13.0% | 12.1% | 5.6% | 5.1% | 5.2% | 5.4% | 5.5% | 5.5% | 100.0% | |
| | 委託料(税抜き) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成21年度 (2009年度) | 世帯数 | 34,843 | 19,720 | 18,418 | 20,514 | 18,655 | 8,633 | - | 7,995 | 8,268 | 8,586 | 8,396 | 154,028 | |
| | 割合 | 22.6% | 12.8% | 12.0% | 13.3% | 12.1% | 5.6% | - | 5.2% | 5.4% | 5.6% | 5.5% | 100.0% | |
| | 委託料(税抜き) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成22年度 (2010年度) | 世帯数 | 20,971 | 21,402 | 18,575 | 22,238 | 18,535 | 10,033 | 2,969 | 9,618 | 13,164 | 8,696 | 8,499 | 154,700 | |
| | 割合 | 13.6% | 13.8% | 12.0% | 14.4% | 12.0% | 6.5% | 1.9% | 6.2% | 8.5% | 5.6% | 5.5% | 100.0% | |
| | 委託料(税抜き) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成23年度 (2011年度) | 世帯数 | 16,061 | 21,690 | 18,572 | 22,252 | 18,640 | 10,217 | 8,370 | 9,680 | 13,197 | 8,796 | 8,610 | 156,085 | |
| | 割合 | 10.3% | 13.9% | 11.9% | 14.3% | 11.9% | 6.5% | 5.4% | 6.2% | 8.5% | 5.6% | 5.5% | 100.0% | |
| | 委託料(税抜き) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成24年度 (2012年度) | 世帯数 | 16,893 | 20,710 | 18,594 | 20,741 | 18,862 | 10,629 | 9,595 | 9,608 | 11,411 | 10,088 | 10,497 | 157,628 | |
| | 割合 | 10.7% | 13.1% | 11.8% | 13.2% | 12.0% | 6.7% | 6.1% | 6.1% | 7.2% | 6.4% | 6.7% | 100.0% | |
| | 委託料(税抜き) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 平成25年度 (2013年度) | 世帯数 | 17,323 | 20,939 | 18,665 | 20,872 | 19,009 | 10,847 | 9,660 | 9,619 | 11,414 | 10,143 | 10,730 | 159,221 | |
| | 割合 | 10.9% | 13.2% | 11.7% | 13.1% | 11.9% | 6.8% | 6.1% | 6.0% | 7.2% | 6.4% | 6.7% | 100.0% | |
| | 委託料(税抜き) | - | 231,870 | 210,067 | 227,747 | 210,514 | 121,457 | 103,538 | 106,015 | 123,905 | 111,192 | 116,663 | 1,562,968 | |
| | 割合 | - | 14.8% | 13.4% | 14.6% | 13.5% | 7.8% | 6.6% | 6.8% | 7.9% | 7.1% | 7.5% | 100.0% | |

※ 割合・委託料(税抜き)については表示単位未満で四捨五入しているため合計と内訳の合計は合致しない場合があります。

※ 委託戸数は各年度4月分です。

燃焼ごみ、リサイクルごみの収集事業における、事業開始後からの年度ごとの委託先一覧、委託料、全体の割合 No.3

(単位：戸・千円)

| | 直営 | 委 託 先 | | | | | | | | | | 合 計 | | |
|--------------------|----------|--------|---------|---------|---------|---------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|
| | | 鍵本産業㈱ | 大道興業㈱ | ㈱大建工業所 | 西川清掃㈱ | 吹田環境開発㈱ | ㈱石原産業 | ㈱NANBU | 北大阪清掃㈱ | ㈱村尾興業 | ㈱マルサン | | 都市クリエイティブ㈱ | |
| 平成26年度 (2014年度) | 世帯数 | 17,635 | 21,292 | 19,777 | 20,725 | 19,595 | | 11,381 | 9,213 | 9,799 | 11,184 | 10,279 | 10,608 | 161,488 |
| | 割合 | 10.9% | 13.2% | 12.2% | 12.8% | 12.1% | | 7.0% | 5.7% | 6.1% | 6.9% | 6.4% | 6.6% | 100.0% |
| | 委託料(税抜き) | - | 235,328 | 216,918 | 228,123 | 216,132 | | 125,264 | 101,583 | 108,448 | 122,467 | 113,250 | 116,635 | 1,584,146 |
| | 割合 | - | 14.9% | 13.7% | 14.4% | 13.6% | | 7.9% | 6.4% | 6.8% | 7.7% | 7.1% | 7.4% | 100.0% |
| 平成27年度 (2015年度) | 世帯数 | 17,624 | 21,665 | 19,975 | 21,131 | 19,895 | | 11,512 | 9,506 | 10,009 | 11,241 | 10,436 | 10,722 | 163,716 |
| | 割合 | 10.8% | 13.2% | 12.2% | 12.9% | 12.2% | | 7.0% | 5.8% | 6.1% | 6.9% | 6.4% | 6.5% | 100.0% |
| | 委託料(税抜き) | - | 239,348 | 218,754 | 233,387 | 218,428 | | 126,617 | 105,155 | 110,587 | 123,328 | 114,956 | 119,039 | 1,609,597 |
| | 割合 | - | 14.9% | 13.6% | 14.5% | 13.6% | | 7.9% | 6.5% | 6.9% | 7.7% | 7.1% | 7.4% | 100.0% |
| 平成28年度 (2016年度) | 世帯数 | 17,975 | 22,154 | 20,101 | 21,768 | 20,065 | | 11,788 | 9,712 | 10,178 | 11,320 | 10,608 | 10,983 | 166,652 |
| | 割合 | 10.8% | 13.3% | 12.1% | 13.1% | 12.0% | | 7.1% | 5.8% | 6.1% | 6.8% | 6.4% | 6.6% | 100.0% |
| | 委託料(税抜き) | - | 244,189 | 220,409 | 239,610 | 220,334 | | 130,197 | 106,829 | 112,126 | 125,223 | 116,003 | 120,789 | 1,635,709 |
| | 割合 | - | 14.9% | 13.5% | 14.6% | 13.5% | | 8.0% | 6.5% | 6.9% | 7.7% | 7.1% | 7.4% | 100.0% |
| 平成29年度 (2017年度) | 世帯数 | 18,002 | 22,526 | 20,283 | 22,088 | 20,296 | | 11,989 | 9,883 | 10,324 | 11,457 | 10,674 | 11,122 | 168,644 |
| | 割合 | 10.7% | 13.4% | 12.0% | 13.1% | 12.0% | | 7.1% | 5.9% | 6.1% | 6.8% | 6.3% | 6.6% | 100.0% |
| | 委託料(税抜き) | - | 249,132 | 221,710 | 242,660 | 222,414 | | 132,484 | 106,631 | 112,806 | 125,413 | 116,906 | 122,395 | 1,652,551 |
| | 割合 | - | 15.1% | 13.4% | 14.7% | 13.5% | | 8.0% | 6.5% | 6.8% | 7.6% | 7.1% | 7.4% | 100.0% |
| 平成30年度 (2018年度) | 世帯数 | 18,165 | 23,080 | 20,331 | 22,391 | 20,401 | | 12,273 | 9,657 | 10,332 | 11,504 | 10,676 | 11,250 | 170,060 |
| | 割合 | 10.7% | 13.6% | 12.0% | 13.2% | 12.0% | | 7.2% | 5.7% | 6.1% | 6.8% | 6.3% | 6.6% | 100.0% |
| | 委託料(税抜き) | - | 252,458 | 220,147 | 243,886 | 220,825 | | 134,954 | 105,081 | 111,445 | 126,904 | 117,036 | 122,017 | 1,654,752 |
| | 割合 | - | 15.3% | 13.3% | 14.7% | 13.3% | | 8.2% | 6.4% | 6.7% | 7.7% | 7.1% | 7.4% | 100.0% |
| 令和元年度 (2019年度) | 世帯数 | 18,264 | 23,502 | 20,346 | 22,502 | 20,440 | | 12,573 | 9,664 | 10,329 | 11,832 | 10,928 | 11,284 | 171,664 |
| | 割合 | 10.6% | 13.7% | 11.9% | 13.1% | 11.9% | | 7.3% | 5.6% | 6.0% | 6.9% | 6.4% | 6.6% | 100.0% |
| | 委託料(税抜き) | - | 256,890 | 221,066 | 243,586 | 222,014 | | 137,065 | 104,025 | 111,872 | 129,228 | 120,443 | 122,290 | 1,668,480 |
| | 割合 | - | 15.4% | 13.2% | 14.6% | 13.3% | | 8.2% | 6.2% | 6.7% | 7.7% | 7.2% | 7.3% | 100.0% |
| 令和2年度 (2020年度) | 世帯数 | 18,659 | 23,989 | 20,561 | 22,743 | 20,720 | | 12,727 | 9,653 | 10,448 | 12,041 | 11,229 | 11,282 | 174,052 |
| | 割合 | 10.7% | 13.8% | 11.8% | 13.1% | 11.9% | | 7.3% | 5.5% | 6.0% | 6.9% | 6.5% | 6.5% | 100.0% |
| | 委託料(税抜き) | - | 262,728 | 222,980 | 247,998 | 225,210 | | 138,057 | 104,495 | 113,220 | 131,615 | 122,462 | 122,959 | 1,691,724 |
| | 割合 | - | 15.5% | 13.2% | 14.7% | 13.3% | | 8.2% | 6.2% | 6.7% | 7.8% | 7.2% | 7.3% | 100.0% |
| 令和3年度 (2021年度) | 世帯数 | 18,970 | 24,701 | 20,802 | 23,081 | 21,033 | | 12,851 | 9,822 | 10,587 | 12,523 | 11,356 | 11,426 | 177,152 |
| | 割合 | 10.7% | 13.9% | 11.7% | 13.0% | 11.9% | | 7.3% | 5.5% | 6.0% | 7.1% | 6.4% | 6.4% | 100.0% |
| | 委託料(税抜き) | - | 269,034 | 225,986 | 250,136 | 229,883 | | 140,047 | 107,017 | 114,349 | 136,438 | 123,586 | 124,266 | 1,720,741 |
| | 割合 | - | 15.6% | 13.1% | 14.5% | 13.4% | | 8.1% | 6.2% | 6.6% | 7.9% | 7.2% | 7.2% | 100.0% |

※ 割合・委託料(税抜き)については表示単位未満で四捨五入しているため合計と内訳の合計は合致しない場合があります。

※ 委託戸数は各年度4月分です。

本市におけるメタルに含有するレアメタルの量及び
4市（西宮市、尼崎市、豊中市、高槻市）との比較

(単位：mg/kg)

| | 吹田市 | 西宮市 | 尼崎市 | 豊中市 | 高槻市 |
|-------|--------|-----|-----|-----|-----|
| 金 | 43 | — | — | — | — |
| 銀 | 259 | — | — | — | — |
| 銅 | 97,405 | — | — | — | — |
| パラジウム | 9 | — | — | — | — |
| 白金 | 12 | — | — | — | — |
| ニッケル | 13,894 | — | — | — | — |

※ヒアリング調査の結果、本市以外では溶融設備がなく、また、他の抽出方法でのメタルの生成はありませんとのことでした。

※レアメタルの含有量は、令和3年度（2021年度）本市と入札参加業者が測定した平均値としています。

令和3年度（2021年度）灰溶融炉の費用対効果の状況 No.1

1 維持管理にかかる費用

| 内容 | 金額(円) |
|-------------------|-------------|
| (1)消耗品及び整備経費 | 286,134,571 |
| (2)薬品関係経費 | 26,493,328 |
| (3)残灰(スラグ)処理経費 | 12,993,992 |
| (4)飛灰(飛灰固化物)処理経費 | 14,646,104 |
| (5)溶融飛灰(山元還元)処理経費 | 29,147,503 |
| 合 計 | 369,415,498 |

2 効果

(1)リサイクル率への寄与

第3次環境基本計画においてリサイクル率目標 25.6%を掲げており、令和3年度（2021年度）はリサイクル率 15.7%であり、そのうち溶融スラグ等の利用により 1.4%程度寄与しています。

令和3年度（2021年度）灰溶融炉の費用対効果の状況 No.2

(2)資源回収量及び売却金額

| | 利用量(t) | 売却金額(円) |
|-------|--------|---------------|
| スラグ | 1,585 | 158,444 |
| メタル | 120 | 24,102,870 |
| 山元還元灰 | 541 | (逆有償のため前表に表記) |
| 合計 | 2,246 | 24,261,314 |

(3)最終処分場への負荷軽減及び支出削減効果

ア 最終処分場での処分量の削減

溶融スラグの利用は約1,600 tであり、最終処分場に搬送処分する焼却灰等に換算すると約2,300 tの負荷軽減となっています。

イ 支出削減

削減効果額：30,284,100円

(4)溶融スラグの有効利用による資源循環社会への貢献

溶融スラグを生成しインターロッキングブロックや管巻き材(埋め戻し材)として活用することにより、ごみのリサイクルを可能とし、持続可能な資源循環社会の実現に寄与しています。

都市計画部資料

| 部 名 | ページ 番 号 | 資 料 名 | 要求委員名 | | | |
|------|------------|--|-------|----|--|--|
| 都市計画 | 1 | 過去9年間の吹田市開発ビル株式会社に関する各年度の事業報告における決算書、人件費及び職員数の一覧 | 斎藤 | | | |
| 都市計画 | 2~4 | 南吹田駅まちづくり推進市民協議会の設立当初からの活動内容及び同協議会への支援内容 | 川本 | | | |
| 都市計画 | 5 | 民間住宅の耐震化の進捗状況及び耐震化補助の利用状況 | 村口 | 斎藤 | | |
| 都市計画 | 6 | 共同住宅等の耐震化状況（令和2年度（2020年度）時点） | 後藤 | | | |
| 都市計画 | 7 | 過去7年間の確認申請及び計画通知の推移 | 斎藤 | | | |
| 都市計画 | 8 | 過去7年間の違反建築物等の監察実施状況等 | 斎藤 | | | |
| 都市計画 | 9 | 耐震化促進事業に係る取組状況 | 斎藤 | | | |
| 都市計画 | 10~11 | 過去3年間における耐震診断補助を受けて耐震設計補助、耐震改修補助に進んだ件数 | 斎藤 | | | |
| 都市計画 | 12 | 空家等対策計画策定後の空家対策実績一覧 | 村口 | | | |
| 都市計画 | 13 | 市営住宅跡地の活用についての検討内容及び進捗状況 | 村口 | | | |
| 都市計画 | 14 | 過去5年間における住宅政策室の未利用の行政財産と普通財産の変遷 | 後藤 | | | |
| 都市計画 | 15~20 | 令和3年度（2021年度）行政財産の目的外使用一覧 | 後藤 | | | |
| 都市計画 | 21~22 | 令和3年度（2021年度）未利用あるいはそれに準ずる市有地一覧（50㎡以上） | 川本 | 矢野 | | |

過去9年間の吹田市開発ビル株式会社に関する各年度の事業報告における決算書、人件費及び職員数の一覧

単位（円、人）

| 年度 | | 平成24年度 (2012年度) 第37期 | 平成25年度 (2013年度) 第38期 | 平成26年度 (2014年度) 第39期 | 平成27年度 (2015年度) 第40期 | 平成28年度 (2016年度) 第41期 | 平成29年度 (2017年度) 第42期 | 平成30年度 (2018年度) 第43期 | 令和元年度 (2019年度) 第44期 | 令和2年度 (2020年度) 第45期 |
|-------------------|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 決算書 (損益計算書) | 営業収入 (前年度比) | 899,878,906 — | 921,628,795 (102.4%) | 933,975,346 (101.3%) | 858,325,666 (91.9%) | 839,454,601 (97.8%) | 773,069,852 (92.1%) | 766,919,617 (99.2%) | 754,012,184 (98.3%) | 743,736,924 (98.6%) |
| | 受取賃貸料 | — | — | 715,546,782 | 653,085,604 | 656,585,885 | 589,937,895 | 584,405,135 | 583,297,207 | 572,390,108 |
| | 駐車場収入 | — | — | 161,856,707 | 153,271,037 | 137,602,633 | 138,392,921 | 138,290,291 | 131,647,882 | 131,069,073 |
| | ホール会議室収入 | — | — | 23,341,396 | 22,479,299 | 23,516,880 | 23,286,215 | 22,330,960 | 16,927,565 | 19,911,144 |
| | 受取手数料 | — | — | 2,810,592 | 1,908,383 | 1,596,896 | 919,203 | 562,866 | 1,916,566 | 1,172,852 |
| | 受託収入 | — | — | 5,449,692 | 4,407,010 | — | — | — | — | — |
| | 管理手数料 | — | — | 24,970,177 | 23,174,333 | 20,152,307 | 20,533,618 | 21,330,365 | 20,222,964 | 19,193,747 |
| | 営業原価 | 195,937,163 | 188,989,350 | 189,766,807 | 165,854,091 | 128,540,879 | 117,389,298 | 116,276,453 | 113,259,248 | 108,633,609 |
| | 売上総利益 (前年度比) | 703,941,743 — | 732,639,445 (104.1%) | 744,208,539 (101.6%) | 692,471,575 (93.0%) | 710,913,722 (102.7%) | 655,680,554 (92.2%) | 650,643,164 (99.2%) | 640,752,936 (98.5%) | 635,103,315 (99.1%) |
| | 経費 | 454,258,287 | 450,377,037 | 475,026,849 | 470,332,549 | 448,549,655 | 433,437,367 | 420,071,281 | 417,760,239 | 414,484,120 |
| | 人件費 | — | — | 92,692,908 | 83,193,153 | 80,029,419 | 80,439,352 | 79,499,456 | 83,242,016 | 86,462,495 |
| | 役員報酬 | — | — | 10,200,000 | 10,200,000 | 8,800,000 | 4,300,000 | 3,840,000 | 12,112,513 | 11,720,640 |
| | 給料手当 | — | — | 50,864,686 | 45,760,726 | 43,608,457 | 44,674,910 | 43,806,191 | 41,444,928 | 44,378,883 |
| | 賞与 | — | — | 15,430,571 | 13,174,137 | 13,073,569 | 14,727,684 | 13,579,572 | 12,650,896 | 12,966,462 |
| | 退職金引当金繰入 | — | — | 3,855,842 | 2,896,745 | 3,918,465 | 6,478,302 | 7,650,120 | 6,224,705 | 5,640,345 |
| | 法定福利費 | — | — | 12,007,201 | 10,821,310 | 10,354,459 | 10,049,479 | 10,420,103 | 10,609,781 | 11,571,955 |
| | 福利厚生費 | — | — | 334,608 | 340,235 | 274,469 | 208,977 | 203,470 | 199,193 | 184,210 |
| | その他経費 | — | — | 382,333,941 | 387,139,396 | 368,520,236 | 352,998,015 | 340,571,825 | 334,518,223 | 328,021,625 |
| | 営業利益 (前年度比) | 249,683,456 — | 282,262,408 (113.0%) | 269,181,690 (95.4%) | 222,139,026 (82.5%) | 262,364,067 (118.1%) | 222,243,187 (84.7%) | 230,571,883 (103.7%) | 222,992,697 (96.7%) | 220,619,195 (98.9%) |
| | 経常利益 | 125,162,111 | 163,336,041 | 163,987,773 | 123,482,853 | 170,084,610 | 179,816,269 | 194,685,080 | 189,999,518 | 190,969,187 |
| 税引後当期利益 (前年度比) | 82,353,611 — | 99,085,049 (120.3%) | 156,595,394 (158.0%) | 30,229,620 (19.3%) | 104,141,079 (344.5%) | 122,020,639 (117.2%) | 131,040,215 (107.4%) | 123,581,987 (94.3%) | 125,765,693 (101.8%) | |
| 職員数 | 役員 | 8 | 9 | 9 | 9 | 9 | 8 | 8 | 9 | 9 |
| | 取締役（常勤） | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 |
| | 取締役（非常勤） | 4 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 監査役（非常勤） | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 従業員 | 11 | 10 | 9 | 8 | 8 | 8 | 7 | 8 | 7 |

※吹田市開発ビル株式会社の会計年度は当年10月1日から翌年9月30日までの期間。

※吹田市長の調査等の対象となる法人を定める条例（平成24年(2012年)6月15日施行）に基づき、議会に報告された資料による。

南吹田駅まちづくり推進市民協議会の設立当初からの活動内容及び同協議会への支援内容 No. 1

| 項目 年度 | 主な活動内容（協議会） | 主な支援内容（吹田市） | 決算額 |
|-----------------------|---|---|-----------|
| 平成 21 年度 (2009 年度) | <ul style="list-style-type: none"> ・南吹田駅まちづくり推進市民協議会発足に向けた準備 ・設立総会 | 南吹田地域まちづくりアドバイザー派遣要領（以下、「要領」という。）に基づくアドバイザー派遣（計 5 回） 主に役員会・協議会への派遣（以下同様） | 132,000 円 |
| 平成 22 年度 (2010 年度) | <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの進め方の学習 ・寄せ植え講習会の実施 ・まちづくりニュースの発行（第 1 号） | 要領に基づくアドバイザー派遣（計 3 回） | 49,500 円 |
| 平成 23 年度 (2011 年度) | <ul style="list-style-type: none"> ・新駅周辺まちづくりについての学習 ・公園のルールづくりについての学習 ・まちづくりニュースの発行（第 2 号） | 要領に基づくアドバイザー派遣（計 8 回） | 132,000 円 |
| 平成 24 年度 (2012 年度) | <ul style="list-style-type: none"> ・他市の協議会活動取組についての学習 ・まちづくり井戸端会議の実施 ・まちづくりニュースの発行（第 3 号） | 要領に基づくアドバイザー派遣（計 10 回） | 165,000 円 |
| 平成 25 年度 (2013 年度) | <ul style="list-style-type: none"> ・企業・住民共存のまちづくり活動についての学習 ・まちづくり井戸端会議の実施 ・まちづくりニュースの発行（第 4 号） | 要領に基づくアドバイザー派遣（計 9 回） | 132,000 円 |
| 平成 26 年度 (2014 年度) | <ul style="list-style-type: none"> ・駅前デッキの利活用についての学習 ・上新田公園でのイルミネーション&ナイトカフェの実施 ・まちづくりニュースの発行（第 5 号） | 要領に基づくアドバイザー派遣（計 7 回） | 110,000 円 |

南吹田駅まちづくり推進市民協議会の設立当初からの活動内容及び同協議会への支援内容 No. 2

| 項目 年度 | 主な活動内容（協議会） | 主な支援内容（吹田市） | 決算額 |
|-----------------------|---|---|------------|
| 平成 27 年度 (2015 年度) | <ul style="list-style-type: none"> ・イルミネーションやオープンカフェの取組についての学習 ・上新田公園でのイルミネーション&ナイトカフェの実施 ・まちづくりニュースの発行（第 6 号） | 要領に基づくアドバイザー派遣（計 8 回） | 132,000 円 |
| 平成 28 年度 (2016 年度) | <ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場のエリアマネジメントについての学習 ・上新田公園でのイルミネーション&ナイトカフェの実施 ・緑化重点地区計画に係る協議、モニュメントに係る協議に参加 ・まちづくりニュースの発行（第 7 号） | 要領に基づくアドバイザー派遣（計 8 回） | 132,000 円 |
| 平成 29 年度 (2017 年度) | <ul style="list-style-type: none"> ・地域参加型イベント「駅のある南吹田を考える」の開催 ・南吹田駅かわいいまちづくりマナーブック（以下、「マナーブック」という。）作成についての学習 ・上新田公園でのイルミネーション&ナイトカフェの実施 ・緑化重点地区計画に係る協議、モニュメントに係る協議に参加 ・まちづくりニュースの発行（第 8 号） | 吹田市景観アドバイザー派遣要領に基づく アドバイザー派遣（計 1 回） ・・・地域参加型イベントへの派遣 | (16,500 円) |
| | | 要領に基づくアドバイザー派遣（計 8 回） | 132,000 円 |
| 平成 30 年度 (2018 年度) | <ul style="list-style-type: none"> ・マナーブックの作成 ・地域参加型イベント「南吹田駅まちづくり懇談会」の開催 ・上新田公園でのイルミネーション&ナイトカフェの実施 ・南吹田駅開業イベントの実施 ・まちづくりニュースの発行（第 9 号） | 『南吹田新駅周辺地域における景観まちづくり意識向上事業』に対して吹田市景観まちづくり活動補助金の交付 ・・・マナーブック作成に際して補助 | (50,000 円) |
| | | 要領に基づくアドバイザー派遣（計 8 回） | 132,000 円 |

南吹田駅まちづくり推進市民協議会の設立当初からの活動内容及び同協議会への支援内容 No. 3

| 項目 年度 | 主な活動内容（協議会） | 主な支援内容（吹田市） | 決算額 |
|-------------------|---|--|-----------|
| 令和元年度 (2019年度) | <ul style="list-style-type: none"> ・地域参加型イベント「マナーブック勉強会」の実施（全3回） ・駅前広場でのイルミネーション&ナイトカフェの実施 ・まちづくりニュースの発行（第10号） | 吹田市景観アドバイザー派遣要領に基づく アドバイザー派遣（計1回） ・・・第3回マナーブック勉強会への派遣 | (16,500円) |
| | | 要領に基づくアドバイザー派遣（計6回） ※令和元年度（2019年度）末に要領廃止 | 99,000円 |
| 令和2年度 (2020年度) | <ul style="list-style-type: none"> ・南吹田駅周辺6公園再整備ワークショップに参加 ・駅前広場でのイルミネーションの実施 ・まちづくりニュースの発行（第11号） | <ul style="list-style-type: none"> ・要領廃止に伴い、<u>令和2年度（2020年度）</u>より予算事業なし。 ・職員による協議会活動に係る支援（会議資料の作成等）を継続実施。 | - |
| 令和3年度 (2021年度) | <ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場でのイルミネーションの実施 | | |

要領に基づく派遣回数 計 80回（11年間）
 上記派遣に係る決算額 計1,347,500円（11年間）
 その他支援決算額（景観）計（83,000円）
 合計1,430,500円

※同協議会は、「南吹田地域まちづくり会議（吹田市事務局）」が平成20年（2008年）3月に取りまとめた「南吹田地域まちづくり構想」の実現に向け、平成22年（2010年）3月に地域住民と地域企業が設立した会議体です。なお、令和3年度末（2021年度末）をもって解散されました。

民間住宅の耐震化の進捗状況及び耐震化補助の利用状況

①民間住宅の耐震化の進捗状況

令和2年度（2020年度）時点の推計耐震化率（平成30年（2018年）住宅・土地統計調査を踏まえた推計値）

住宅 90.7%（木造住宅 81.0%、共同住宅等 93.6%）

※木造住宅戸数： 総数41千戸 うち、耐震性を満たす住宅33千戸、耐震性が不十分な住宅8千戸

共同住宅等の戸数： 総数134千戸 うち、耐震性を満たす住宅126千戸、耐震性が不十分な住宅8千戸

②過去5年間の住宅耐震化補助実績

| 補助内容 | | 平成29年度 (2017年度) | | | 平成30年度 (2018年度) | | | 令和元年度 (2019年度) | | | 令和2年度 (2020年度) | | | 令和3年度 (2021年度) | | |
|------|--------------|--------------------|-------|--------------|--------------------|-------|--------------|-------------------|-------|--------------|-------------------|-------|--------------|-------------------|-------|--------------|
| | | 件数 | 戸数 | 補助額 | 件数 | 戸数 | 補助額 | 件数 | 戸数 | 補助額 | 件数 | 戸数 | 補助額 | 件数 | 戸数 | 補助額 |
| 耐震診断 | 特定既存耐震不適格建築物 | 0 件 | - | 0 円 | 0 件 | - | 0 円 | 1 件 | - | 1,000,000 円 | 0 件 | - | 0 円 | 0 件 | - | 0 円 |
| | 非木造住宅 | 4 件 | 201 戸 | 3,450,000 円 | 0 件 | 0 戸 | 0 円 | 0 件 | 0 戸 | 0 円 | 0 件 | 0 戸 | 0 円 | 1 件 | 32 戸 | 1,000,000 円 |
| | 木造住宅 | 29 件 | 44 戸 | 1,754,000 円 | 84 件 | 102 戸 | 4,171,000 円 | 55 件 | 56 戸 | 2,474,000 円 | 18 件 | 25 戸 | 996,000 円 | 35 件 | 37 戸 | 1,789,000 円 |
| | 分譲マンション | - | | | - | | | 0 件 | 0 戸 | 0 円 | 4 件 | 343 戸 | 8,000,000 円 | 0 件 | 0 戸 | 0 円 |
| 耐震設計 | 木造住宅 | 12 件 | 12 戸 | 1,200,000 円 | 28 件 | 28 戸 | 2,800,000 円 | 18 件 | 18 戸 | 1,756,000 円 | 11 件 | 11 戸 | 1,100,000 円 | 9 件 | 9 戸 | 900,000 円 |
| | 分譲マンション | - | | | - | | | 0 件 | 0 戸 | 0 円 | 0 件 | 0 戸 | 0 円 | 0 件 | 0 戸 | 0 円 |
| 耐震改修 | 木造住宅 | 21 件 | 21 戸 | 12,800,000 円 | 36 件 | 37 戸 | 21,100,000 円 | 49 件 | 58 戸 | 36,950,000 円 | 23 件 | 30 戸 | 20,100,000 円 | 27 件 | 29 戸 | 17,600,000 円 |
| | うち除却分 | 9 件 | 9 戸 | 3,600,000 円 | 19 件 | 20 戸 | 8,000,000 円 | 17 件 | 26 戸 | 10,350,000 円 | 7 件 | 7 戸 | 2,800,000 円 | 13 件 | 13 戸 | 5,200,000 円 |
| | 分譲マンション | - | | | - | | | 0 件 | 0 戸 | 0 円 | 0 件 | 0 戸 | 0 円 | 0 件 | 0 戸 | 0 円 |
| 補助合計 | | 66 件 | 278 戸 | 19,204,000 円 | 148 件 | 167 戸 | 28,071,000 円 | 123 件 | 132 戸 | 42,180,000 円 | 56 件 | 409 戸 | 30,196,000 円 | 72 件 | 107 戸 | 21,289,000 円 |

※分譲マンション耐震補助制度は令和元年度（2019年度）10月に創設

共同住宅等の耐震化状況（令和2年度（2020年度）時点）

| 種別 | 戸数 |
|------------|--------------|
| 共同住宅等の戸数 | 134千戸 |
| 耐震性を満たす戸数 | 126千戸（93.6%） |
| 耐震性が不十分な戸数 | 8千戸（6.4%） |

※総務省の「平成30年住宅・土地統計調査」に推計を加えて算出

過去7年間の確認申請及び計画通知の推移

| 申請 年度 | 平成27年度 (2015年度) | | 平成28年度 (2016年度) | | 平成29年度 (2017年度) | | 平成30年度 (2018年度) | | 令和元年度 (2019年度) | | 令和2年度 (2020年度) | | 令和3年度 (2021年度) | |
|-----------------|--------------------|----------|--------------------|----------|--------------------|----------|--------------------|----------|-------------------|----------|-------------------|----------|-------------------|----------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 確認申請 (※1) | 14 件 | 496 千円 | 21 件 | 1,259 千円 | 18 件 | 636 千円 | 25 件 | 1,185 千円 | 10 件 | 359 千円 | 7 件 | 240 千円 | 8 件 | 609 千円 |
| 計画通知 (※1) | 35 件 | 1,890 千円 | 28 件 | 1,363 千円 | 34 件 | 2,232 千円 | 29 件 | 1,500 千円 | 53 件 | 2,329 千円 | 38 件 | 1,164 千円 | 51 件 | 2,379 千円 |
| 検査申請 (※2) | 56 件 | 2,234 千円 | 54 件 | 1,905 千円 | 55 件 | 1,717 千円 | 57 件 | 2,080 千円 | 73 件 | 2,365 千円 | 59 件 | 2,495 千円 | 54 件 | 2,785 千円 |
| 減免申請 (※3) | 13 件 | | 10 件 | | 18 件 | | 11 件 | | 16 件 | | 19 件 | | 26 件 | |
| 合計 (減免申請は除く) | 105 件 | 4,620 千円 | 103 件 | 4,527 千円 | 107 件 | 4,585 千円 | 111 件 | 4,765 千円 | 136 件 | 5,053 千円 | 104 件 | 3,899 千円 | 113 件 | 5,773 千円 |

確認申請・計画通知・検査申請の受付と交付(確認済証・検査済証等)の件数は同数となります。なお、申請等受付後の確認済証・検査済証等の未交付件数はありません。

※1 確認申請及び計画通知は確認済証の交付年度での、件数及び金額です。(建築物・工作物・昇降機及びそれらの計画変更の合計です。)

※2 検査申請は検査済証等の交付年度での、件数及び金額です。(確認申請分及び計画通知分の完了検査及び中間検査の合計です。)

※3 吹田市所有の一般会計分の申請(計画通知・検査申請)については減免申請により手数料が不要です。(吹田市建築基準法施行条例第14条)

過去7年間の違反建築物等の監察実施状況等

(単位：件)

| 区分 | | 年度 | | | | | | |
|-----------|-----------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) | 令和元年度 (2019年度) | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) |
| 指導に着手した件数 | | 10 | 7 | 9 | 4 | 8 | 15 | 15 |
| 措置 状況 | 文書で勧告を行った 件数 | 2 | 0 | 4 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| | 是正完了した件数 | 6 | 4 | 4 | 6 | 4 | 7 | 5 |

※是正完了したもの以外は年度に関わらず指導を継続中

(単位：人)

| 区分 | | 年度 | | | | | | | 主な業務 |
|-----------------------|--|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--|
| | | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) | 令和元年度 (2019年度) | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | |
| 監察担当者数 (管理職を除く) | | 2 | 2 | - | - | - | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・違反建築物に係る業務 ・定期報告に係る業務 ・建設リサイクル法に基づく業務 |
| 監察・耐震担当者数 (管理職を除く) | | - | - | 3 | 3 | 5 | 4 | 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・上記の業務 ・耐震改修促進法等に基づく業務 ・耐震補助に関する業務 |

耐震化促進事業に係る取組状況

| 年度 取組内容 | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) | 令和元年度 (2019年度) | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) |
|------------------------------------|---|---|---|---|---|
| 戸別訪問による木造住宅の耐震化啓発 | 8地区 | 22地区 | 全34地区 | 全34地区 感染症拡大防止のため、耐震補助制度の案内を含む耐震電話相談会のチラシ投函に変更 | 全34地区 |
| 木造住宅耐震セミナー | ・勤労者会館 ・千一コミュニティセンター | 千里丘市民センター | 山田ふれあい文化センター（施設周辺の地区に案内をポスティング） | 感染症拡大防止のため、耐震電話相談会に変更 | 当初個別相談会を予定、案内チラシをポスティング（市内全域） 感染症拡大防止のために個別相談会を電話相談会に変更 |
| 耐震化モデル地区事業 (アンケート、講演会、ワークショップ等) | 千一・片山地区 | — | — | — | — |
| 自治会回覧 (補助制度案内) | 全34地区 | 全34地区 | 全34地区 | 全34地区 | 全34地区 |
| 備考 | ・防災週間に合わせたパネル展示 ・市報掲載による補助制度の周知（年2回） | ・防災週間に合わせたパネル展示 ・市報掲載による補助制度の周知（年2回） | ・防災週間に合わせたパネル展示 ・市報掲載による補助制度の周知（年2回） ・マンション管理基礎セミナーでの補助制度案内（千里市民センター） | ・防災週間に合わせたパネル展示 ・市報掲載による補助制度の周知（年2回） ・マンション管理組合へ補助制度案内を送付 | ・防災週間に合わせたパネル展示 ・市報掲載による補助制度の周知（年2回） ・マンション管理組合へ補助制度案内を送付 ・マンション管理基礎セミナーでの補助制度案内（千里市民センター） |

過去3年間における耐震診断補助を受けて耐震設計補助、耐震改修補助に進んだ件数 NO.1

| 木造住宅 | | | |
|-------------------|-------------|---------------------|----------------------|
| 年度 | 耐震診断補助件数（件） | うち耐震設計補助に進んだ件数（件） | うち耐震改修補助に進んだ件数（件） |
| 令和元年度 (2019年度) | 55 | 10 | 12 |
| | | うち令和元年度(2019年度)補助 9 | うち令和元年度(2019年度)補助 10 |
| | | うち令和2年度(2020年度)補助 1 | うち令和2年度(2020年度)補助 2 |
| 令和2年度 (2020年度) | 18 | 7 | 6 |
| | | うち令和2年度(2020年度)補助 6 | うち令和2年度(2020年度)補助 5 |
| | | うち令和3年度(2021年度)補助 1 | うち令和3年度(2021年度)補助 1 |
| 令和3年度 (2021年度) | 35 | 8 | 10 |
| | | うち令和3年度(2021年度)補助 8 | うち令和3年度(2021年度)補助 10 |

※令和4年（2022年）3月31日時点

過去3年間における耐震診断補助を受けて耐震設計補助、耐震改修補助に進んだ件数 NO.2

| 特定既存耐震不適格建築物・分譲マンション | | | |
|----------------------|-------------|-------------------|-------------------|
| 年度 | 耐震診断補助件数（件） | うち耐震設計補助に進んだ件数（件） | |
| | | うち耐震設計補助に進んだ件数（件） | うち耐震改修補助に進んだ件数（件） |
| 令和元年度 (2019年度) | 1 | 0 | 0 |
| 令和2年度 (2020年度) | 4 | 0 | 0 |
| 令和3年度 (2021年度) | 0 | 0 | 0 |

※令和4年（2022年）3月31日時点

※特定既存耐震不適格建築物の耐震補助は耐震診断のみ

空家等対策計画策定後の空家対策実績一覧

1. 空家等*1に対する助言及び指導

通報や相談のあった物件の現地調査を行い、空家等に該当するものには文書等で管理に関する情報提供や助言・指導を実施しました。

表1 空家等の相談等の件数（単位：件）

| 対応区分 | 令和元年度 (2019年度) | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 相談 | 119 | 103 | 117 |
| 所有者調査 | 111 | 98 | 110 |
| 文書送付等 | 99 | 84 | 86 |
| 改善 | 57 | 27 | 23 |

*1 空家等

居住その他の使用がなされていないことが常態（1年以上の期間）であるもの及びその敷地。

*2 特定空家等

空家等のうち、以下の状態にあると認められるもの。

- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

2. 「特定空家等*2相当」と判定した空家等の対応

計画策定後、倒壊等の危険性等の度合いを点数化し、措置の優先度が高い「特定空家等相当」となったものから重点的に指導を強化しました。

表2 特定空家等相当の地域別件数の推移（単位：件）

| 地域区分 | 計画策定時点で 把握した空家等 | うち特定空家等相当に該当 | | |
|----------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | | 令和元年度 (2019年度) | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) |
| JR以南 | 208 | 21 | 10 | 13 |
| 片山・岸部 | 289 | 49 | 20 | 19 |
| 豊津・江坂・南吹田 | 236 | 19 | 5 | 5 |
| 千里山・佐井寺 | 156 | 13 | 5 | 4 |
| 山田・千里丘 | 136 | 15 | 1 | 4 |
| 千里ニュータウン・万博・阪大 | 120 | 5 | 1 | 1 |
| 全地域 | 1,145 | 122 | 42 | 46 |

市営住宅跡地の活用についての検討内容及び進捗状況

令和4年(2022年)3月31日現在

| 土地の名称 | 検討内容及び進捗状況 |
|--------------|-------------------------------------|
| (旧)津雲台第1住宅用地 | 売却に向け準備中 |
| (旧)佐竹台住宅用地 | 売却に向け準備中 |
| (旧)日の出住宅用地 | 一部を公共施設用地として活用、残りは売却に向け準備中 |
| (旧)円山住宅用地 | 用途廃止を実施し売却に向け準備中 |
| (旧)花壇第1住宅用地 | 土砂災害特別警戒区域の解消のための対策工事実施（担当所管に所管換予定） |

過去5年間における住宅政策室の未利用の行政財産と普通財産の変遷

令和4年(2022年)3月31日現在

| 住 宅 名 称 | 敷地面積 (㎡) | 平成29年度 (2017年) | 平成30年度 (2018年) | 令和元年度 (2019年) | 令和2年度 (2020年) | 令和3年度 (2021年) |
|--------------|-------------|-------------------------------------|-------------------|----------------------|--------------------------------------|--|
| (旧)津雲台第1住宅用地 | 6,023.73 | ・用途廃止 (行政財産→普通財産) ・解体撤去工事設計業務 | ・地歴調査 ・解体撤去工事 | ・解体撤去工事 | ・確定測量業務 | ・売却準備 |
| (旧)佐竹台住宅用地 | 1,854.39 | ・用途廃止 (行政財産→普通財産) ・解体撤去工事設計業務 | ・解体撤去工事 | ・解体撤去工事 | ・地歴調査 | ・売却準備 |
| (旧)日の出住宅用地 | 5,582.58 | ・用途廃止 (行政財産→普通財産) | ・解体撤去工事設計業務 | ・地歴調査 ・解体撤去工事 | ・一部所管換 (172.21㎡・集会所部分) ・解体撤去工事 | ・一部所管換 (1,679.8㎡・道路部分) (210.32㎡・集会所部分) ・確定測量業務 ・売却準備 |
| (旧)江坂住宅用地 | 1,176.75 | | | | ・確定測量業務 ・地歴調査 | ・用途廃止 (行政財産→普通財産) ・解体撤去工事 ・児童部へ所管換 (1,176.75㎡) |
| (旧)円山住宅用地 | 2,025.88 | | | | | ・用途廃止 (行政財産→普通財産) ・売却準備 |
| (旧)花壇第1住宅用地 | 579.44 | | | ・用途廃止 (行政財産→普通財産) | ・安全対策工事設計業務 ・安全対策工事 | ・安全対策工事 |

令和3年度(2021年度)行政財産の目的外使用一覧 No.1

| 担当所管名 | | | 使用許可先 | 所在場所(用地・会館名称) | | 面積 (㎡)等 | 使用許可 | | 更新周期 | 使用料 | 年間使用料 (円) | 使用料無償の理由 (使用許可先が官公庁の場合は省略) | 光熱水 費負担 | 使用目的(使用施設) |
|-------|-------|---------------|-----------------------|------------------------|--------------|------------|------------------|------------------|------|-----|------------------------|---|------------|---------------------------------|
| | | | | 名称 | 所在地 | | 当初開始年月日 | 終了年月日 | | | | | | |
| 1 | 環境部 | 環境政策室 | 吹田市水道・土木工事業協同組合 | 南工場跡地 | 川岸町4681-1 | 1,245.00 | 令和3年(2021年)4月1日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 1年 | 有償 | 2,217,372 | - | 無 | 市内公共工事に伴う資機材等仮置場 |
| 2 | 環境部 | 環境政策室 | 第一吹東会、第二吹東会、第三吹東会、吹陽会 | やすらぎ苑別館 | 吹東町17番1号 | 153.00 | 平成18年(2006年)4月1日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 1年 | 無償 | - | 第一吹東会、第二吹東会、第三吹東会、吹陽会が自治会活動に使用することから、公益上特に必要があると認められるため条例第3条第1項第1号により免除 | 有 | 集会所 |
| 3 | 環境部 | 環境保全指導課 | 地域教育部(文化財保護課) | 環境監視庁舎 | 南吹田2丁目12番47号 | 226.90 | 平成29年(2017年)1月5日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 1年 | 無償 | - | - | 無 | 博物館資料(民俗文化財、市内遺跡出土遺物等)の保管 |
| 4 | 環境部 | 事業課 | 環境部(環境政策室) | 事業課業務グループ | 川岸町20番1号 | 35.00 | 平成21年(2009年)4月1日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 1年 | 無償 | - | - | 無 | 薬剤及び薬剤散布器具、廃棄文書の一時保管 |
| 5 | 環境部 | 事業課 | 環境部(環境保全指導課) | 事業課業務グループ | 川岸町20番1号 | 49.00 | 平成25年(2013年)4月1日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 1年 | 無償 | - | - | 無 | 書架、資器材、書類等の一時保管 |
| 6 | 環境部 | 事業課 | 都市計画部(都市計画室) | 事業課業務グループ | 川岸町20番1号 | 49.00 | 令和2年(2020年)4月1日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 1年 | 無償 | - | - | 無 | 違法屋外広告物の一時保管 |
| 7 | 環境部 | 事業課 | 土木部(道路室) | 事業課業務グループ | 川岸町20番1号 | 40.00 | 平成17年(2005年)4月1日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 1年 | 無償 | - | - | 無 | 不法投棄された家電リサイクル法に指定した指定品目の一時保管 |
| 8 | 環境部 | 事業課 | 総務部(広報課) | 事業課業務グループ | 川岸町20番1号 | 10.00 | 令和3年(2021年)4月1日 | 令和5年(2023年)3月31日 | — | 無償 | - | - | 無 | 平成31年(2019年)版生活べんり帳「くらしの友」の一時保管 |
| 9 | 環境部 | 事業課 | 学校教育部(学務課) | 事業課業務グループ | 川岸町20番1号 | 1.00 | 令和2年(2020年)11月1日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 1年 | 無償 | - | - | 無 | システムサーバーの一時保管 |
| 10 | 環境部 | 事業課 | 大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課 | 事業課業務グループ | 川岸町20番1号 | 5.22 | 平成23年(2011年)4月1日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 1年 | 無償 | - | - | 無 | 地下水採取用井戸(地下水水位観測に使用) |
| 11 | 環境部 | 事業課 | 吹田市選挙管理委員会 | 事業課業務グループ | 川岸町20番1号 | 219.00 | 平成24年(2012年)4月1日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 1年 | 無償 | - | - | 有 | 選挙関係諸物品の一時保管 |
| 12 | 環境部 | 資源循環エネルギーセンター | (独)日本高速道路保有・債務返済機構 | 資源循環エネルギーセンター敷地(面積35㎡) | 千里万博公園515番3 | 35.00 | 昭和54年(1979年)2月1日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 5年 | 無償 | - | 中国縦貫自動車道吹田ジャンクション橋脚であり、公益上特に必要があると認められるため条例第3条第1項第1号により免除 | 無 | 中国自動車道吹田ジャンクション橋脚部 |
| 13 | 環境部 | 資源循環エネルギーセンター | 大阪広域水道企業団北部水道事業所 | 資源循環エネルギーセンター敷地 | 千里万博公園4番1号 | 2.85 | 平成26年(2014年)4月1日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 1年 | 無償 | - | 工業用水道圧力監視用機器は、送水場から当センターまでの取水企業の運用及び管理に必要であり、公益上特に必要があると認められるため条例第3条第1項第1号により免除 | 有 | 浄水場から当センター間の工業用水道圧力監視用機器 |
| 14 | 都市計画部 | 住宅政策室 | (福)ぶくぶく福祉会 | 市営千里山東住宅 | 千里山東2丁目1番 | 132.20 | 平成10年(1998年)4月1日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 1年 | 有償 | 380,400/室 397,200/室 | - | 有 | 知的障害者のグループホーム |
| 15 | 都市計画部 | 住宅政策室 | (福)さつき福祉会 | 市営千里山西住宅 | 千里山西1丁目6番 | 125.20 | 平成11年(1999年)5月7日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 1年 | 有償 | 333,600/室 349,200/室 | - | 有 | 知的障害者のグループホーム |
| 16 | 都市計画部 | 住宅政策室 | 個人 | 市営岸部北住宅 | 岸部北1丁目17番 | 41.00 | 令和3年(2021年)2月4日 | 令和3年(2021年)5月3日 | 3か月 | 無償 | - | 火災等のり災による住宅困窮者に一時入居を許可したもので、緊急的かつ人道的な措置として必要があると認められるため条例第3条第1項第3号により免除 | 有 | 火災等のり災による一時入居 |

令和3年度(2021年度)行政財産の目的外使用一覧 No.2

| 担当所管名 | | | 使用許可先 | 所在場所(用地・会館名称) | | 面積 (㎡)等 | 使用許可 | | 更新周期 | 使用料 | 年間使用料 (円) | 使用料無償の理由 (使用許可先が官公庁の場合は省略) | 光熱水 費負担 | 使用目的(使用施設) |
|-------|-------|-------|----------------|---------------|-----------|------------|--------------------|-------------------|------|-----|--------------|--|------------|----------------|
| | | | | 名称 | 所在地 | | 当初開始年月日 | 終了年月日 | | | | | | |
| 17 | 都市計画部 | 住宅政策室 | 個人 | 市営豊津住宅 | 豊津町50番 | 51.40 | 令和3年(2021年)2月24日 | 令和3年(2021年)5月23日 | 3か月 | 無償 | - | 火災等のり災による住宅困窮者に一時入居を許可したもので、緊急的かつ人道的な措置として必要があると認められるため条例第3条第1項第3号により免除 | 有 | 火災等のり災による一時入居 |
| 18 | 都市計画部 | 住宅政策室 | 個人 | 市営岸部北住宅 | 岸部北1丁目17番 | 41.00 | 令和3年(2021年)12月31日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 3か月 | 無償 | - | 火災等のり災による住宅困窮者に一時入居を許可したもので、緊急的かつ人道的な措置として必要があると認められるため条例第3条第1項第3号により免除 | 有 | 火災等のり災による一時入居 |
| 19 | 都市計画部 | 住宅政策室 | 個人 | 市営豊津住宅 | 豊津町50番 | 62.30 | 令和3年(2021年)12月31日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 3か月 | 無償 | - | 火災等のり災による住宅困窮者に一時入居を許可したもので、緊急的かつ人道的な措置として必要があると認められるため条例第3条第1項第3号により免除 | 有 | 火災等のり災による一時入居 |
| 20 | 都市計画部 | 住宅政策室 | 個人 | 市営豊津住宅 | 豊津町50番 | 62.30 | 令和3年(2021年)12月31日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 3か月 | 無償 | - | 火災等のり災による住宅困窮者に一時入居を許可したもので、緊急的かつ人道的な措置として必要があると認められるため条例第3条第1項第3号により免除 | 有 | 火災等のり災による一時入居 |
| 21 | 都市計画部 | 住宅政策室 | 個人 | 市営豊津住宅 | 豊津町50番 | 62.30 | 令和3年(2021年)12月31日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 3か月 | 無償 | - | 火災等のり災による住宅困窮者に一時入居を許可したもので、緊急的かつ人道的な措置として必要があると認められるため条例第3条第1項第3号により免除 | 有 | 火災等のり災による一時入居 |
| 22 | 都市計画部 | 住宅政策室 | 個人 | 市営豊津住宅 | 豊津町50番 | 51.40 | 令和3年(2021年)12月31日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 3か月 | 無償 | - | 火災等のり災による住宅困窮者に一時入居を許可したもので、緊急的かつ人道的な措置として必要があると認められるため条例第3条第1項第3号により免除 | 有 | 火災等のり災による一時入居 |
| 23 | 都市計画部 | 住宅政策室 | 個人 | 市営豊津住宅 | 豊津町50番 | 51.40 | 令和3年(2021年)12月31日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 3か月 | 無償 | - | 火災等のり災による住宅困窮者に一時入居を許可したもので、緊急的かつ人道的な措置として必要があると認められるため条例第3条第1項第3号により免除 | 有 | 火災等のり災による一時入居 |
| 24 | 都市計画部 | 住宅政策室 | 個人 | 市営豊津住宅 | 豊津町50番 | 51.40 | 令和3年(2021年)12月31日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 3か月 | 無償 | - | 火災等のり災による住宅困窮者に一時入居を許可したもので、緊急的かつ人道的な措置として必要があると認められるため条例第3条第1項第3号により免除 | 有 | 火災等のり災による一時入居 |
| 25 | 都市計画部 | 住宅政策室 | 個人 | 市営豊津住宅 | 豊津町50番 | 51.40 | 令和3年(2021年)2月24日 | 令和3年(2021年)5月20日 | 3か月 | 無償 | - | 火災等のり災による住宅困窮者に一時入居を許可したもので、緊急的かつ人道的な措置として必要があると認められるため条例第3条第1項第3号により免除 | 有 | 火災等のり災による一時入居 |
| 26 | 都市計画部 | 住宅政策室 | 光明町自治会 | 市営岸部中住宅 | 岸部中1丁目26番 | 1か所 | 平成29年(2017年)4月1日 | 令和7年(2025年)3月31日 | 5年 | 無償 | - | 地域交流・相互扶助を目的とした自治会活動用の備品保管場所としての使用であり、公益上特に必要があると認められるため条例第3条第1項第1号により免除 | 無 | 自治会活動用の備品等を保管 |
| 27 | 都市計画部 | 住宅政策室 | 地域教育部(まなびの支援課) | 市営千里山西住宅敷地内 | 千里山西1丁目5番 | 18.83 | 平成22年(2010年)12月22日 | 令和6年(2024年)3月31日 | 3年 | 無償 | - | - | 無 | 千三地区公民館の通路 |
| 28 | 都市計画部 | 住宅政策室 | 天道自治会 | 市営天道住宅 | 天道町8番 | 1か所 | 平成27年(2015年)9月27日 | 令和7年(2025年)3月31日 | 5年 | 無償 | - | 防災用資器材の保管のための使用であり、公益上特に必要があると認められるため条例第3条第1項第1号により免除 | 無 | 防災用資器材を保管 |
| 29 | 都市計画部 | 住宅政策室 | 千三地区自治会 華明会 | 市営円山町住宅敷地内 | 円山町25番 | 1か所 | 平成21年(2009年)7月1日 | 令和6年(2024年)3月31日 | 5年 | 無償 | - | 防災用資器材の保管のための使用であり、公益上特に必要があると認められるため条例第3条第1項第1号により免除 | 無 | 防災用資器材を保管 |
| 30 | 都市計画部 | 住宅政策室 | 総務部(危機管理室) | 市営豊津住宅敷地内 | 豊津町50番 | 1か所 | 平成29年(2017年)4月1日 | 令和6年(2024年)3月31日 | 5年 | 無償 | - | - | 無 | 防災行政無線屋外拡声局の設置 |
| 31 | 都市計画部 | 住宅政策室 | 下水道部(管路保全室) | 市営岸部中住宅 | 岸部中1丁目26番 | - | 令和2年(2020年)9月28日 | 令和7年(2025年)3月31日 | 5年 | 無償 | - | - | 無 | 公共下水管 |
| 32 | 都市計画部 | 住宅政策室 | 都市魅力部(地域経済振興室) | 市営新佐竹台住宅 | 佐竹台2丁目1番 | - | 令和3年(2021年)8月24日 | 令和3年(2021年)11月30日 | - | 無償 | - | - | 無 | キッチンカーの社会実験実施 |

令和3年度(2021年度)行政財産の目的外使用一覧 No.3

| 担当所管名 | | | 使用許可先 | 所在場所(用地・会館名称) | | 面積 (㎡)等 | 使用許可 | | 更新周期 | 使用料 | 年間使用料 (円) | 使用料無償の理由 (使用許可先が官公庁の場合は省略) | 光熱水 費負担 | 使用目的(使用施設) |
|-------|-------|---------|---------------------|----------------|---------------|------------|-------------------|-------------------|------|-----|--------------|---|------------|-----------------------------|
| | | | | 名称 | 所在地 | | 当初開始年月日 | 終了年月日 | | | | | | |
| 33 | 都市計画部 | 住宅政策室 | 中川企画建設株式会社吹田支店 | 市営岸部中住宅 | 岸部中1丁目26番 | - | 令和3年(2021年)9月1日 | 令和4年(2022年)6月30日 | - | 有償 | 479,436 | - | 無 | (仮称)岸部中住宅統合建替事業における本移転支援事務所 |
| 34 | 土木部 | 総務交通室 | 阪急バス(株) | JR吹田駅前北自転車駐車場 | 片山町1丁目2番1号 | 18.15 | 平成23年(2011年)5月29日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 1年 | 有償 | 365,250 | - | 有 | 阪急バス案内所及び定期券販売所 |
| 35 | 土木部 | 総務交通室 | (株)ウエストエネルギーソリューション | JR吹田駅前中央自転車駐車場 | 朝日町1番5号 | 171.00 | 平成28年(2016年)8月6日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 1年 | 有償 | 26,300 | - | 無 | 太陽光パネル設置による再生可能エネルギーの普及促進 |
| 36 | 土木部 | 総務交通室 | (株)ウエストエネルギーソリューション | JR吹田駅前西自転車駐車場 | 元町1番1号 | 171.00 | 平成28年(2016年)8月6日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 1年 | 有償 | 26,300 | - | 無 | 太陽光パネル設置による再生可能エネルギーの普及促進 |
| 37 | 土木部 | 総務交通室 | (株)ウエストエネルギーソリューション | 阪急山田駅前西自転車駐車場 | 津雲台5丁目19番5号 | 190.00 | 平成28年(2016年)7月21日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 1年 | 有償 | 29,200 | - | 無 | 太陽光パネル設置による再生可能エネルギーの普及促進 |
| 38 | 土木部 | 総務交通室 | (株)ウエストエネルギーソリューション | 阪急山田駅前南自転車駐車場 | 山田西4丁目1番25号 | 224.00 | 平成28年(2016年)7月21日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 1年 | 有償 | 34,400 | - | 無 | 太陽光パネル設置による再生可能エネルギーの普及促進 |
| 39 | 土木部 | 総務交通室 | 環境部(事業課) | 南千里庁舎内 | 佐竹台1丁目6番1号 | 1.28 | 平成26年(2014年)4月1日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 1年 | 無償 | - | - | 無 | ペットボトル回収箱の設置 |
| 40 | 土木部 | 総務交通室 | 環境部(環境政策室) | 南千里庁舎内 | 佐竹台1丁目6番1号 | 0.30 | 平成27年(2015年)4月1日 | 令和6年(2024年)3月31日 | 3年 | 無償 | - | - | 無 | 廃食用油回収ストッカー |
| 41 | 土木部 | 総務交通室 | 大阪市高速電気軌道(株) | 江坂保管所 | 南吹田5丁目50番1号 | 50.00 | 令和2年(2020年)4月1日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 1年 | 無償 | - | 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構地下高速鉄道整備事業費補助、吹田市鉄道施設等耐震補強事業費補助金を適用する事業のため、条例第3条第1項第2号により免除 | 無 | 大阪メトロ耐震工工事ヤードとして提供 |
| 42 | 土木部 | 地域整備推進室 | 都市魅力部(地域経済振興室) | 都市計画道路用地 | 佐井寺4丁目1261-29 | 291.00 | 平成31年(2019年)4月1日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 1年 | 無償 | - | - | 無 | 農作業体験事業 |
| 43 | 土木部 | 地域整備推進室 | 吹田市選挙管理委員会 | 資材置場フェンス | 佐井寺4丁目2番 | 2.07 | 令和3年(2021年)10月11日 | 令和3年(2021年)12月4日 | - | 無償 | - | - | 無 | 公職選挙法による公営ポスター掲示板の設置 |
| 44 | 土木部 | 地域整備推進室 | 個人 | 都市計画道路用地 | 摂津市千里丘1丁目9番7 | 40.00 | 令和3年(2021年)11月15日 | 令和3年(2021年)12月28日 | - | 有償 | 17,988 | - | 無 | 工事ヤード |
| 45 | 下水道部 | 水再生室 | 川岸町自治会及び中の島町自治会 | 川面下水処理場内 | 川岸町22番1号 | 256.66 | 平成4年(1992年)5月1日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 1年 | 無償 | - | 川岸町自治会及び中の島町自治会が自治会活動に使用することから、公益上特に必要があると認められるため条例第3条第1項第1号により免除 | 有 | 集会所 |
| 46 | 下水道部 | 水再生室 | 下新田自治会 | 南吹田下水処理場内 | 南吹田5丁目34番3号 | 245.86 | 平成2年(1990年)5月1日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 1年 | 無償 | - | 下新田自治会が自治会活動に使用することから、公益上特に必要があると認められるため条例第3条第1項第1号により免除 | 有 | 集会所 |
| 47 | 下水道部 | 水再生室 | 大阪市 | 川面下水処理場内 | 川岸町22番1号 | 308.41 | 平成29年(2017年)7月1日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 1年 | 無償 | - | - | 無 | 阪急電鉄高架工事施工に伴うフェンス、通路及び作業ヤード |
| 48 | 下水道部 | 水再生室 | 川岸町自治会 | 川面下水処理場内 | 川岸町22番1号 | 1,095.00 | 平成6年(1994年)3月14日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 1年 | 無償 | - | 川岸町自治会が自治会活動に使用することから、公益上特に必要があると認められるため条例第3条第1項第1号により免除 | 無 | 運動場及び広場 |

令和3年度(2021年度)行政財産の目的外使用一覧 No.4

| 担当所管名 | | | 使用許可先 | 所在場所(用地・会館名称) | | 面積 (㎡)等 | 使用許可 | | 更新周期 | 使用料 | 年間使用料 (円) | 使用料無償の理由 (使用許可先が官公庁の場合は省略) | 光熱水 費負担 | 使用目的(使用施設) |
|-------|------|------|----------------------|-----------------|-----------------|------------|---------------------|--------------------|------|-----|--------------|--|------------|------------------------|
| | | | | 名称 | 所在地 | | 当初開始年月日 | 終了年月日 | | | | | | |
| 49 | 下水道部 | 水再生室 | 地域教育部(文化財保護課) | 南吹田下水処理場内 | 南吹田5丁目35番 | 0.71 | 平成20年(2008年) 4月 1日 | 令和4年(2022年) 3月 31日 | 1年 | 無償 | - | - | 無 | 埋蔵文化財説明板 |
| 50 | 下水道部 | 水再生室 | 大東興産(株) | 南吹田下水処理場内 | 南吹田5丁目33番1号 | 45.93 | 平成3年(1991年) 4月 1日 | 令和4年(2022年) 3月 31日 | 1年 | 有償 | 137,790 | - | 無 | 通路 |
| 51 | 下水道部 | 水再生室 | 消防本部 | 南吹田下水処理場内 | 南吹田5丁目34番3号 | 5.00 | 平成8年(1996年) 7月 15日 | 令和4年(2022年) 3月 31日 | 1年 | 無償 | - | - | 無 | 可搬式小型動力ポンプ格納庫 |
| 52 | 下水道部 | 水再生室 | 都市計画部(住宅政策室) | 正雀前処理場内 | 岸部中1丁目9番5号 | 93.98 | 平成30年(2018年) 4月 1日 | 令和4年(2022年) 3月 31日 | 1年 | 無償 | - | - | 無 | 自動車進入路 |
| 53 | 下水道部 | 水再生室 | 総務部(人事室) | 南吹田下水処理場内 | 南吹田5丁目35番 | 15.00 | 平成26年(2014年) 4月 1日 | 令和4年(2022年) 3月 31日 | 1年 | 無償 | - | - | 無 | 職員用デスクの保管 |
| 54 | 下水道部 | 水再生室 | 下新田自治会 | 南吹田下水処理場内 | 南吹田5丁目35番 | 8,641.28 | 平成24年(2012年) 4月 1日 | 令和4年(2022年) 3月 31日 | 1年 | 無償 | - | 下新田自治会が自治会活動に使用することから、公益上特に必要があると認められるため条例第3条第1項第1号により免除 | 無 | 運動場 |
| 55 | 下水道部 | 水再生室 | 都市魅力部(文化スポーツ推進室) | 南吹田下水処理場内 | 南吹田5丁目35番 | 6,920.93 | 平成24年(2012年) 4月 1日 | 令和4年(2022年) 3月 31日 | 1年 | 無償 | - | - | 無 | 体育館、通路、駐車場 |
| 56 | 下水道部 | 水再生室 | 環境部(事業課) | 川面下水処理場内 | 川岸町22番1号 | 2.00 | 平成25年(2013年) 4月 1日 | 令和4年(2022年) 3月 31日 | 1年 | 無償 | - | - | 無 | ペットボトル回収箱の設置 |
| 57 | 下水道部 | 水再生室 | 総務部(危機管理室) | 南吹田下水処理場内 | 南吹田5丁目35番 | 施設屋上の一部に設置 | 平成29年(2017年) 4月 1日 | 令和4年(2022年) 3月 31日 | 1年 | 無償 | - | - | 無 | 防災行政無線屋外拡声局の設置 |
| 58 | 下水道部 | 水再生室 | 総務部(危機管理室) | 川園ポンプ場内 | 南高浜町33番1号 | 施設屋上の一部に設置 | 平成29年(2017年) 4月 1日 | 令和4年(2022年) 3月 31日 | 1年 | 無償 | - | - | 無 | 防災行政無線屋外拡声局の設置 |
| 59 | 下水道部 | 水再生室 | 環境部(環境政策室) | 南吹田下水処理場内 | 南吹田5丁目34番3号 | 0.60 | 平成29年(2017年) 4月 14日 | 令和4年(2022年) 3月 31日 | 1年 | 無償 | - | - | 無 | 廃食用油回収ストッカー |
| 60 | 下水道部 | 水再生室 | 都市魅力部(シティプロモーション推進室) | 南吹田下水処理場汚泥処理施設内 | 大阪市淀川区十八条1丁目14番 | 2.32 | 平成29年(2017年) 10月 1日 | 令和4年(2022年) 3月 31日 | 1年 | 無償 | - | - | 無 | すいたフェスタ用神輿2基の保管 |
| 61 | 下水道部 | 水再生室 | ヤマト運輸(株)吹田支店 | 南吹田下水処理場内 | 南吹田5丁目35番 | 1.00 | 令和元年(2019年) 12月 9日 | 令和4年(2022年) 3月 31日 | 1年 | 有償 | 3,000 | - | 無 | カーブミラー(車両出入庫時の安全確保) |
| 62 | 下水道部 | 水再生室 | 土木部(公園みどり室) | 川園ポンプ場内 | 南高浜町36番地内 | 1.802 | 令和2年(2020年) 11月 7日 | 令和4年(2022年) 3月 31日 | 1年 | 無償 | - | - | 無 | 事業実施に伴う清掃道具収納物置の設置 |
| 63 | 下水道部 | 水再生室 | 福祉部(福祉総務室) | 南吹田下水処理場汚泥処理施設内 | 大阪市淀川区十八条1丁目14番 | 25.00 | 令和3年(2021年) 4月 1日 | 令和4年(2022年) 3月 31日 | 1年 | 無償 | - | - | 無 | 新型コロナウイルス感染症対策用衛生用品の保管 |
| 64 | 下水道部 | 水再生室 | 吹田市選挙管理委員会 | 南吹田下水処理場汚泥処理施設内 | 大阪市淀川区十八条1丁目14番 | 18.00 | 令和3年(2021年) 12月 6日 | 令和4年(2022年) 3月 31日 | 1年 | 無償 | - | - | 無 | 選挙関係用備品の保管 |
| 65 | 水道部 | 総務室 | 穂波町自治会 | 泉浄水所用地 | 南吹田3丁目2番52号 | 96.87 | 平成18年(2006年) 9月 1日 | 令和4年(2022年) 3月 31日 | 1年 | 有償 | 277,200 | - | 無 | 自治会館用地 |

令和3年度(2021年度)行政財産の目的外使用一覧 No.5

| 担当所管名 | | | 使用許可先 | 所在場所(用地・会館名称) | | 面積 (㎡)等 | 使用許可 | | 更新周期 | 使用料 | 年間使用料 (円) | 使用料無償の理由 (使用許可先が官公庁の場合は省略) | 光熱水 費負担 | 使用目的(使用施設) |
|-------|-----|-----|------------------|-------------------|----------------------|------------|----------------------|--------------------|------|-----|--------------|--|------------|-------------------|
| | | | | 名称 | 所在地 | | 当初開始年月日 | 終了年月日 | | | | | | |
| 66 | 水道部 | 総務室 | 吹田市水道・土木工事業協同組合 | 泉浄水所用地 | 南吹田3丁目2番48号 | 370.00 | 平成21年(2009年) 4月 1日 | 令和4年(2022年) 3月 31日 | 1年 | 有償 | 1,059,600 | - | 無 | 事務所及び資材置場 |
| 67 | 水道部 | 総務室 | 吹田市水道・土木工事業協同組合 | 山田災害用備蓄倉庫給水モーター用地 | 山田市場11番1, 2号 | 467.00 | 平成19年(2007年) 12月 20日 | 令和4年(2022年) 3月 31日 | 1年 | 有償 | 1,311,600 | - | 無 | 資材置場及び駐車場 |
| 68 | 水道部 | 総務室 | 吹田市道路建設協同組合 | 旧金田ポンプ場用地 | 南金田1丁目1番8、4番19及び4番22 | 483.80 | 平成24年(2012年) 4月 1日 | 令和4年(2022年) 3月 31日 | 1年 | 有償 | 1,718,400 | - | 無 | 路面復旧用資材置場及び事務所 |
| 69 | 水道部 | 総務室 | 個人 | 山田西送水管路用地 | 山田西4丁目4番27号 | 18.88 | 平成7年(1995年) 4月 1日 | 令和4年(2022年) 3月 31日 | 1年 | 有償 | 74,340 | - | 無 | 駐車場用地 |
| 70 | 水道部 | 総務室 | 吹田市職員厚生会 | 泉浄水所用地 | 南吹田3丁目3番60号 | 135.00 | 昭和44年(1969年) 12月 1日 | 令和4年(2022年) 3月 31日 | 1年 | 無償 | - | 水道部職員の福利厚生事業を行うことを目的としており、吹田市水道部行政財産の目的外使用に関する規程第3条第1項第3号により免除 | 有 | 水道部職員の福利厚生事業を行うこと |
| 71 | 水道部 | 総務室 | 吹田市職員厚生会 | 泉浄水所用地 | 南吹田3丁目3番60号 | 10.00 | 昭和44年(1969年) 12月 1日 | 令和4年(2022年) 3月 31日 | 1年 | 有償 | 10,000 | - | 無 | 水道部職員の福利厚生事業を行うこと |
| 72 | 水道部 | 総務室 | 吹田市水道労働組合 | 泉浄水所用地 | 南吹田3丁目3番60号 | 2か所 | 平成15年(2003年) 4月 1日 | 令和4年(2022年) 3月 31日 | 1年 | 無償 | - | 健全、円満な労使関係に資することを目的としており、吹田市水道部行政財産の目的外使用に関する規程第3条第1項第3号により免除 | 無 | 吹田市水道労働組合掲示板の設置 |
| 73 | 水道部 | 総務室 | 吹田市水道労働組合 | 泉浄水所用地 | 南吹田3丁目3番60号 | 41.76 | 平成15年(2003年) 4月 1日 | 令和4年(2022年) 3月 31日 | 1年 | 有償 | 142,612 | - | 有 | 吹田市水道労働組合事務所 |
| 74 | 水道部 | 総務室 | 株式会社DK-Power | 佐井寺配水場用地 | 千里山東4丁目13番9号 | 31.00 | 令和元年(2019年) 7月 16日 | 令和4年(2022年) 3月 31日 | 1年 | 有償 | 85,536 | - | 無 | 小水力発電設備の設置及び運用 |
| 75 | 水道部 | 総務室 | 土木部(道路室) | 泉浄水所用地 | 南吹田3丁目3番60号 | 1か所 | 平成3年(1991年) 3月 15日 | 令和4年(2022年) 3月 31日 | 1年 | 無償 | - | - | 無 | 吹田市2級基準点の設置 |
| 76 | 水道部 | 総務室 | 土木部(道路室) | 蓮間配水場用地 | 青山台3丁目46番1号 | 0.01 | 平成7年(1995年) 12月 26日 | 令和4年(2022年) 3月 31日 | 1年 | 無償 | - | - | 無 | 復興基準点FK735の設置 |
| 77 | 水道部 | 総務室 | 市民部(市民課) | 泉浄水所用地 | 南吹田3丁目3番60号 | 1か所 | 平成4年(1992年) 5月 21日 | 令和4年(2022年) 3月 31日 | 1年 | 無償 | - | - | 無 | 住居表示案内板の設置 |
| 78 | 水道部 | 総務室 | 環境部(事業課) | 泉浄水所用地 | 南吹田3丁目3番60号 | 0.6375㎡ | 平成25年(2013年) 4月 1日 | 令和4年(2022年) 3月 31日 | 1年 | 無償 | - | - | 無 | ペットボトル回収箱の設置 |
| 79 | 水道部 | 総務室 | 環境部(環境保全指導課) | 泉浄水所用地 | 南吹田3丁目3番60号 | 0.21(3か所) | 平成29年(2017年) 4月 8日 | 令和4年(2022年) 3月 31日 | 1年 | 無償 | - | - | 無 | 地下水調査のための観測井戸の設置 |
| 80 | 水道部 | 総務室 | 都市魅力部(文化スポーツ推進室) | 中継ポンプ場用地 | 出口町31番1号 | 共架 | 平成元年(1989年) 4月 1日 | 令和4年(2022年) 3月 31日 | 1年 | 無償 | - | - | 無 | 片山市民ﾌﾞｰﾙ用通信ケーブル共架 |
| 81 | 水道部 | 総務室 | 下水道部(水再生室) | 片山浄水所用地 | 朝日が丘町25番1号 | 1式 | 平成24年(2012年) 4月 1日 | 令和4年(2022年) 3月 31日 | 1年 | 無償 | - | - | 無 | 雨量監視局の設置 |

令和3年度(2021年度)行政財産の目的外使用一覧 No.6

| 担当所管名 | | | 使用許可先 | 所在場所(用地・会館名称) | | 面積 (㎡)等 | 使用許可 | | 更新周期 | 使用料 | 年間使用料 (円) | 使用料無償の理由 (使用許可先が官公庁の場合は省略) | 光熱水 費負担 | 使用目的(使用施設) |
|-------|-----|-----|-----------------------|-----------------------|--------------|--------------|-------------------|------------------|------|-----|--------------|--|------------|-----------------------------------|
| | | | | 名称 | 所在地 | | 当初開始年月日 | 終了年月日 | | | | | | |
| 82 | 水道部 | 総務室 | 総務部(危機管理室) | 千里山配水場用地 | 千里山西4丁目28番3号 | 2.40 | 平成20年(2008年)11月4日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 1年 | 無償 | - | - | 無 | 千里山西3・4丁目自治会防災用資機材倉庫の設置 |
| 83 | 水道部 | 総務室 | 総務部(危機管理室) | 水道部各施設 | 南吹田3丁目3番60号他 | 5か所 | 平成29年(2017年)4月1日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 1年 | 無償 | - | - | 無 | 防災行政無線屋外拡声局の設置 |
| 84 | 水道部 | 総務室 | 北おおさか信用金庫 | 泉浄水所用地 | 南吹田3丁目3番60号 | 1台 | 平成12年(2000年)6月19日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 1年 | 無償 | - | 業務遂行に必要であり、吹田市水道部行政財産の目的外使用に関する規程第3条第1項第3号により免除 | 無 | ATM機の設置 |
| 85 | 水道部 | 総務室 | 奥片山自治会 | 片山浄水所用地 | 朝日が丘町25番1号 | 29.04㎡の一部 | 平成17年(2005年)4月1日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 1年 | 無償 | - | 自治活動用の物品の一時保管を目的としており、吹田市水道部行政財産の目的外使用に関する規程第3条第1項第3号により免除 | 無 | 自治会物品の一時保管 |
| 86 | 水道部 | 総務室 | 朝日が丘自治会 | 片山浄水所用地 | 朝日が丘町25番1号 | 29.04㎡の一部 | 平成17年(2005年)4月1日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 1年 | 無償 | - | 自治活動用の物品の一時保管を目的としており、吹田市水道部行政財産の目的外使用に関する規程第3条第1項第3号により免除 | 無 | 自治会物品の一時保管 |
| 87 | 水道部 | 総務室 | 大阪広域水道企業団 水質管理センター | 蓮間配水場用地 | 青山台3丁目46番1号 | 7.50 | 平成22年(2010年)4月1日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 1年 | 無償 | - | 水質監視用水質モニターの設置を目的としており、公益上特に必要があると認められるため、吹田市水道部行政財産の目的外使用に関する規程第3条第1項第1号により免除 | 無 | 水質監視用水質モニターの設置 |
| 88 | 水道部 | 総務室 | 大阪広域水道企業団 北部水道事業所 | 蓮間配水場用地 | 青山台3丁目46番1号 | 延長 21.90m | 昭和57年(1982年)4月15日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 1年 | 無償 | - | 送水管布設を目的としており、公益上特に必要があると認められるため、吹田市水道部行政財産の目的外使用に関する規程第3条第1項第1号により免除 | 無 | 送水管(φ1800)の布設(地下) |
| 89 | 水道部 | 総務室 | 大阪広域水道企業団 北部水道事業所 | 山田災害用備蓄倉庫 給水モニター用地 | 山田市場11番3号 | 0.06 | 平成29年(2017年)12月1日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 1年 | 無償 | - | 送水管布設工事に伴う観測孔の設置を目的としており、公益上特に必要があると認められるため、吹田市水道部行政財産の目的外使用に関する規程第3条第1項第1号により免除 | 無 | 送水管布設工事(庭窪万博系統連絡管・摂津市ほか)に伴う観測孔の設置 |
| 90 | 水道部 | 総務室 | 国土交通省国土地理院 | 津雲配水場用地 | 津雲台4丁目5番 | 0.06 | 昭和52年(1977年)6月11日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 1年 | 無償 | - | - | 無 | 測量作業用三等三角点の設置 |
| 91 | 水道部 | 総務室 | 阪神水道企業団 | 穂波ポンプ場用地 | 穂波町13番15号 | 13.41 | 昭和61年(1986年)4月1日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 1年 | 無償 | - | 水道管理設を目的としており、公益上特に必要があると認められるため、吹田市水道部行政財産の目的外使用に関する規程第3条第1項第1号により免除 | 無 | 水道管の埋設 |
| 92 | 水道部 | 総務室 | 尼崎市公営企業管理者 | 穂波ポンプ場用地 | 穂波町13番15号 | 98.38 | 平成11年(1999年)8月4日 | 令和4年(2022年)3月31日 | 1年 | 無償 | - | 三市共同導水管埋設を目的としており、公益上特に必要があると認められるため、吹田市水道部行政財産の目的外使用に関する規程第3条第1項第1号により免除 | 無 | 三市共同導水管の埋設(尼崎市、伊丹市、西宮市) |

(注)自動販売機、監視カメラ又は電柱、郵便ポスト等の道路占用料徴収条例に準ずるものは除く。

令和3年度（2021年度）未利用あるいはそれに準ずる市有地一覧（50㎡以上） No. 1

（行政財産）

| No | 部 | 室課 | 土地の名称 | 所在（町名） | 地番 | 地目 | 面積（㎡） | 未利用期間 | 未利用の理由 |
|----|-------|---------|---------------------|--------|-------------|------|----------|-------------------------------------|--|
| 1 | 都市計画部 | 計画調整室 | 青山台近隣センター 公衆浴場跡地 | 青山台2丁目 | 119-121 | 宅地 | 670.53 | 平成20年（2008年）8月19日～令和4年（2022年）3月31日 | 将来的に近隣センター再整備等への活用を見込んでいるため。 |
| 2 | 土木部 | 地域整備推進室 | 都市計画道路予定地ほか | 東御旅町ほか | 4980-73ほか7筆 | 宅地ほか | 558.73 | 昭和60年（1985年）10月18日～令和4年（2022年）3月31日 | ・未事業化の都市計画道路予定地105.28㎡は、都市計画道路として利用予定 ・都市計画道路廃止路線等の用地のうち、215.10㎡については担当所管に所管換え予定、残り238.35㎡については売却等に向けて検討中 |
| | 合 計 | | | | | | 1,229.26 | | |

（普通財産）

| No | 部 | 室課 | 土地の名称 | 所在（町名） | 地番 | 地目 | 面積（㎡） | 未利用期間 | 未利用の理由 |
|----|-------|-------|---------------------|---------|------------|----|----------|-------------------------------------|--------------------------------------|
| 1 | 都市計画部 | 住宅政策室 | (旧)日の出住宅用地 | 日の出町 | 1666-6ほか5筆 | 宅地 | 3,520.25 | 令和3年（2021年）6月1日～令和4年（2022年）3月31日 | 一部を公共施設用地として活用、残りは売却に向け準備中 |
| 2 | 都市計画部 | 住宅政策室 | (旧)佐竹台住宅用地 | 佐竹台4丁目 | 114-166 | 宅地 | 1,854.39 | 令和元年（2019年）6月1日～令和4年（2022年）3月31日 | 売却に向け準備中 |
| 3 | 都市計画部 | 住宅政策室 | (旧)花壇第1住宅用地 | 千里山西1丁目 | 312-1の一部 | 宅地 | 579.44 | 平成8年（1996年）8月29日～令和4年（2022年）3月31日 | 土砂災害特別警戒区域の解消のための対策工事実施（担当所管に所管換え予定） |
| 4 | 都市計画部 | 住宅政策室 | (旧)津雲台第1住宅用地 | 津雲台6丁目 | 20-565ほか2筆 | 宅地 | 6,023.73 | 令和2年（2020年）3月14日～令和4年（2022年）3月31日 | 売却に向け準備中 |
| 5 | 都市計画部 | 住宅政策室 | (旧)円山住宅用地 | 円山町 | 59-7、59-8 | 宅地 | 2,025.88 | 平成10年（1998年）1月29日～令和4年（2022年）3月31日 | 売却に向け準備中 |
| 6 | 都市計画部 | 資産経営室 | 垂水神社裏用地 | 円山町 | 1802-3 | 宅地 | 484.89 | 昭和32年（1957年）10月11日～令和4年（2022年）3月31日 | 法面（無道路）で単独利用が困難なため。 |
| 7 | 都市計画部 | 資産経営室 | (旧)吹田第二幼稚園跡地 | 泉町3丁目 | 3430-3 | 宅地 | 654.49 | 平成24年（2012年）5月1日～令和4年（2022年）3月31日 | 備蓄倉庫として、利用予定のため。 |
| 8 | 都市計画部 | 資産経営室 | 千里山西6丁目用地 | 千里山西6丁目 | 1531-12 | 宅地 | 74.43 | 昭和62年（1987年）11月17日～令和4年（2022年）3月31日 | 法面（無道路）で単独利用が困難なため。 |
| 9 | 都市計画部 | 資産経営室 | (旧)千里山西第2住宅跡地 | 千里山西1丁目 | 317-8 | 宅地 | 713.73 | 平成12年（2000年）4月13日～令和4年（2022年）3月31日 | 利活用の際しての周辺道路整備の課題が整っていないため。 |
| 10 | 都市計画部 | 資産経営室 | 桃山台4丁目188番用地 | 桃山台4丁目 | 188-24 | 畑 | 185.74 | 平成6年（1994年）4月1日～令和4年（2022年）3月31日 | 地形狭長で単独利用が困難なため。 |
| 11 | 都市計画部 | 資産経営室 | (旧)北千里小学校（校舎敷地）北東角地 | 古江台3丁目 | 119-256 | 宅地 | 6,529.02 | 平成21年（2009年）4月1日～令和4年（2022年）3月31日 | 令和元年度（2019年度）建物解体、利活用検討中のため。 |
| 12 | 都市計画部 | 資産経営室 | 岸部中用地 | 岸部中1丁目 | 604-1 | 宅地 | 816.91 | 平成24年（2012年）10月4日～令和4年（2022年）3月31日 | 地域における利活用の方針が整っていないため。 |

令和3年度（2021年度）未利用あるいはそれに準ずる市有地一覧（50㎡以上） No. 2

（普通財産）

| No | 部 | 室課 | 土地の名称 | 所在（町名） | 地番 | 地目 | 面積（㎡） | 未利用期間 | 未利用の理由 |
|----|-------|-------|----------------------|----------|-----------|------|-----------|-------------------------------------|---|
| 13 | 都市計画部 | 資産経営室 | 岸部中用地 | 岸部中1丁目 | 61-1 | 宅地 | 1,213.61 | 平成24年（2012年）10月4日～令和4年（2022年）3月31日 | 地域における利活用の方針が整っていないため。 |
| 14 | 都市計画部 | 資産経営室 | 岸部中用地 | 岸部中1丁目 | 66-3 | 宅地 | 367.72 | 平成24年（2012年）10月4日～令和4年（2022年）3月31日 | 地域における利活用の方針が整っていないため。 |
| 15 | 都市計画部 | 資産経営室 | 岸部中用地 | 岸部中1丁目 | 51-8 | 宅地 | 668.06 | 令和2年（2020年）7月9日～令和4年（2022年）3月31日 | コインパーキングとして貸し付けていたが不採算で撤退。 今後庁内で利活用予定のため。 |
| 16 | 都市計画部 | 資産経営室 | (旧)ことぶき会館敷地 | 岸部中1丁目 | 541のうち | 宅地 | 416.52 | 令和3年（2021年）3月16日～令和4年（2022年）3月31日 | 令和2年度（2020年度）建物解体、地域における利活用の方針が整っていないため。 |
| 17 | 都市計画部 | 資産経営室 | (旧)岸部診療所駐車場敷地 | 岸部中2丁目 | 539-7 | 宅地 | 169.68 | 平成30年（2018年）4月1日～令和4年（2022年）3月31日 | 地域における利活用の方針が整っていないため。 |
| 18 | 都市計画部 | 資産経営室 | 山田西2丁目用地 (山田中墓地横) | 山田西2丁目 | 1-9ほか1筆 | 雑種地 | 1,473.67 | 昭和59年（1984年）5月14日～令和4年（2022年）3月31日 | 法面（無道路）で単独利用が困難なため。 |
| 19 | 都市計画部 | 資産経営室 | 沈砂池敷地 | 山田西1丁目 | 212-35 | 宅地 | 409.10 | 平成29年（2017年）12月31日～令和4年（2022年）3月31日 | 庁内で利活用検討中のため。 |
| 20 | 都市計画部 | 資産経営室 | 道路残地ほか | 千里山松が丘ほか | 146-2ほか4筆 | 宅地ほか | 471.00 | 平成30年（2018年）3月28日～令和4年（2022年）3月31日 | ・山田東物件（3筆）は、令和3年度（2021年度）一般競争入札において落札済（320.38㎡、13.35㎡、85.01㎡） ・清水物件は売却予定（22.44㎡） ・千里山松が丘物件は売却予定（29.82㎡） |
| 21 | 都市計画部 | 資産経営室 | (旧)千里第一幼稚園跡地 | 原町2丁目 | 2471-2のうち | 宅地 | 492.00 | 平成25年（2013年）4月1日～令和4年（2022年）3月31日 | 令和3年度（2021年度）建物解体、利活用検討中のため。 |
| 22 | 都市計画部 | 資産経営室 | (旧)南吹田地区公民館 | 南吹田5丁目 | 8-6 | 宅地 | 214.82 | 令和4年（2022年）3月25日～令和4年（2022年）3月31日 | 令和3年度（2021年度）建物解体、売却予定のため。 |
| | 合計 | | | | | | 29,359.08 | | |

土木部資料

| 部 名 | ページ 番 号 | 資 料 名 | 要求委員名 | | | |
|-----|------------|-------------------------------------|-------|--|--|--|
| | | | | | | |
| 土 木 | 1～15 | 通学路についての要望が出ている箇所及び対応内容 | 村 口 | | | |
| 土 木 | 16 | 吹田市自転車活用推進計画の進捗状況 | 川 本 | | | |
| 土 木 | 17～20 | 過去5年間の自転車駐車場の収支、収容台数、利用率及び場所の一覧 | 矢 野 | | | |
| 土 木 | 21 | 市内における各駅舎のバリアフリー化及び安全対策の進捗状況 | 竹 村 | | | |
| 土 木 | 22 | 吹田市道路ストック総点検事業実施後における要修繕工事の実施状況 | 川 本 | | | |
| 土 木 | 23～29 | 過去5年間の道路冠水状況及び対策 | 竹 村 | | | |
| 土 木 | 30～33 | 令和3年度（2021年度）末 南吹田駅周辺緑化重点地区計画の進捗状況 | 川 本 | | | |
| 土 木 | 34～35 | 花とみどりの情報センター事業の業務内容 | 川 本 | | | |
| 土 木 | 36 | 公園におけるトイレの設置状況（多目的トイレ及び洋式化に関する進捗状況） | 竹 村 | | | |

通学路についての要望が出ている箇所及び対応内容 NO.1

通学路に関する要望については、本市（道路管理者、教育委員会）及び警察が合同で行う通学路点検において受けるものと、市民の声などにおいて随時本市が受けるものがあります。

1 通学路合同点検において受ける要望について

通学路合同点検は通常、市内にある公立小学校36校を南北18校に分けて隔年毎に実施しておりますが、令和3年度（2021年度）は6月28日に千葉県八街市で起きた下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5名が死傷する痛ましい事故が発生したことを受け、国が通達した「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」の決定に基づき、通常の18校のうち点検要望のあった17校のほか、残り18校のうち点検要望のあった7校をあわせた24校について実施しました。

令和3年度（2021年度）の各学校区における要望箇所、要望内容、対応内容等は以下のとおりです。

| 番号 | 学校区 | 要望箇所 | 要望内容 | 対応内容 | 対応年度 | 対応主体 |
|----|---------|---------------------|---|--|-------------------|-------------|
| 1 | 吹田第一小学校 | 元町32付近 | 注意喚起の看板等の設置、道路標示の書き直し | 道路が優先なのかわかる路面標示を実施する | 対応中 | 吹田市道路管理者 |
| 2 | | 内本町3丁目10付近 | 一旦停止を意識できるような看板や道路標示の設置 | 基本的に塗り直しを実施するが、場合によっては現状維持のままになる可能性がある | 令和3年度 (2021年度) | 警察 |
| 3 | | 朝日町15付近 | 押しボタン式の信号機設置、路上駐車禁止を喚起 | 押しボタン式信号は設置できない 路上駐車については取締りを強化する | 令和3年度 (2021年度) | 警察 |
| 4 | | 元町20付近 | グリーンベルトの設置 | 地先の同意を得たうえで自治会からの要望書を出してもらって塗り直しを検討できる | — | 学校 |
| 5 | 吹田第二小学校 | 泉町2-33と泉町4-16の交差点付近 | 「止まれ」「停止線」白線の塗り直し それぞれの電柱の「子供飛び出し注意」の看板が古いので付け替え | 塗り直しは検討する 看板の件は、青少年室に確認する | 未定 | 警察、学校 |
| 6 | | 泉町3-14前道路 | 停止線と「止まれ」の塗り直し | 基本的に塗り直しを実施するが、場合によっては現状維持のままになる可能性がある | 未定 | 警察 |
| 7 | | 泉町4-21付近T字路 | 看板の付け替え 白線の塗り直し | 看板の件は、青少年室に確認する 白線は塗り直しする | 令和3年度 (2021年度) | 学校、吹田市道路管理者 |

通学路についての要望が出ている箇所及び対応内容 NO.2

| 番号 | 学校区 | 要望箇所 | 要望内容 | 対応内容 | 対応年度 | 対応主体 |
|----|---------|---------------------|------------------------------------|---|--|----------------|
| 8 | 吹田東小学校 | 南正雀1丁目24付近 | 信号機の設置 | 現状の交通量では設置できない 学校に注意喚起してもらう | 令和3年度 (2021年度) | 学校 |
| 9 | | 岸部南3丁目32付近 | 通学路とわかるようにしてほしい 自転車のレーンをつけてほしい | 現地に注意喚起のための看板等を設置する | 令和3年度 (2021年度) | 大阪府道路管理者 |
| 10 | | 幸町20-1付近 | 滑り止めをつけてほしい | 滑り止め対策を検討する | 令和3年度 (2021年度) | 大阪府道路管理者 |
| 11 | | 吹東町17付近 | 不審者対策をしてほしい 水路への侵入を防ぐ対策をしてほしい | 学校で安全教育の実施 | 令和3年度 (2021年度) | 学校 |
| 12 | | 南正雀2丁目11付近 | 子供がスロープの手摺を上げて遊ぶので注意 看板を設置してほしい | 子どもへの啓発のための看板は設置できない 学校で注意喚起する | 令和3年度 (2021年度) | 学校 |
| 13 | | 南正雀3丁目大阪学院大学グラウンド付近 | 雑草の撤去 | 除草する | 令和3年度 (2021年度) | 大阪府道路管理者、学校 |
| 14 | | 南正雀四丁目9-14付近 | 車と児童が接触する危険がある、注意喚起してほしい | 学校で児童に注意喚起 | 令和3年度 (2021年度) | 学校 |
| 15 | | 南正雀3丁目南村踏切 | 車と児童が接触する危険があるため、グリーンベルトを延長してほしい | 大阪府の工事により道路形状が大きく変わるため現状では設置できない、学校に注意喚起してもらう | 令和3年度 (2021年度) | 学校 |
| 16 | | 南正雀4-1-1 | 歩道ライン超えて行きかう車のスピード抑制 及び車道の狭さく要望 | 取り締まり実施済み 狭さくは地先の同意を得たうえで自治会から要望書が出れば実施する | 令和3年度 (2021年度) | 警察、吹田市道路管理者、学校 |
| 17 | | 吹田南小学校 | 南吹田5-14-34付近 | 白線の塗り直し | 基本的に塗り直しを実施するが、場合によっては現状維持のままになる可能性がある | 未定 |
| 18 | 南吹田3-22 | | 看板の設置や照明の増設 | 天板の張り替えを実施 | 未定 | 吹田市道路管理者 |
| 19 | 吹田第六小学校 | 吹田市南清和園町17-1 | ガード下は昼でも暗いので、明るい街灯を設置してほしい | LED照明にする | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 |

通学路についての要望が出ている箇所及び対応内容 NO.3

| 番号 | 学校区 | 要望箇所 | 要望内容 | 対応内容 | 対応年度 | 対応主体 | |
|----|----------------------|-------------------------|-------------------------|--|-------------------------------------|-------------------|----------|
| 20 | 千里第一小学校 | 片山町17の十字路（大久保歯科を曲がってすぐ） | スピード注意の看板設置 | 学校がPTAに場所を確認したが不明のため取下げ | 取下げ | 学校 | |
| 21 | | 今池周辺 | 駐車禁止の看板設置 | 工事車両が一時的に駐車しているため、学校で児童に注意喚起してもらう | 令和3年度 (2021年度) | 学校 | |
| 22 | | 原新池公園周辺 | カーブミラーの角度変更 | カーブミラーは抜柱予定、学校で児童に注意喚起 | 令和3年度 (2021年度) | 学校 | |
| 23 | | 千一公民館横T字路 | カーブミラーの位置修正 止まれの塗り直し | カーブミラーは適正であり位置の変更はしない、止まれば基本的に塗り直しを実施するが、場合によっては現状維持のままになる可能性がある | 未定 | 警察 | |
| 24 | | 原町2丁目15-5付近 | 空地雑草の撤去 | 管理者不明のため対策できない 学校で児童に注意喚起 | 令和3年度 (2021年度) | 学校 | |
| 25 | | 宮が谷池周辺 | 看板の修繕 | ターポリン設置 | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 | |
| 26 | | 原町1丁目 宮原商店前十字路 | 止まれの塗り直し | 基本的に塗り直しを実施するが、場合によっては現状維持のままになる可能性がある | 未定 | 警察 | |
| 27 | | 原町なかよし遊園前 | 駐車禁止の看板設置 | ターポリン設置 | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 | |
| 28 | | 原町3丁目 坂の上の押しボタン式信号 | 信号無視車両が多い | 飛び出し注意の看板設置 | 令和3年度 (2021年度) | 警察 | |
| 29 | | 原町3丁目20・21付近 | 飛び出し注意の看板設置 | 私道のため看板を設置できない 学校で児童に注意喚起 | 令和3年度 (2021年度) | 学校 | |
| 30 | | 藤が丘、原会館周辺、片山町4丁目周辺 | 側溝のグレーチング設置 | 民地側溝のため設置できない 学校で児童に注意喚起 | 令和3年度 (2021年度) | 学校 | |
| 31 | | 千里第二小学校 | 千里山東公園の先の121号線 | ミラーなどの設置 | カーブミラーは歩行者に対して設置していない 学校で児童に注意喚起 | 令和3年度 (2021年度) | 学校 |
| 32 | | | 千里山松が丘 万福寺前交差点 | 優先道路をわかりやすくする | 優先道路がわかりやすいように中央線を設置する | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 |
| 33 | 吹田市千里山東3丁目 関大へ向かう三差路 | | 横断歩道や信号機の設置 | 信号機は近くにあるため設置できない 横断歩道を設置する | 令和3年度 (2021年度) | 警察、学校 | |

通学路についての要望が出ている箇所及び対応内容 NO.4

| 番号 | 学校区 | 要望箇所 | 要望内容 | 対応内容 | 対応年度 | 対応主体 |
|----|---------|---|-------------------------------------|---|-------------------|----------------|
| 34 | 千里第三小学校 | 千里山竹園1丁目24 | 保育園前の横断歩道を横切る車への啓発として飛び出し坊やを設置できないか | 飛び出し坊やは通行の妨げになり設置できない 交番にパトロールを依頼 学校で児童に注意喚起 | 令和3年度 (2021年度) | 警察、学校 |
| 35 | | 千里山西1丁目28 | ミラーなどの設置 | カーブミラーは歩行者に対して設置していない 学校で児童に注意喚起 | 令和3年度 (2021年度) | 学校 |
| 36 | 千里新田小学校 | 春日2丁目と1丁目間の道（おさんぽ公園からサンヴェール辺りまで）の側溝 | グレーチング蓋の設置 | 対側にグリーンベルトがあるため設置できない グリーンベルトを通るよう学校で注意喚起 | 令和3年度 (2021年度) | 学校 |
| 37 | | 春日4丁目1-3 | 交通量が多いため一方通行にしてほしい | 地先の同意を得たうえで要望書を警察に提出してもらえれば検討する 学校で児童に注意喚起 | 令和3年度 (2021年度) | 学校、警察 |
| 38 | 佐井寺小学校 | かみや歯科前交差点 吹田市佐井寺1丁目26番付近 | カーブミラーを設置してほしい | 歩行者対歩行者のためのカーブミラーは設置できない 学校で児童に注意喚起する | 令和3年度 (2021年度) | 学校 |
| 39 | | 吹田コープ前信号 竹谷町3番付近 | 信号の点灯が見えやすいものに変えてほしい | 更新する | 令和3年度 (2021年度) | 警察 |
| 40 | | 南ヶ丘こども園前 南ヶ丘3番付近 | こども園側から地下道側へ渡るところに横断歩道を設置してほしい | 交通量が少なく、横断歩道は設置が難しい 学校で児童に注意喚起する | 令和3年度 (2021年度) | 学校 |
| 41 | | やまや前 佐井寺3丁目21番付近 | 横断歩道または、注意を促す標識や塗装を設置してほしい。 | 横断歩道は近くにあり、看板もあるため設置はできない 学校で児童に注意喚起 | 令和3年度 (2021年度) | 学校 |
| 42 | | 新池公園前交差点 佐井寺3丁目1番地付近 | 樹木が歩道にはみだしているため見通しが悪い | 剪定済み | 令和3年度 (2021年度) | 学校 |
| 43 | 東佐井寺小学校 | 五月が丘東5・6・7 モナートラス・フォーシーズンズと緑地間の道から紫金山公園へ向かう道のT字路 | 止まれを設置してほしい | 優先道路に止まれは設置できない 現状の止まれは、基本的に塗り直しを実施するが、場合によっては現状維持のままになる可能性がある | 未定 | 警察 |
| 44 | | 五月が丘南14・21 リズコートとカーサメイヒルズ間の道からせせらぎの道へ至る交差点 | 信号機を設けてほしい | 横断歩道が設置されているため信号機の新設は難しい 学校で児童に注意喚起 | 令和3年度 (2021年度) | 学校 |
| 45 | 岸部第一小学校 | 岸部中と岸部南を結ぶ地下トンネル | トンネル内の照明を増やして欲しい 既存のペイントの塗り直し | 照度に不足はないので増設しない ペイントの塗り直しは実施する | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 |
| 46 | | 岸部中2丁目ことぶき第一遊園の前の歩道 | 樹木が歩道にはみだしている | 改善済み | 令和3年度 (2021年度) | 学校 |
| 47 | | 正門前から岸部中3丁目農園と幼稚園間の道 | 登下校時間帯の通行車両対策 | 通学路とわかるターボリン設置 学校で児童に注意喚起 | 令和3年度 (2021年度) | 警察、学校、吹田市道路管理者 |
| 48 | | 岸部南3丁目-17.18 | 注意喚起の看板設置 | 私道のため設置ができない 学校での児童への注意喚起 | 令和3年度 (2021年度) | 学校 |

通学路についての要望が出ている箇所及び対応内容 NO.5

| 番号 | 学校区 | 要望箇所 | 要望内容 | 対応内容 | 対応年度 | 対応主体 |
|----|---------|------------------------|---------------------------------------|---|-------------------|----------|
| 49 | 岸部第二小学校 | 学校前信号交差点東側 | 朝の一定時間、車の交通量を減らすために一方通行にしてほしい | 一方通行にはできない 歩行者信号の秒数を延長し車の交通量を減らす | 令和3年度 (2021年度) | 学校、警察 |
| 50 | | 岸部北二丁目17番付近から24番に向かう道路 | 道の両側グリーンベルトを引き直してほしい | 地先の同意を得たうえで自治会からの要望書が出れば検討できる | 未定 | 学校 |
| 51 | | 岸部北二丁目17番付近の交差点 | 信号を設置してほしい | 信号の新設は難しいため、学校で児童に注意喚起 | 令和3年度 (2021年度) | 学校 |
| 52 | 豊津第一小学校 | 145豊中吹田線 | 横断歩道が消えかけている | 基本的に塗り直しを実施するが、場合によっては現状維持のままになる可能性がある | 令和3年度 (2021年度) | 警察 |
| 53 | | 本校正門前道路（公民館～新御堂筋間） | 横断歩道が消えかけている | 基本的に塗り直しを実施するが、場合によっては現状維持のままになる可能性がある | 令和3年度 (2021年度) | 警察 |
| 54 | | 江坂ボラ通り付近 | 横断歩道が消えかけている | 基本的に塗り直しを実施するが、場合によっては現状維持のままになる可能性がある | 令和3年度 (2021年度) | 警察 |
| 55 | | 北の町遊園三叉路 | バイクの通り抜けが多いので看板を設置してほしい | ターポリン設置 | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 |
| 56 | 豊津第二小学校 | 豊津町32-36付近 | 横断歩道の設置 路面標示「止まれ」の塗り直し | 横断歩道設置はできない 基本的に塗り直しを実施するが、場合によっては現状維持のままになる可能性がある | 未定 | 警察 |
| 57 | | 豊津町36-10付近 | 歩道が無いのでグリーンベルトを設置してほしい、難しい場合、路肩ラインの設置 | 現状の車道幅員が4mしかなく設置できない 学校で児童に注意喚起 | 令和3年度 (2021年度) | 学校 |
| 58 | | 豊津町59-3付近 | 路面標示「スクールゾーン」の設置 | 現状の車道幅員が4mしかなく設置できない 学校で児童に注意喚起 | 令和3年度 (2021年度) | 学校 |
| 59 | | 豊津町13-20付近 | グリーンベルトの設置 難しい場合、路肩ライン塗り直し | グリーンベルトに関しては地先の同意を得たうえで自治会からの要望書が出れば検討する | 令和3年度 (2021年度) | 学校 |
| 60 | | 江の木町13-13付近 | 横断歩道の塗り直し | 基本的に塗り直しを実施するが、場合によっては現状維持のままになる可能性がある | 未定 | 警察 |
| 61 | | 芳野町3-17付近 | 横断歩道・路面標示「注意」「スピード落とせ」の塗り直し | 横断歩道は塗り直しの段階にない その他については塗り直しする | 対応中 | 吹田市道路管理者 |
| 62 | | 江坂町2丁目7-8付近 | 横断歩道の塗り直し | 基本的に塗り直しを実施するが、場合によっては現状維持のままになる可能性がある | 令和3年度 (2021年度) | 警察 |
| 63 | 豊津町7付近 | ライン・路面標示「とび出し注意」の塗り直し | 塗り直しする | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 | |

通学路についての要望が出ている箇所及び対応内容 NO.6

| 番号 | 学校区 | 要望箇所 | 要望内容 | 対応内容 | 対応年度 | 対応主体 |
|----|---------|-------------------------------------|------------------------------------|--|-------------------|----------------|
| 64 | 江坂大池小学校 | 江坂町3丁目の30番地と29番地の境目の交差点 | 自転車、自動車が止まらずに横断歩道を横切ってあぶない | 通学路ではないので、通学路を通るように学校から指導を行う 路面表示を検討する | 令和3年度 (2021年度) | 学校、大阪府道路管理者 |
| 65 | | 「前田池橋」から東に向かって新御堂筋に抜ける道路の新御堂への出入り地点 | 横断歩道は無理でも、一旦停止の路面標示まで消えているので書いてほしい | 基本的に塗り直しを実施するが、場合によっては現状維持のままになる可能性がある | 未定 | 警察 |
| 66 | | 江坂町3丁目1番地辺りで、江坂から服部へ抜けるバス通り | 前回、横断歩道の設置が検討のはずも未だ | 横断歩道の距離が近いので設置は難しい、学校で児童に注意喚起 | 令和3年度 (2021年度) | 学校 |
| 67 | | 名神高速道路高架下のトンネル南側の出口 | 前回、ミラーの増設を希望したが叶わず、トンネル側にも欲しい | 地先の同意を得たうえで自治会からの要望書が出れば検討できる | 未定 | 学校 |
| 68 | | 江坂町2丁目19番地や14番地 | 路面標示の強化はできないか | 要望のあった交差点（江坂町3丁目17 クローバー薬局前）の東西道路（豊中吹田線）の東行き及び西行き道路のそれぞれの停止線の手前側に法定外の路面標示の設置を検討する（路面標示の設置に関しては警察との協議が必要） | 令和3年度 (2021年度) | 大阪府道路管理者 |
| 69 | | 江坂町3丁目28番地に抜ける脇道 | 路面標示による自転車の速度制限を要望したが叶わず | 軽車両は一般車両と同様の速度制限規制となる 交番にパトロールを依頼する | 令和3年度 (2021年度) | 警察 |
| 70 | 山手小学校 | 吹田市 出口町 24 ライフ駐車場前T字路道路 | 「止まれ」と停止線の塗り直し | 基本的に塗り直しを実施するが、場合によっては現状維持のままになる可能性がある | 未定 | 警察 |
| 71 | | 吹田市 山手町 1-4 山手町遊園前横断歩道 | 信号機の設置、徐行、とまれ表示の設置 | 横断歩道があることから信号の新設は難しいため学校で児童に注意喚起 | 令和3年度 (2021年度) | 学校 |
| 72 | | 吹田市 山手町 1-19-12 みだに歯科付近交差点 | グリーンベルトを延長してほしい 「止まれ」と停止線の塗り直し | グリーンベルトは幅員が無いため設置はむずかしい 塗り直しは検討する | 未定 | 警察 |
| 73 | | 吹田市 山手町 1-8-29 通学橋付近交差点 | 徐行の表示、ミラーの設置 | 徐行表示は新たな設置をしていない、また、カーブミラーは人に対しては設置しないため学校で児童に注意喚起 | 令和3年度 (2021年度) | 警察、吹田市道路管理者、学校 |
| 74 | | 吹田市 出口町 25 ハイム タケダ 角 | 横断歩道と停止線の塗り直し。ライフ側からの「横断注意」の塗り直し | 基本的に塗り直しを実施するが、場合によっては現状維持のままになる可能性がある | 未定 | 警察 |
| 75 | | 出口町3丁目 | 止まれ塗り直し | 基本的に塗り直しを実施するが、場合によっては現状維持のままになる可能性がある | 未定 | 警察 |

通学路についての要望が出ている箇所及び対応内容 NO.7

| 番号 | 学校区 | 要望箇所 | 要望内容 | 対応内容 | 対応年度 | 対応主体 |
|----|---------|------------------------------------|---|------------|-------------------|-------------|
| 76 | 山田第二小学校 | 学校正門前 | 自転車の通行が多く、横断歩道を渡る児童と自転車の接触事故も起きているので対策してほしい | 学校で安全教育の実施 | 令和3年度 (2021年度) | 学校 |
| 77 | | 千里丘郵便局前 | 路面標示が薄くなっている | 塗り直しの実施 | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 |
| 78 | | 千里丘上25、26児童会館へ続く道 | 道が細くて見通しも悪く危ない | 学校で安全教育の実施 | 令和3年度 (2021年度) | 学校 |
| 79 | | 千里丘上と千里丘下の境界線になる道路 | 山二公民館までの坂道で自転車がスピードを出して通行するので危険である | 看板の設置 | 令和3年度 (2021年度) | 警察、吹田市道路管理者 |
| 80 | | 千里丘中9、10、26の交差点 | 止まれの白線が薄い、消えているところもある | 塗り直しの実施 | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 |
| 81 | | 千里丘中27交差点 | 死角があり、とびだしなど危ない | 学校で安全教育の実施 | 令和3年度 (2021年度) | 学校 |
| 82 | | 千里丘下1、11、12学校裏門に続く道 | 自動車自転車の通行があり、白線のみでは児童が広がって登校し危険である | 学校で安全教育の実施 | 令和3年度 (2021年度) | 学校 |
| 83 | | 千里丘上34インペリアル千里丘前交差点 | 一旦停止をせず、また歩行者にも気づかず進む自動車や自転車があるので危ない | 看板の設置 | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 |
| 84 | | 千里丘上8、32間の交差点 | 横断歩道が消えかけている | 塗り直しの実施 | 令和3年度 (2021年度) | 警察 |
| 85 | | 千里丘中9、10、26の交差点 | 止まれの白線が薄い、消えているところもある | 塗り直しの実施 | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 |
| 86 | | 千里丘中58番16号 | 止まれの標示が薄い | 塗り直しの実施 | 未定 | 警察 |
| 87 | 山田第三小学校 | 山田第三小学校・山田第三幼稚園西側 吹田市山田西1-4-1付近 | 道幅が狭い、車止めはあるが、通り抜けるバイクがあり、登下校時危ない | 看板の設置 | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 |

通学路についての要望が出ている箇所及び対応内容 NO.8

| 番号 | 学校区 | 要望箇所 | 要望内容 | 対応内容 | 対応年度 | 対応主体 |
|----|---------|-------------------------|---|-------------|-------------------|----------|
| 88 | 東山田小学校 | 新芦屋上17管理事務所前 横断歩道から通学路 | カーブのため、歩行者が見えにくく、見通しが悪い | 学校で安全教育の実施 | 令和3年度 (2021年度) | 学校 |
| 89 | | 新芦屋上10 アリスト前通学路 | 「通学路注意」の道路標示が消えている | 塗り直しの実施 | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 |
| 90 | | 新芦屋上12 筒井モータープール横の通学路 | 「通学路注意」の道路標示が消えている | 塗り直しの実施 | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 |
| 91 | | 青葉丘南4 チェスコ横の通学路 | 「止まれ」の道路標示が消えている | 塗り直しの実施 | 未定 | 警察 |
| 92 | | 青葉丘南7 青葉丘第2遊園前 | 無断駐車が多く、見通しが悪い | 取締りの強化 | 令和3年度 (2021年度) | 警察 |
| 93 | | 青葉丘南14コーナンと吹田東高校間の横断歩道 | 通勤、通学が大変多く、危険 | パトロールの実施を検討 | 未定 | 警察 |
| 94 | | 青葉丘北5 めばえさん | 双方向が見えず、坂のため危険 | 学校で安全教育の実施 | 令和3年度 (2021年度) | 学校 |
| 95 | 南山田小学校 | 長野東1付近 三叉路 | 交通量が多いが歩道が無い | 看板の設置 | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 |
| 96 | | 長野東26 小学校裏門からの大きなカーブの坂道 | 坂道でスピードを出す、車両が多い上に見通しが悪く危険 | 学校で安全教育の実施 | 令和3年度 (2021年度) | 学校 |
| 97 | 千里丘北小学校 | 千里丘ナーサリー前 | 通学路から反対側の歩道へ渡らなければならない児童が複数名在籍 対面には歩道はなく危険な状態に 8月にオープンした店舗の影響で交通量が増え、危険が増している | 学校で安全教育の実施 | 令和3年度 (2021年度) | 学校 |
| 98 | | ビバホーム前 | 店への出入りのため交通は増加しており、先の交差点で渋滞もみられる | 学校で安全教育の実施 | 令和3年度 (2021年度) | 学校 |
| 99 | | ミリカガーデン前 | 校区内唯一の横断歩道で、コンビニや飲食店もあり、通行量は多い 飛び出し等の指摘や苦情もたびたびある | 学校で安全教育の実施 | 令和3年度 (2021年度) | 学校 |

通学路についての要望が出ている箇所及び対応内容 NO.9

| 番号 | 学校区 | 要望箇所 | 要望内容 | 対応内容 | 対応年度 | 対応主体 |
|-----|-------------|---------------------------------------|--|-------------------------------------|-------------------|----------|
| 100 | 藤白台小学校 | 藤白台1丁目ー25（北消防署） から藤白台丁目1ー26まで | 歩道確保のための白色ライン消失 | 塗り直しの実施 | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 |
| 101 | | 藤白横2丁目1ー25 から三色彩道まで | 歩道確保のための白色ライン消失 | 塗り直しの実施 | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 |
| 102 | | 藤白台2丁目12ー10付近 | 道路上の止まれが薄くなっている | 塗り直しの実施 | 未定 | 警察 |
| 103 | | 千里北公園 水遠池横 三色彩道に抜ける道 | 自転車を降りないで通行するため、 登下校中の児童に接触事故が起きそう | 学校で安全教育の実施 | 令和3年度 (2021年度) | 学校 |
| 104 | | 藤白台3丁目小学校付近 | 道路上の止まれが薄くなっているので塗り直 してほしい | 点検したが、学校、PTAともに場所を確認できなかったため取下げ | 取下げ | 学校 |
| 105 | | 藤白台3丁目小学校付近 横断歩道 | 横断歩道の白色ラインがほとんどない | 塗り直しの実施 | 未定 | 警察 |
| 106 | | 藤白台3丁目ふじの木公園付近 交番前 | 横断歩道の白色ラインがほとんどない 過去死亡事故も起きている場所 | 塗り直しの実施 | 未定 | 警察 |
| 107 | | ゆらら藤白台ロータリー付近 | 約650人の児童が通学する 見通しが悪い | 看板の設置 | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 |
| 108 | | 藤白台三丁目 旧府営住宅 | 解体工事を待っているため囲いをしてい るが、歩道が極端に（1m弱）狭く、約650人 近くの児童が通学している | 学校で安全教育の実施 | 令和3年度 (2021年度) | 学校 |
| 109 | | 小学校正門からゆららに降りる道 | 街灯が少ない | 街灯の設置 | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 |
| 110 | | 藤白台2丁目6ー9交差点 | カーブミラーへこみ・汚れ見えにくい | カーブミラー清掃 | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 |
| 111 | 上山田すいおん池遊歩道 | 24時間通行可能なため、夜間通行止めして ほしい | 学校で安全教育の実施 | 令和3年度 (2021年度) | 学校 | |
| 112 | 佐竹台小学校 | 佐井寺4丁目の「キングマンション」の前から 教会の前まで東西に走る道 | 道幅が狭いにもかかわらず、スピードを出し て走行する車が多い歩道もなく、溝に蓋がな いので車がすれ違うときなどは人が歩く幅が ない | 看板の設置 | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 |
| 113 | | 佐竹台2丁目4番 | 車の抜け道としての使用が多いため、通学時 に危険 | 学校で安全教育の実施 | 令和3年度 (2021年度) | 学校 |
| 114 | | 佐竹台2丁目4番 | 側溝の溝に蓋がないため危険 | 歩道幅員が十分にあるので側溝に蓋はできない 学校で安全教育の実施 | 令和3年度 (2021年度) | 学校 |

通学路についての要望が出ている箇所及び対応内容 NO.10

2 市民の声などにおいて随時本市が受ける要望について

市民の声などにおいて随時本市が受ける要望には、通学路に限らずさまざまなものがあり、本市道路管理者と警察が共同で毎月実施する合同パトロールのなかで情報を共有し、対策について協議したうえで対応をしております。

令和3年度（2021年度）に受けた通学路についての各学校区における要望箇所、要望内容、対応内容等は以下のとおりです。

| 番号 | 学校区 | 要望箇所 | 要望内容 | 対応内容 | 対応年度 | 対応主体 |
|----|---------|--------------|--------------------|--------------------------|-------------------|----------|
| 1 | 吹田第一小学校 | 元町24-11 | 一方通行の逆走に対する啓発 | ターポリン幕設置 | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 |
| 2 | | 旭通商店街 | 歩道を走行する自転車への啓発 | ターポリン幕設置 | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 |
| 3 | | 内本町3丁目19 | 信号のLED化 | 吹田警察へ要望、現場確認後、本部へ申請する | 対応中 | 警察 |
| 4 | 吹田第二小学校 | 泉町5丁目 | 一方通行逆走に対する表記方法の見直し | 必要性が見受けられず、要望者が単独なのでできない | — | 警察 |
| 5 | 吹田第三小学校 | 吹田市日の出町11 | ターポリン（時間規制）交換 | ターポリン幕張り替え | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 |
| 6 | 吹田東小学校 | 幸町 | 歩行者・自転車への啓発 | ターポリン幕設置 | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 |
| 7 | | 南正雀2丁目33番地付近 | 自転車の安全対策 | ターポリン幕設置 | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 |
| 8 | 吹田南小学校 | 南吹田 | 自転車走行対策 | 啓発ポスターを設置 | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 |
| 9 | | 南吹田4丁目13地先 | 大型車両の規制要望 | 吹田警察へ要望、規制はできない | — | 警察 |
| 10 | | 南吹田5丁目14 | 横断歩道設置 | 吹田警察へ要望、信号機が近くにあるため設置不可 | — | 警察 |

通学路についての要望が出ている箇所及び対応内容 NO.11

| 番号 | 学校区 | 要望箇所 | 要望内容 | 対応内容 | 対応年度 | 対応主体 |
|----|--------------------|--------------|-----------------|---|-------------------|----------|
| 11 | 千里第一小学校 | 片山町1丁目21 | 一方通行看板の取り換え | 吹田警察へ要望、取替を行う | 令和3年度 (2021年度) | 警察 |
| 12 | | 片山町1丁目 | 飛び出し対策 | 飛び出し注意の路面表記をする | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 |
| 13 | | 天道町4番 | 音響信号の時間変更 | 吹田警察へ要望、修正する | 令和3年度 (2021年度) | 警察 |
| 14 | | 藤が丘町11-1 | 自歩道の注意喚起 | 注意喚起の看板を設置 | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 |
| 15 | 千里第一小学校 岸部第二小学校 | 岸部北1丁目20番地付近 | 自転車の安全対策 | ターポリン幕設置 | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 |
| 16 | 千里第二小学校 | 千里山東3丁目13 | 横断歩道設置要望 | 吹田警察へ要望、交通量少ないため設置不可 | — | 警察 |
| 17 | | 佐井寺2丁目 | 取締り要望 | 吹田警察相談係へ報告 | 令和3年度 (2021年度) | 警察 |
| 18 | | 千里山霧が丘2番地先 | 横断歩道設置要望 | 吹田警察へ要望、交通量が多くないため設置不可 | — | 警察 |
| 19 | | 千里山高塚9-2 | 横断歩道設置要望 | 吹田警察へ要望、交通量増加が見込めないため設置不可 | — | 警察 |
| 20 | | 佐井寺図書館前Y字 | 児童に注意喚起 | 合同点検で点検済み、学校教育室と共有 | 令和3年度 (2021年度) | 学校 |
| 21 | | 千里山虹が丘 | 信号機設置 | 吹田警察へ要望、交通量から判断して設置できない | — | 警察 |
| 22 | 千里第三小学校 | 円山町26 | 停止線の設置、止まれの塗り直し | 吹田警察へ要望、停止線は既に南北方向にあり設置できない、止まれば塗り直す段階にない | — | 警察 |
| 23 | 千里新田小学校 | 千里山西6丁目33 | 府道横断歩道の設置 | 茨木土木事務所へ要望を伝える | 未定 | 大阪府道路管理者 |
| 24 | 東佐井寺小学校 | 五月が丘北地内 | 信号機設置 | 吹田警察へ要望、近くに信号機があるため設置できない | — | 警察 |

通学路についての要望が出ている箇所及び対応内容 NO.12

| 番号 | 学校区 | 要望箇所 | 要望内容 | 対応内容 | 対応年度 | 対応主体 |
|----|---------|------------------|------------------------|--|-------------------|----------|
| 25 | 岸部第一小学校 | 岸部南2丁目 | 一方通行逆走の対策 | 現場にターボリン幕を設置 | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 |
| 26 | | 岸部新町 | 横断歩道の塗りなおし | 吹田警察へ要望、塗りなおしをする | 令和3年度 (2021年度) | 警察 |
| 27 | | 岸部南2丁目 | 一方通行規制区間の変更 | 吹田警察へ要望、変更はできない | — | 警察 |
| 28 | | 岸部南2丁目 | 一方通行逆走の対策 | ターボリン幕設置 | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 |
| 29 | | 岸部南1丁目 | 右折矢印信号の設置 | 吹田警察へ要望、都市計画道路の整備で問題は解決されると考えられる | 未定 | 大阪府道路管理者 |
| 30 | 豊津第二小学校 | 豊津町4番 | 横断歩道塗り直し | 吹田警察へ要望、塗りなおしをする | 令和3年度 (2021年度) | 警察 |
| 31 | | 垂水町3丁目、豊津町 | 横断歩道の塗り直し | 吹田警察へ要望、塗りなおしをする | 令和3年度 (2021年度) | 警察 |
| 32 | | 芳野町5番地付近 | 自転車への啓発 | ターボリン幕設置 | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 |
| 33 | 山手小学校 | 山手町1丁目 | 止まれ塗り直し | 吹田警察へ報告 | 令和3年度 (2021年度) | 警察 |
| 34 | 片山小学校 | 山手町4丁目 | 横断歩道設置要望 | 吹田警察へ要望、設置不可 | — | 警察 |
| 35 | | 朝日が丘町、 山手町4丁目 | 歩行者専用道路規制の解除 横断歩道設置 | 規制解除は地元要望がないと検討できない 横断歩道は歩行者溜りが作れないことや交通量が少ないことから設置できない | 検討中 | 警察 |
| 36 | | 山手町4丁目 | 停止線⇒横断歩道への変更 | 吹田警察へ要望、変更不可 | — | 警察 |
| 37 | | 片山地区 | 車の交通マナー啓発 | 横断歩道付近に啓発看板を設置する | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 |
| 38 | | 原町2丁目1 | 一方通行規制要望 | 吹田警察へ要望、沿道者の同意が必要と伝える | 令和3年度 (2021年度) | 警察 |

通学路についての要望が出ている箇所及び対応内容 NO.13

| 番号 | 学校区 | 要望箇所 | 要望内容 | 対応内容 | 対応年度 | 対応主体 |
|----|-------------------|---------------|----------------------|--|-------------------------|-------------|
| 39 | 山田第一小学校 | 山田東4丁目34 | 信号機の設置 | 吹田警察へ要望、見通しが良いため設置できない | — | 警察 |
| 40 | | 山田東2丁目49-14 | 一方通行規制にしてほしい | 吹田警察へ要望、地先の方の同意が必要と伝える | 令和3年度 (2021年度) | 警察 |
| 41 | | 山田東3丁目30-12ほか | (再要望)止まれの塗り直し | 吹田警察へ要望、塗りなおしを行う | 対応中 | 警察 |
| 42 | 山田第二小学校 | 千里丘北1丁目 | 車道逆走自転車への啓発 | ターボリン幕設置 | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 |
| 43 | | 千里丘地区内 | 交差点の安全確保に関する要望 | ターボリン幕設置 | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 |
| 44 | 山田第三小学校 | 山田郵政跡地前 | 山田郵政跡地付近の安全対策等 | 各所管より回答 | 一部実施 一部対応中 一部実施不可 | 吹田市道路管理者、警察 |
| 45 | 山田第五小学校 | 山田南44-9 | 車通行禁止 | 吹田警察へ要望、個人の要望では対応できない | — | 警察 |
| 46 | 山田第五小学校 南山田小学校 | 山田市場 | 塗り直し | 吹田警察へ要望、まだ塗り直す段階ではない | — | 警察 |
| 47 | | 山田市場北 | 矢羽根の設置 | 茨木土木事務所へ要望を伝える | 未定 | 大阪府道路管理者 |
| 48 | 東山田小学校 | 新芦屋上20-1 | 横断歩道塗り直し | 吹田警察へ要望、現地を確認する | 令和3年度 (2021年度) | 警察 |
| 49 | | 新芦屋上1 | 予告信号・ トリックアート横断歩道 | トリックアートは信号機がないところに設置するため設置不可、予告信号は見通しが良いため設置できない | — | 警察 |
| 50 | | 新芦屋上4番地先 | 自転車の安全対策 | ターボリン幕設置 | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 |

通学路についての要望が出ている箇所及び対応内容 NO.14

| 番号 | 学校区 | 要望箇所 | 要望内容 | 対応内容 | 対応年度 | 対応主体 |
|----|-------------------|----------|---------------|---------------------------|-------------------|-------------------|
| 51 | 南山田小学校 | 長野西 | 横断歩道のスクランブル化 | 吹田警察へ要望、設置基準に達していないため設置不可 | — | 警察 |
| 52 | | 尺谷1番地先 | ターボリン撤去 | ターボリン幕撤去 | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 |
| 53 | | 長野西12-1 | 押しボタン信号機 | 吹田警察へ要望、近くに信号機があるため設置できない | — | 警察 |
| 54 | | 長野東29 | 交通安全啓発 | ターボリン幕設置 | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 |
| 55 | | 千里丘北1 | 横断歩道の塗り直し | 吹田警察へ要望、塗りなおしをする | 対応中 | 警察 |
| 56 | | 山田市場16-1 | 信号、横断歩道の設置 | 吹田警察へ要望、近くに横断歩道があるため設置不可 | — | 警察 |
| 57 | | 北山田小学校 | 山田東4丁目21、22 | ターボリンの文字が薄い | 道路室にて付け替える | 令和3年度 (2021年度) |
| 58 | 山田東4丁目12-21 | | 信号機改善要望（向き変更） | 吹田警察へ要望、通行に支障をきたすため変更不可 | — | 警察 |
| 59 | 山田北7番 | | 横断歩道の塗り直し | 吹田警察へ要望、塗りなおしをする | 令和3年度 (2021年度) | 警察 |
| 60 | 山田東4丁目13-9 | | 横断歩道の塗り直し | 吹田警察へ要望、塗りなおしをする | 令和3年度 (2021年度) | 警察 |
| 61 | 山田東4丁目13-18 | | 横断歩道の塗り直し | 吹田警察へ要望、塗りなおしをする | 対応中 | 警察 |
| 62 | 山田東4丁目18番ほか | | 標識移設等 | 要望内容に合理性が無く、移設できない | — | 警察 |
| 63 | 山田北 | | 止まれの塗り直し | 吹田警察へ要望、塗りなおしをする | 令和3年度 (2021年度) | 警察 |
| 64 | 北山田小学校 山田第一小学校 | 山田東2丁目 | 啓発看板設置依頼 | ターボリン幕設置 | 令和3年度 (2021年度) | 吹田市道路管理者 |

通学路についての要望が出ている箇所及び対応内容 NO.15

| 番号 | 学校区 | 要望箇所 | 要望内容 | 対応内容 | 対応年度 | 対応主体 |
|----|----------|------------|---------------------|---|-------------------|------|
| 65 | 佐竹台小学校 | 佐竹台4丁目 | 横断歩道の塗り直し | 吹田警察へ要望、塗りなおしをする | 令和3年度 (2021年度) | 警察 |
| 66 | | 佐竹台1-5-7付近 | 横断歩道設置要望、通学路の標識設置要望 | 吹田警察へ要望、横断歩道が近くにあるため設置できない、標識は設置場所がないため設置できない | — | 警察 |
| 67 | 高野台小学校 | 高野台1丁目 | 横断歩道の塗り直し | 吹田警察へ報告、すでに塗りなおし済み | 済 | 警察 |
| 68 | | 高野台1丁目 | 信号機設置及び信号無視の取り締まり | 吹田警察へ要望、信号機は近くにあるため設置不可 取り締まりは取締係で対応する | 令和3年度 (2021年度) | 警察 |
| 69 | 津雲台小学校 | 津雲台4-7-1 | 横断歩道塗り直し | 吹田警察へ要望、現地を確認する | 令和3年度 (2021年度) | 警察 |
| 70 | | 津雲台4-14 | 信号設置要望 | 近くに信号機があるため設置できない | — | 警察 |
| 71 | 藤白台小学校 | 藤白台4丁目 | 信号機又は横断歩道追加設置 | 吹田警察へ要望、交通量が多くないため設置不可 | — | 警察 |
| 72 | | 藤白台5丁目25 | 横断歩道の塗り直し | 吹田警察へ要望、現場確認する | 対応中 | 警察 |
| 73 | 青山台小学校 | 青山台4丁目11番 | 横断歩道設置要望 | 吹田警察へ要望、交通量少ないため設置不可 | — | 警察 |
| 74 | | 青山台4丁目地内 | 止まれ塗り直し ほか | 吹田警察へ要望、塗りなおしできる箇所はする | 令和3年度 (2021年度) | 警察 |
| 75 | | 青山台2丁目 | 横断歩道設置 | 吹田警察へ要望、近くに横断歩道があるため設置できない | — | 警察 |
| 76 | 桃山台小学校 | 桃山台駅前 | 横断歩道の塗り直し | 吹田警察へ要望、塗りなおしをする | 令和3年度 (2021年度) | 警察 |
| 77 | 千里たけみ小学校 | 竹見台2丁目13-6 | 道路標示の塗り直し | 吹田警察へ報告、塗りなおしをする | 対応中 | 警察 |
| 78 | | 竹見台2丁目3 | 横断歩道の設置 | 吹田警察へ要望、近くに横断歩道があるため設置できない | — | 警察 |

吹田市自転車活用推進計画の進捗状況

1 計画の目的

本計画は「はしる」・「まもる」・「とめる」・「つかう」の4本の柱の観点から、市民ニーズに合った自転車利用環境を提案し、安心・安全で快適な利用環境を整備することを目的としたもので、各々の観点での現状と課題に対して、具体的な取組内容、目標項目と数値を定め、令和8年度（2026年度）までの目標達成を目指すものです。

2 計画の主な取組内容

- (1) はしる：車道通行を中心とした安心・安全・快適でわかりやすい自転車通行環境を実現するため、自転車の通行空間と通行方向が誰にでもわかるように路面標示や看板等を設置する。また、ニーズ等に対応した自転車の通行環境ネットワークを構築する。
- (2) まもる：自転車のルール・マナーの周知を広げるために、ライフステージに合わせた安全教育を実施する。
- (3) とめる：便利で使いやすい自転車駐車環境を実現するため、自転車駐車場に不足が見られる「岸辺駅」・「JR吹田駅」周辺において整備を進める。
- (4) つかう：住民及び来街者の自転車利用の利便性向上により自動車依存生活からの脱却を促進するためシェアサイクルを推進する。

3 計画の目標項目と進捗状況

4本の柱の観点から抽出した現状と課題に対して定めた、目標項目と進捗状況は以下のとおりです。

| | 目標項目 | 平成28年度計画策定時 (2016年度) | 令和3年度現在 (2021年度) | 令和8年度目標 (2026年度) |
|-----|---------------------------|-------------------------|---------------------|---------------------|
| はしる | 自転車通行空間の整備延長(市道のみ)の延長(km) | 0.7 | 4.5 | 25 |
| | 市民満足度(自転車通行時の安全性)(%) | 24 | 36 | 50 |
| まもる | 自転車関連事故件数(件) | 258 | 229 | 120 |
| | 車道左側端通行遵守の割合(%) | — | 58 | 80 |
| | 市民満足度(自転車利用者のマナー)(%) | 16 | 29 | 50 |
| とめる | 放置自転車台数(台) | 213 | 54 | 30 |
| | 市民満足度(自転車の駐車環境)(%) | 25 | 33 | 50 |
| つかう | 市民満足度(総合的な自転車利用環境)(%) | — | 32 | 50 |

4 その他

現在「岸辺駅」北側において自転車駐車場用地を取得し、整備や運営について(公財)自転車駐車場整備センターと協議を進めております。また、「JR吹田駅」北側にある片山保管所を自転車駐車場に転用するための実施設計を行っています。

過去5年間の自転車駐車場の収支、収容台数、利用率及び場所の一覧 No.1

(単位:円)

| 自転車駐車場名 | | 平成29年度(2017年度) | | | 平成30年度(2018年度) | | | 令和元年度(2019年度) | | | 令和2年度(2020年度) | | | 令和3年度(2021年度) | | |
|---------|---------------------|----------------|------------|--------------|----------------|------------|--------------|---------------|------------|--------------|---------------|------------|--------------|---------------|------------|--------------|
| | | 収入合計 | 支出合計 | 収支 | 収入合計 | 支出合計 | 収支 | 収入合計 | 支出合計 | 収支 | 収入合計 | 支出合計 | 収支 | 収入合計 | 支出合計 | 収支 |
| 1 | JR吹田駅前北自転車駐車場 | 51,646,855 | 35,793,768 | 15,853,087 | 49,359,342 | 34,783,329 | 14,576,013 | 47,842,617 | 36,079,747 | 11,762,870 | 39,430,139 | 50,421,642 | △ 10,991,503 | 39,727,733 | 35,264,822 | 4,462,911 |
| 2 | JR吹田駅前中央自転車駐車場 | 14,412,312 | 13,334,156 | 1,078,156 | 14,538,312 | 12,463,958 | 2,074,354 | 14,849,112 | 13,316,267 | 1,532,845 | 13,308,600 | 12,732,737 | 575,863 | 13,633,500 | 12,176,644 | 1,456,856 |
| 3 | JR吹田駅前西自転車駐車場 | 10,148,312 | 12,146,798 | △ 1,998,486 | 9,453,012 | 12,280,617 | △ 2,827,605 | 9,489,212 | 12,242,083 | △ 2,752,871 | 8,477,800 | 11,526,787 | △ 3,048,987 | 8,613,600 | 11,196,042 | △ 2,582,442 |
| 4 | JR岸辺駅前北自転車駐車場 | 0 | 55,815 | △ 55,815 | 4,550,700 | 10,483,916 | △ 5,933,216 | 4,376,200 | 13,349,237 | △ 8,973,037 | 4,350,100 | 13,792,457 | △ 9,442,357 | 4,708,300 | 14,166,888 | △ 9,458,588 |
| 5 | 北大阪急行桃山台駅前東第1自転車駐車場 | 31,720,500 | 20,825,808 | 10,894,692 | 33,055,500 | 20,160,304 | 12,895,196 | 33,429,580 | 20,639,252 | 12,790,328 | 26,794,500 | 20,855,997 | 5,938,503 | 27,800,400 | 19,387,682 | 8,412,718 |
| 6 | 北大阪急行桃山台駅前東第2自転車駐車場 | 3,495,200 | 1,088,112 | 2,407,088 | 3,238,700 | 427,362 | 2,811,338 | 3,177,020 | 451,624 | 2,725,396 | 2,783,000 | 611,755 | 2,171,245 | 3,184,900 | 410,886 | 2,774,014 |
| 7 | 江坂公園自転車駐車場 | 32,983,400 | 44,824,454 | △ 11,841,054 | 33,183,100 | 42,059,935 | △ 8,876,835 | 35,519,700 | 43,828,920 | △ 8,309,220 | 30,688,700 | 41,608,643 | △ 10,919,943 | 31,822,100 | 40,896,153 | △ 9,074,053 |
| 8 | 江坂駅前中央自転車駐車場 | 99,863,107 | 44,011,533 | 55,851,574 | 98,505,407 | 46,691,420 | 51,813,987 | 89,110,206 | 53,633,211 | 35,476,995 | 73,268,113 | 44,138,081 | 29,130,032 | 68,987,616 | 43,540,934 | 25,446,682 |
| 9 | 江坂駅前西自転車駐車場 | 4,637,200 | 1,029,372 | 3,607,828 | 4,505,700 | 1,037,853 | 3,467,847 | 4,522,600 | 1,017,842 | 3,504,758 | 4,142,800 | 1,150,247 | 2,992,553 | 4,227,500 | 970,544 | 3,256,956 |
| 10 | 阪急北千里駅前北自転車駐車場 | 17,359,800 | 17,322,339 | 37,461 | 16,854,300 | 17,475,787 | △ 621,487 | 16,655,100 | 18,034,139 | △ 1,379,039 | 14,262,900 | 16,592,142 | △ 2,329,242 | 14,488,700 | 16,117,187 | △ 1,628,487 |
| 11 | 阪急北千里駅前東第1自転車駐車場 | 2,750,900 | 313,904 | 2,436,996 | 2,450,800 | 316,776 | 2,134,024 | 1,903,900 | 228,100 | 1,675,800 | 1,808,400 | 416,382 | 1,392,018 | 1,602,500 | 226,915 | 1,375,585 |
| 12 | 阪急北千里駅前東第2自転車駐車場 | 1,646,700 | 316,852 | 1,329,848 | 1,779,300 | 323,783 | 1,455,517 | 1,754,400 | 234,995 | 1,519,405 | 1,522,100 | 419,306 | 1,102,794 | 1,531,500 | 226,439 | 1,305,061 |
| 13 | 阪急北千里駅前南自転車駐車場 | 10,484,600 | 11,854,231 | △ 1,369,631 | 11,041,900 | 12,248,006 | △ 1,206,106 | 11,155,800 | 13,026,516 | △ 1,870,716 | 9,592,100 | 12,440,022 | △ 2,847,922 | 11,165,400 | 11,646,559 | △ 481,159 |
| 14 | 阪急山田駅前東自転車駐車場 | 26,142,800 | 24,946,452 | 1,196,348 | 26,577,300 | 25,895,173 | 682,127 | 26,312,100 | 26,741,921 | △ 429,821 | 21,978,000 | 27,193,310 | △ 5,215,310 | 22,963,200 | 30,787,635 | △ 7,824,435 |
| 15 | 阪急山田駅前西自転車駐車場 | 5,798,628 | 12,144,222 | △ 6,345,594 | 5,823,328 | 12,533,675 | △ 6,710,347 | 5,935,228 | 13,053,625 | △ 7,118,397 | 5,010,800 | 14,109,321 | △ 9,098,521 | 5,087,300 | 13,609,955 | △ 8,522,655 |
| 16 | 阪急山田駅前南自転車駐車場 | 4,802,304 | 15,038,937 | △ 10,236,633 | 4,694,704 | 16,039,219 | △ 11,344,515 | 4,260,804 | 16,727,046 | △ 12,466,242 | 3,234,400 | 16,821,963 | △ 13,587,563 | 3,289,700 | 16,256,573 | △ 12,966,873 |
| 17 | 阪急南千里駅前西第1自転車駐車場 | 19,578,800 | 33,345,837 | △ 13,767,037 | 19,499,800 | 31,634,356 | △ 12,134,556 | 18,433,500 | 42,853,978 | △ 24,420,478 | 15,152,900 | 40,629,770 | △ 25,476,870 | 14,751,200 | 31,640,869 | △ 16,889,669 |
| 18 | 阪急南千里駅前西第2自転車駐車場 | 2,489,700 | 3,693,617 | △ 1,203,917 | 2,133,900 | 3,432,644 | △ 1,298,744 | 1,851,300 | 15,030,679 | △ 13,179,379 | 2,142,600 | 2,856,311 | △ 713,711 | 2,049,300 | 2,478,601 | △ 429,301 |
| 19 | 阪急千里山駅前東自転車駐車場 | 26,885,032 | 26,139,263 | 745,769 | 27,273,398 | 25,085,876 | 2,187,522 | 28,649,298 | 27,545,894 | 1,103,404 | 24,499,352 | 27,622,677 | △ 3,123,325 | 26,475,552 | 26,355,392 | 120,160 |

過去5年間の自転車駐車場の収支、収容台数、利用率及び場所の一覧 No.2

(単位:円)

| 自転車駐車場名 | 平成29年度(2017年度) | | | 平成30年度(2018年度) | | | 令和元年度(2019年度) | | | 令和2年度(2020年度) | | | 令和3年度(2021年度) | | |
|--------------------|----------------|-------------|-------------|----------------|-------------|-------------|---------------|-------------|--------------|---------------|-------------|--------------|---------------|-------------|--------------|
| | 収入合計 | 支出合計 | 収支 | 収入合計 | 支出合計 | 収支 | 収入合計 | 支出合計 | 収支 | 収入合計 | 支出合計 | 収支 | 収入合計 | 支出合計 | 収支 |
| 20 阪急関大前駅東自転車駐車場 | 2,864,300 | 8,250,229 | △ 5,385,929 | 2,627,000 | 8,036,620 | △ 5,409,620 | 2,612,200 | 8,711,333 | △ 6,099,133 | 2,011,600 | 7,618,713 | △ 5,607,113 | 2,389,600 | 7,450,698 | △ 5,061,098 |
| 21 阪急関大前駅中央自転車駐車場 | 2,029,700 | 1,997,421 | 32,279 | 2,156,100 | 1,961,687 | 194,413 | 2,271,600 | 2,084,347 | 187,253 | 2,047,300 | 1,881,058 | 166,242 | 2,220,800 | 1,708,156 | 512,644 |
| 22 阪急関大前駅西自転車駐車場 | 1,580,600 | 8,335,690 | △ 6,755,090 | 1,617,200 | 7,885,633 | △ 6,268,433 | 1,617,700 | 8,227,440 | △ 6,609,740 | 1,144,000 | 7,594,560 | △ 6,450,560 | 1,265,400 | 7,367,824 | △ 6,102,424 |
| 23 阪急豊津駅前北自転車駐車場 | 6,204,000 | 11,286,062 | △ 5,082,062 | 6,436,800 | 13,878,417 | △ 7,441,617 | 6,198,200 | 10,172,030 | △ 3,973,830 | 5,054,400 | 9,733,536 | △ 4,679,136 | 5,295,000 | 10,840,516 | △ 5,545,516 |
| 24 阪急豊津駅前南第1自転車駐車場 | 901,400 | 9,691,263 | △ 8,789,863 | 812,400 | 9,528,093 | △ 8,715,693 | 689,000 | 8,732,376 | △ 8,043,376 | 642,300 | 8,778,572 | △ 8,136,272 | 654,500 | 9,088,092 | △ 8,433,592 |
| 25 阪急豊津駅前南第2自転車駐車場 | 5,079,800 | 10,584,258 | △ 5,504,458 | 4,121,500 | 10,007,126 | △ 5,885,626 | 4,254,400 | 8,692,666 | △ 4,438,266 | 4,227,100 | 9,042,451 | △ 4,815,351 | 4,624,400 | 9,409,630 | △ 4,785,230 |
| 26 阪急吹田駅前西第1自転車駐車場 | 15,162,100 | 13,567,749 | 1,594,351 | 14,957,700 | 13,215,129 | 1,742,571 | 13,899,200 | 13,585,617 | 313,583 | 10,995,600 | 13,592,491 | △ 2,596,891 | 11,482,300 | 14,221,968 | △ 2,739,668 |
| 27 阪急吹田駅前西第2自転車駐車場 | 837,100 | 238,310 | 598,790 | 866,000 | 1,296,873 | △ 430,873 | 755,600 | 282,434 | 473,166 | 591,300 | 410,645 | 180,655 | 500,600 | 727,788 | △ 227,188 |
| 28 阪急吹田駅前東第1自転車駐車場 | 2,264,300 | 278,602 | 1,985,698 | 2,204,100 | 279,095 | 1,925,005 | 1,934,900 | 309,973 | 1,624,927 | 1,453,900 | 690,996 | 762,904 | 1,110,400 | 1,102,739 | 7,661 |
| 29 阪急吹田駅前東第2自転車駐車場 | 3,957,000 | 12,681,293 | △ 8,724,293 | 3,929,700 | 12,368,130 | △ 8,438,430 | 3,725,600 | 12,892,034 | △ 9,166,434 | 3,053,700 | 12,096,407 | △ 9,042,707 | 3,272,100 | 11,750,835 | △ 8,478,735 |
| 30 阪急吹田駅南自転車駐車場 | 2,512,100 | 439,059 | 2,073,041 | 2,454,000 | 442,347 | 2,011,653 | 2,056,400 | 421,520 | 1,634,880 | 1,038,900 | 382,401 | 656,499 | 994,900 | 231,320 | 763,580 |
| 31 南高浜自転車駐車場 | 2,560,100 | 5,692,565 | △ 3,132,465 | 2,509,100 | 5,586,693 | △ 3,077,593 | 2,366,500 | 5,679,487 | △ 3,312,987 | 1,777,600 | 5,401,256 | △ 3,623,656 | 1,778,300 | 5,260,505 | △ 3,482,205 |
| 計 | 412,798,650 | 401,267,971 | 11,530,679 | 413,210,103 | 409,859,832 | 3,350,271 | 401,608,977 | 447,826,333 | △ 46,217,356 | 336,485,004 | 433,162,636 | △ 96,677,632 | 341,698,301 | 406,516,791 | △ 64,818,490 |

過去5年間の自転車駐車場の収支、収容台数、利用率及び場所の一覧 No.3

| 自転車駐車場名 | | 平成29年度(2017年度) | | 平成30年度(2018年度) | | 令和元年度(2019年度) | | 令和2年度(2020年度) | | 令和3年度(2021年度) | |
|---------|-------------------------|----------------|--------|----------------|--------|---------------|--------|---------------|--------|---------------|--------|
| | | 収容台数 (台) | 利用率 | 収容台数 (台) | 利用率 | 収容台数 (台) | 利用率 | 収容台数 (台) | 利用率 | 収容台数 (台) | 利用率 |
| 1 | JR吹田駅前北 自転車駐車場 | 2,200 | 95.0% | 2,200 | 89.7% | 2,200 | 87.4% | 2,200 | 73.6% | 2,200 | 73.2% |
| 2 | JR吹田駅前中央 自転車駐車場 | 563 | 102.6% | 563 | 100.7% | 563 | 101.6% | 570 | 93.1% | 570 | 95.7% |
| 3 | JR吹田駅前西 自転車駐車場 | 461 | 92.9% | 461 | 91.1% | 461 | 90.1% | 461 | 82.9% | 461 | 81.3% |
| 4 | JR岸辺駅前北 自転車駐車場 | - | - | 204 | 97.9% | 204 | 107.2% | 204 | 113.4% | 204 | 120.3% |
| 5 | 北大阪急行桃山台駅前 東第1自転車駐車場 | 1,947 | 58.9% | 1,628 | 74.2% | 1,628 | 76.4% | 1,628 | 64.3% | 1,628 | 66.0% |
| 6 | 北大阪急行桃山台駅前 東第2自転車駐車場 | 188 | 73.2% | 188 | 72.8% | 188 | 70.7% | 188 | 66.7% | 188 | 71.9% |
| 7 | 江坂公園 自転車駐車場 | 1,467 | 74.8% | 1,422 | 76.4% | 1,422 | 81.8% | 1,422 | 71.2% | 1,422 | 71.5% |
| 8 | 江坂駅前中央 自転車駐車場 | 2,951 | 119.8% | 2,951 | 118.8% | 2,951 | 113.5% | 3,306 | 98.0% | 3,306 | 94.5% |
| 9 | 江坂駅前西 自転車駐車場 | 300 | 100.1% | 300 | 99.0% | 300 | 99.6% | 300 | 91.6% | 300 | 91.4% |
| 10 | 阪急北千里駅前北 自転車駐車場 | 817 | 96.8% | 817 | 96.9% | 817 | 96.4% | 817 | 83.9% | 817 | 84.7% |
| 11 | 阪急北千里駅前東第1 自転車駐車場 | 148 | 71.5% | 148 | 72.9% | 148 | 67.0% | 160 | 38.5% | 120 | 40.1% |
| 12 | 阪急北千里駅前東第2 自転車駐車場 | 129 | 98.8% | 129 | 98.4% | 129 | 96.7% | 129 | 90.5% | 157 | 88.5% |
| 13 | 阪急北千里駅前南 自転車駐車場 | 700 | 70.3% | 700 | 80.0% | 700 | 77.2% | 700 | 66.6% | 700 | 77.1% |
| 14 | 阪急山田駅前東 自転車駐車場 | 1,244 | 89.2% | 1,244 | 88.5% | 1,244 | 88.6% | 1,244 | 75.7% | 1,244 | 77.3% |
| 15 | 阪急山田駅前西 自転車駐車場 | 480 | 54.9% | 480 | 52.8% | 480 | 53.3% | 480 | 45.2% | 480 | 45.9% |
| 16 | 阪急山田駅前南 自転車駐車場 | 527 | 39.9% | 527 | 37.5% | 527 | 33.2% | 527 | 25.4% | 463 | 23.1% |
| 17 | 阪急南千里駅前西第1 自転車駐車場 | 1,070 | 88.6% | 1,070 | 88.3% | 1,070 | 86.2% | 1,070 | 72.4% | 1,070 | 68.2% |
| 18 | 阪急南千里駅前西第2 自転車駐車場 | 98 | 69.0% | 98 | 60.3% | 98 | 51.6% | 105 | 72.2% | 105 | 70.8% |
| 19 | 阪急千里山駅前東 自転車駐車場 | 1,300 | 75.9% | 1,300 | 77.0% | 1,300 | 80.4% | 1,300 | 70.3% | 1,300 | 74.1% |

過去5年間の自転車駐車場の収支、収容台数、利用率及び場所の一覧 No.4

| 自転車駐車場名 | | 平成29年度(2017年度) | | 平成30年度(2018年度) | | 令和元年度(2019年度) | | 令和2年度(2020年度) | | 令和3年度(2021年度) | |
|---------|---------------------|----------------|--------|----------------|--------|---------------|--------|---------------|-------|---------------|-------|
| | | 収容台数 (台) | 利用率 | 収容台数 (台) | 利用率 | 収容台数 (台) | 利用率 | 収容台数 (台) | 利用率 | 収容台数 (台) | 利用率 |
| 20 | 阪急関大前駅東 自転車駐車場 | 280 | 40.7% | 280 | 38.4% | 280 | 36.9% | 280 | 27.7% | 280 | 34.7% |
| 21 | 阪急関大前駅中央 自転車駐車場 | 145 | 32.7% | 145 | 28.2% | 145 | 33.9% | 145 | 28.2% | 145 | 30.9% |
| 22 | 阪急関大前駅西 自転車駐車場 | 247 | 19.8% | 247 | 20.3% | 247 | 20.9% | 247 | 14.1% | 247 | 17.6% |
| 23 | 阪急豊津駅前北 自転車駐車場 | 475 | 65.3% | 475 | 67.4% | 475 | 64.4% | 475 | 51.9% | 475 | 55.7% |
| 24 | 阪急豊津駅前南第1 自転車駐車場 | 41 | 80.1% | 41 | 79.9% | 41 | 64.6% | 31 | 76.6% | 31 | 82.5% |
| 25 | 阪急豊津駅前南第2 自転車駐車場 | 442 | 55.5% | 442 | 48.6% | 442 | 47.6% | 390 | 53.4% | 390 | 59.5% |
| 26 | 阪急吹田駅前西第1 自転車駐車場 | 551 | 104.2% | 551 | 104.0% | 551 | 97.9% | 551 | 81.1% | 456 | 98.2% |
| 27 | 阪急吹田駅前西第2 自転車駐車場 | 65 | 87.1% | 65 | 86.4% | 65 | 77.8% | 65 | 59.9% | 65 | 51.9% |
| 28 | 阪急吹田駅前東第1 自転車駐車場 | 183 | 61.1% | 183 | 60.1% | 183 | 55.7% | 183 | 41.3% | 183 | 33.1% |
| 29 | 阪急吹田駅前東第2 自転車駐車場 | 179 | 111.0% | 179 | 109.7% | 179 | 106.6% | 179 | 93.0% | 180 | 97.1% |
| 30 | 阪急吹田駅南 自転車駐車場 | 99 | 109.0% | 99 | 107.2% | 99 | 92.3% | 99 | 66.0% | 70 | 95.7% |
| 31 | 南高浜 自転車駐車場 | 192 | 62.7% | 192 | 62.8% | 192 | 60.9% | 192 | 44.7% | 192 | 46.3% |
| 計 | | 19,489 | 84.1% | 19,329 | 85.2% | 19,329 | 84.1% | 19,648 | 73.1% | 19,449 | 73.9% |

市内における各駅舎のバリアフリー化及び安全対策の進捗状況

| 鉄道事業者 | 駅名 | 主な設備のバリアフリー化 | | | | 安全対策 | |
|------------------------------|--------|--------------|--------|-------|------|-------------------|---------|
| | | エレベーター ※1 | 多機能トイレ | 幅広改札機 | 案内表示 | 視覚障がい者 誘導用ブロック | 可動式ホーム柵 |
| 阪急電鉄株式会社 | 北千里 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | 山田 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | 南千里 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | 千里山 | — | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | 関大前 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | 豊津 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | 吹田 | — | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| 西日本旅客鉄道株式会社 | 南吹田 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | 岸辺 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | 吹田 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| 大阪市高速電気軌道株式会社 北大阪急行電鉄株式会社 | 江坂 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 北大阪急行電鉄株式会社 | 桃山台 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 大阪モノレール株式会社 | 山田 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 万博記念公園 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 公園東口 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ |

○:整備済 △:整備中 ×:未整備 —:現時点で整備計画なし

※1:改札が2か所以上ある場合、バリアフリールートが1ルート以上ある場合○としている

吹田市道路ストック総点検事業実施後における要修繕工事の実施状況

| | 項目 | 平成26年度 (2014年度) | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) | 令和元年度 (2019年度) | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | | | | | |
|----------------------|-------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------|--|---------|---------|----------------|
| 橋梁 | 調査内容 | 点検 | | 橋梁定期点検 | 橋梁定期点検 | 橋梁定期点検 | 橋梁定期点検 | 橋梁定期点検 | 橋梁定期点検 | | | | | |
| | 調査数量 | 37橋 | | 40橋 | 74橋 | 92橋 | 21橋 | 40橋 | 42橋 | | | | | |
| | うち要修繕 | 3橋 | | 早期措置1橋 | 早期措置2橋 | 予防保全5橋 | 予防保全5橋 | 予防保全3橋 | 早期措置1橋 | | | | | |
| | 対応状況 | 対応済(3) | | 予防保全14橋 | 予防保全9橋 | 経過観察(5) | 経過観察(3) | 経過観察(3) | 予防保全3橋 | 対応中(1) | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 大型カル バート (地下道) | 調査内容 | | | | | | 大型C定期点検 | | | | | | | |
| | 調査数量 | | | | | | 2箇所 | | | | | | | |
| | うち要修繕 | | | | | | 1箇所 | | | | | | | |
| | 対応状況 | | | | | | 対応中(1) | | | | | | | |
| 舗装 | 調査内容 | 路面性状調査 | 路面性状調査 | | | | | 路面性状調査 | | | | | | |
| | 調査数量 | 64,885m | 50,805m | | | | | 103,390m | | | | | | |
| | うち要修繕 | 12,070m | 5,630m | | | | | 6,040m | | | | | | |
| | 対応状況 | 対応済 | 対応済 | | | | | 対応中 | | | | | | |
| | 調査内容 | | | | | | | | | | | 路面下空洞調査 | 路面下空洞調査 | 路面下空洞調査 |
| | 調査数量 | | | | | | | | | | | 120.9km | 66.5km | 30.3km |
| | うち要修繕 | | | | | | | | | | | 17箇所 | 34箇所 | 37箇所 |
| | 対応状況 | | | | | | | | | | | 対応済(17) | 対応済(34) | 対応済(4)、対応中(33) |
| 道路標識 | 調査内容 | 点検 | | | | | | | 点検 | | | | | |
| | 調査数量 | 206基 | | | | | | | 217基 | | | | | |
| | うち要修繕 | 2基 | | | | | | | 24基 | | | | | |
| | 対応状況 | 対応済 | | | | | | | 対応済(2)、対応中(22) | | | | | |
| 道路照明 | 調査内容 | 点検 | | | | | | | | | | | | |
| | 調査数量 | 2,655基 | | | | | | | | | | | | |
| | うち要修繕 | 82基 | | | | | | | | | | | | |
| | 対応状況 | 対応済 | | | | | | | | | | | | |
| カーブ ミラー | 調査内容 | 点検 | | | | | | | | | | | | |
| | 調査数量 | 1,511基 | | | | | | | | | | | | |
| | うち要修繕 | 75基 | | | | | | | | | | | | |
| | 対応状況 | 対応済 | | | | | | | | | | | | |
| 擁壁・ のり面 | 調査内容 | 点検 | | | | | | | 点検 | | | | | |
| | 調査数量 | 31箇所 | | | | | | | 38箇所 | | | | | |
| | うち要対策 | 14箇所 | | | | | | | 16箇所 | | | | | |
| | 対応状況 | 対応済(10)、経過観察(4) | | | | | | | 対応済(1)、対応中(15) | | | | | |

※橋梁については、平成28年度(2016年度)から道路法施行規則に基づく定期点検を実施している。

過去5年間の道路冠水状況及び対策 No.1

| 年度 | 発生日 | 路線名 | 住所 | 対応・対策 |
|--------------------|-------|---------------|----------------------------|--|
| 平成29年度 (2017年度) | 8月18日 | 青葉丘北3号線ほか | 青葉丘北6番地先 | (対応)側溝清掃 |
| 平成30年度 (2018年度) | 7月5日 | 垂水町7号線 | 垂水町1丁目54番地先 | (対応)土のう積立 (対策)雨水柵設置 |
| | | 西御旅町2号線 | 西御旅町7番地先 | (対応)柵清掃 |
| | | 千里山星が丘6号線 | 千里山星が丘9番地先 | (対策)取付管補修 |
| | 7月6日 | 穂波南清和園1号線 | 穂波町地内 (JR京都線ガード下) | (対応)職員による道路通行止め措置 (対策)西日本旅客鉄道株式会社と協議 |
| | | 春日中央線 | 春日3丁目20番地先 | (対策)下水道部施工予定 |
| 令和2年度 (2020年度) | 6月14日 | 千里山西千里山月が丘1号線 | 千里山西5丁目28番地先 (阪急千里線地下道) | (対応)職員による道路通行止め措置 汚泥吸引車による排水 (対策)ポンプ交換 |
| 令和3年度 (2021年度) | 5月21日 | 穂波南清和園1号線 | 穂波町地内 (JR京都線ガード下) | (対応)職員による道路通行止め措置 汚泥吸引車による排水 (対策)西日本旅客鉄道株式会社と協議し、 排水設備、雨水柵等を新たに設置 |
| | | 南高浜町10号線 | 南高浜町11番地先 | (対応)横断側溝清掃 |
| | | 片山町21号線 | 片山町3丁目15番地先 | (対応)土のう配布 (対策)下水道部施工中 |
| | 7月18日 | 泉町10号線 | 泉町3丁目3番地先 | (対応)柵清掃 |
| | | 山田南岸部北線 | 山田南50番地先 | (対応)柵清掃 (対策)下水道部施工予定 |
| | | 市管理道路敷 | 山田南45番地先 | (対策)側溝及び柵設置 |
| | 8月13日 | 青葉丘北3号線ほか | 青葉丘北6番地先 | (対応)土のう配布 (対策)下水道部施工予定 |
| | | 千里丘下4号線 | 千里丘下5番地先 | (対応)側溝清掃、雨水柵改修 (対策)下水道部施工予定 |

過去5年間の道路冠水状況及び対策 No.2

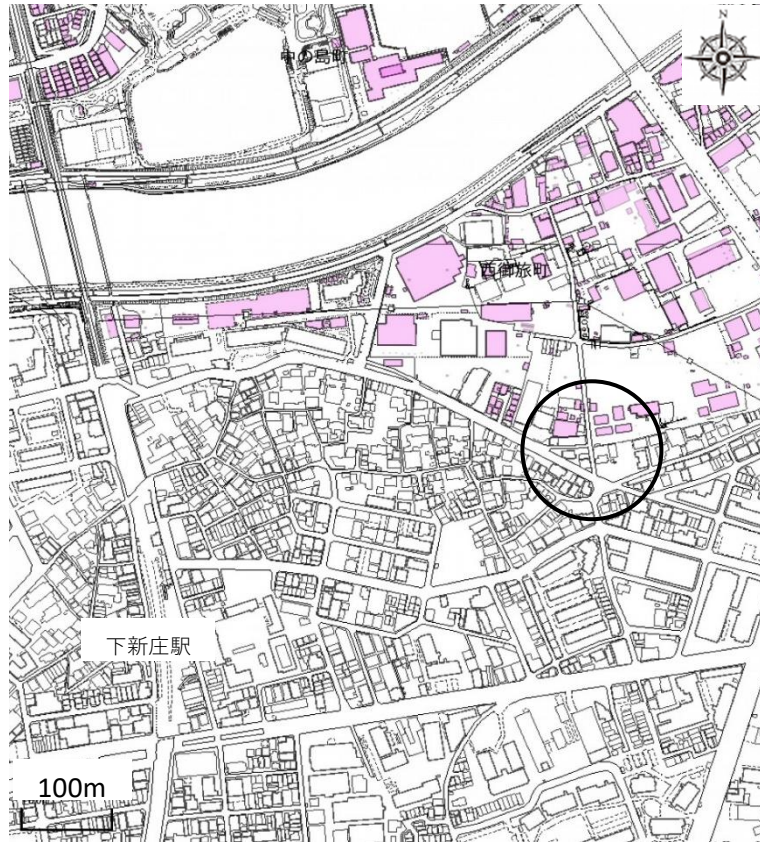


位置図 青葉丘北6番地先

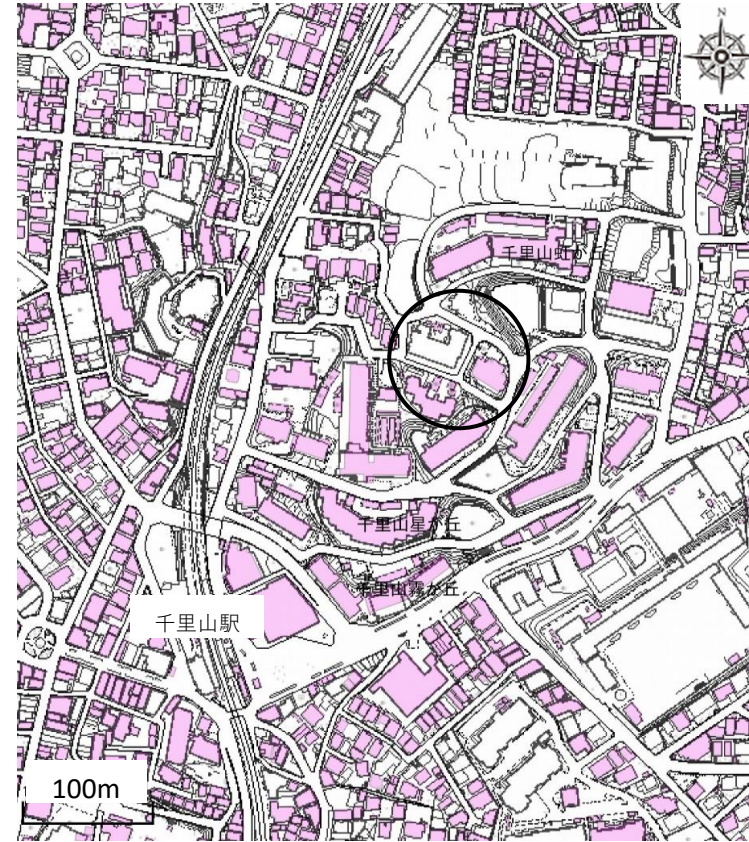


位置図 垂水町1丁目54番地先

過去5年間の道路冠水状況及び対策 No.3

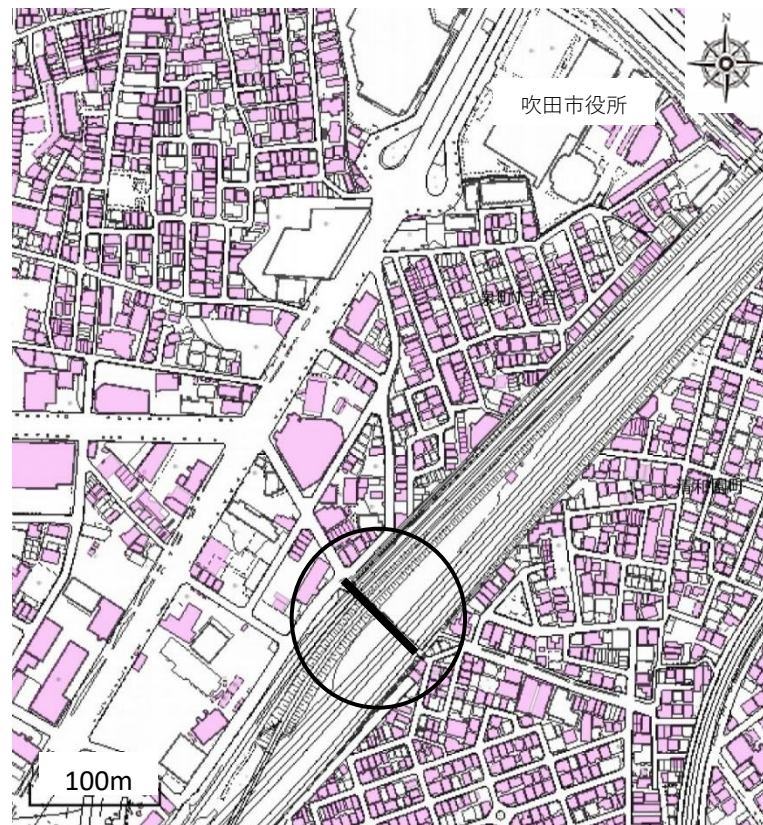


位置図 西御旅町7番地先



位置図 千里山星が丘9番地先

過去5年間の道路冠水状況及び対策 No.4



位置図 穂波町地内

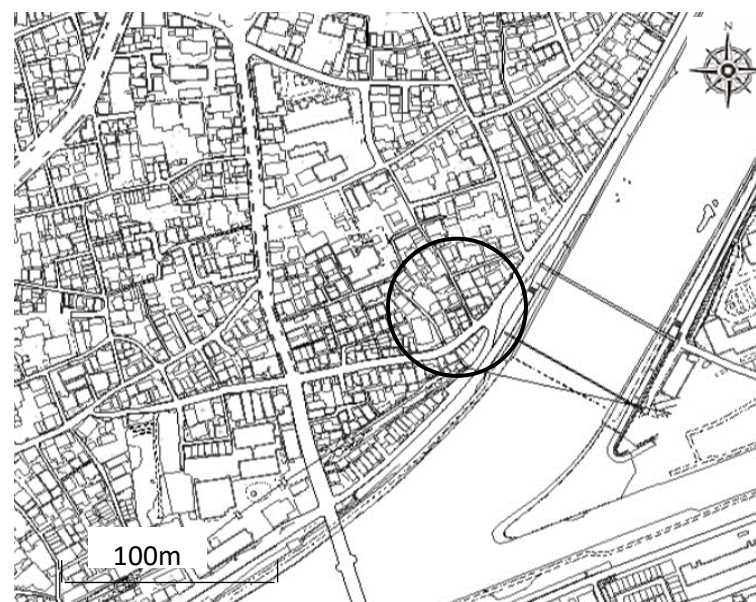


位置図 春日3丁目20番地先

過去5年間の道路冠水状況及び対策 No.5

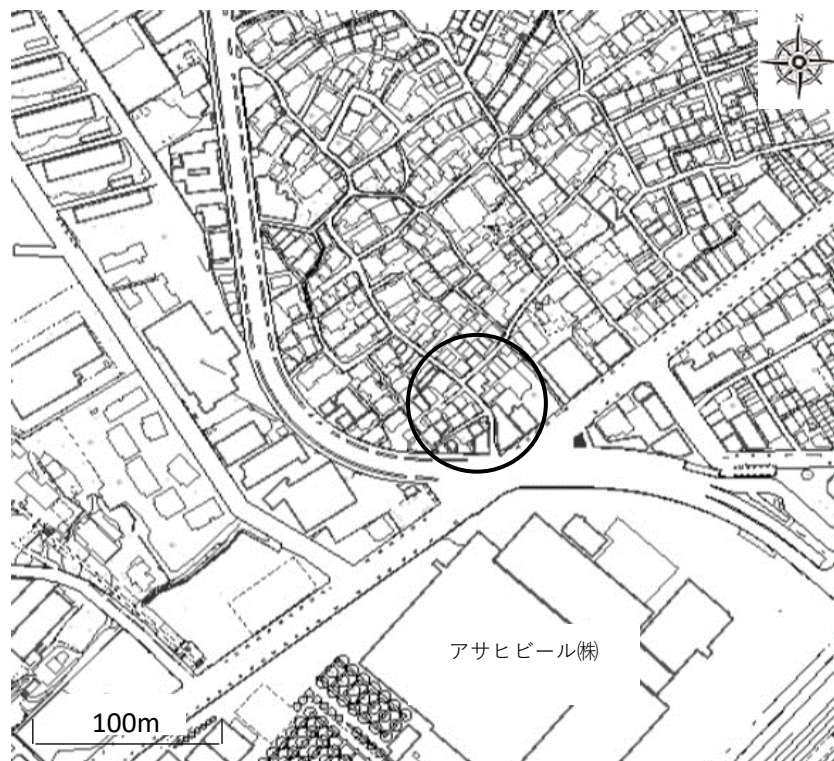


位置図 千里山西5丁目28番地先

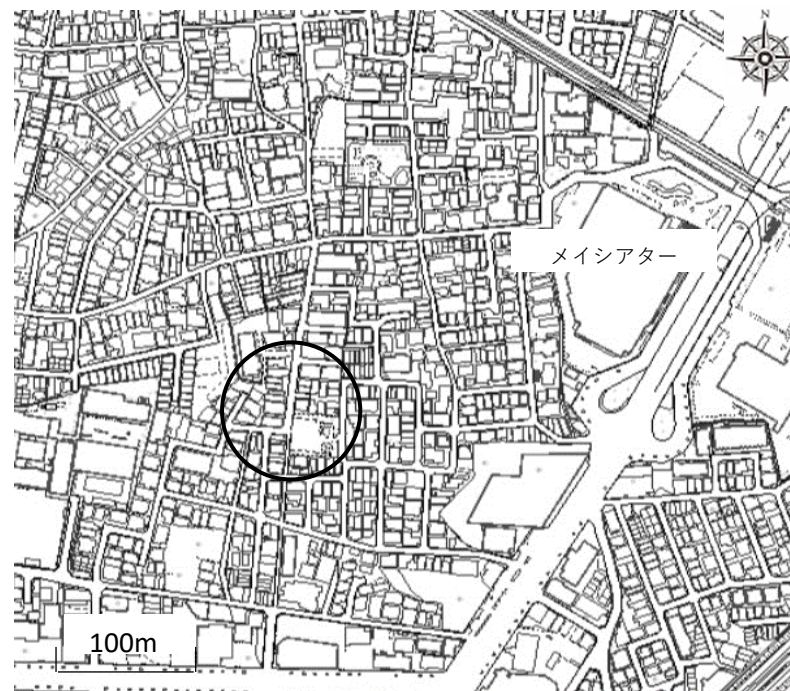


位置図 南高浜町11番地先

過去5年間の道路冠水状況及び対策 No.6

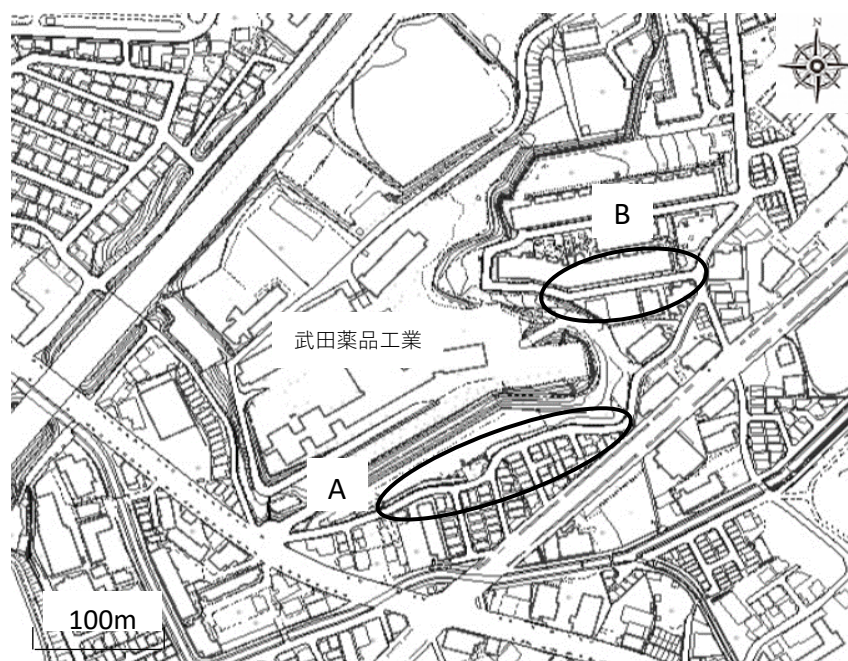


位置図 片山町3丁目15番地先

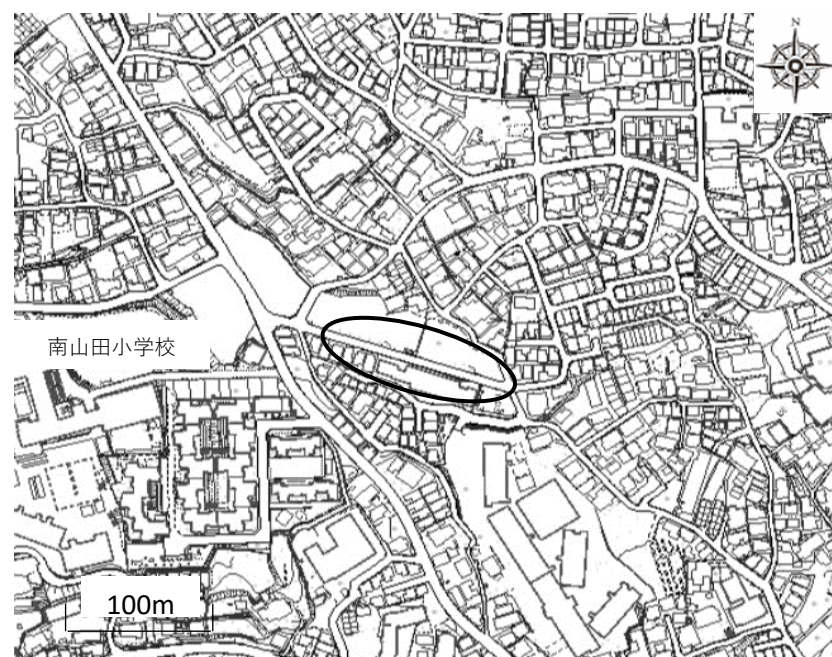


位置図 泉町3丁目3番地先

過去5年間の道路冠水状況及び対策 No.7



位置図 A) 山田南50番地先
B) 山田南45番地先



位置図 千里丘下5番地先

令和3年度（2021年度）末 南吹田駅周辺緑化重点地区計画の進捗状況 No.1

| 基本方針 | 基本目標 | No. | 主な取組 | | 進捗状況 | 所管部署 | |
|---------------------|----------------------|----------------|--|-----------|--|--|---------------|
| ①花やみどりがあふれるまちの拠点づくり | 1 まちの顔となる花やみどりの拠点づくり | 1 | 駅前交通広場の整備 | 市 | ・平成30年度（2018年度）に、南吹田駅前交通広場の整備を完了。 | 土木部 地域整備推進室 | |
| | | 2 | 駅前交通広場での花壇の維持管理 | 協働 | ・南吹田駅前交通広場の植栽帯の維持管理を実施。 | 土木部 道路室 | |
| | 2 | 利用や活動しやすい公園づくり | 3 | 上新田公園の再整備 | 協働 | ・令和元年度（2019年度）に、6公園再整備市民ワークショップを開催。 ・令和3年度（2021年度）に、上新田公園の再整備を完了。 | 土木部 公園みどり室 |
| | 4 | | 下新田公園、南清和園公園、川岸公園、南吹田くるくる遊園・第2遊園の施設等の更新の検討 | 協働 | ・令和元年度（2019年度）に、6公園再整備市民ワークショップを開催。 ・令和3年度（2021年度）に、下新田公園の再整備を完了。 ・令和3年度（2021年度）に、川岸公園の実施設設計を完了。 | 土木部 公園みどり室 | |

・年度の記載がないものは、計画策定以降に経年的に実施。

令和3年度（2021年度）末 南吹田駅周辺緑化重点地区計画の進捗状況 No.2

| 基本方針 | 基本目標 | No. | 主な取組 | | 進捗状況 | 所管部署 |
|----------------|--------------------|------------|--------------------------|---|--|----------------|
| ②歩きたくなる散歩みちづくり | 3 花とみどりのみちづくり | 5 | 並木路線の再整備・植栽の検討 | 市 | ・平成30年度（2018年度）に、南吹田17号線及び南吹田89号線の一部区間を並木更新する事業が完了。 | 土木部 地域整備推進室 |
| | | 6 | 民有地の緑化の推進 | 協働 | ・みどりの協定制度の案内チラシを、連合自治会、事業所に配付、花とみどりの情報センター、本庁舎に配架（協定締結1件）。 ・みどりの助成制度を本市HPに掲載。 | 土木部 公園みどり室 |
| | 7 | 事業所の緑化の推進 | 協働 | ・平成29年度（2017年度）に、JR西日本に緑化重点地区計画について説明し、協力を依頼。 | 土木部 公園みどり室 | |
| | 8 | 公共施設の緑化の推進 | 市 | ・令和2年度（2020年度）に、吹田第六小学校正門付近に大型プランターを設置。 ・令和3年度（2021年度）に、緑あふれる未来サポーターの活動を本市HPに掲載。 | 土木部 公園みどり室 | |
| | 4 歩きやすい快適で安心なみちづくり | 9 | 歩道のバリアフリー化などにあわせた道路緑化の検討 | 市 | ・令和元年度（2019年度）に、金田大吹橋線の一部区間を並木更新する事業が完了。 | 土木部 地域整備推進室 |

・年度の記載がないものは、計画策定以降に経年的に実施。

令和3年度（2021年度）末 南吹田駅周辺緑化重点地区計画の進捗状況 No.3

| 基本方針 | 基本目標 | No. | 主な取組 | | 進捗状況 | 所管部署 |
|-------------------|--|-----|---------------------------|----|--|-----------|
| ③ 神崎川沿いのみどりの空間づくり | 5 神崎川沿いのみどりづくり | 10 | 電車の車窓から見える神崎川沿いの緑化 | 市 | ・神崎川高水敷の低木の維持管理を実施。 | 土木部公園みどり室 |
| | | 11 | 大阪府や河畔企業などとの連携による花やみどりの充実 | 協働 | ・平成29年度（2017年度）に、神崎川畔企業連絡会に、緑化重点地区計画について説明し、協力を依頼。 | 土木部公園みどり室 |
| ④ みどりを守り育てる人づくり | 6 緑化意識の向上とみどりのまちづくりを担う人づくり 7 みどりを育てる体制づくり | 12 | 公園でのイベント開催などの支援 | 協働 | ・平成30年度（2018年度）に、南吹田駅まちづくり推進市民協議会が南吹田駅開業イベントを実施し、市が花の種配布に協力。 ・令和元年度（2019年度）に、南吹田駅まちづくり推進市民協議会がイルミネーション&ナイトカフェを実施し、市が緑化啓発ブースを出展。 ・令和3年度（2021年度）に、健康づくり推進事業団が「健康すいた」に公園を巡るまち歩き案内を掲載。 | 土木部公園みどり室 |

・年度の記載がないものは、計画策定以降に経年的に実施。

令和3年度（2021年度）末 南吹田駅周辺緑化重点地区計画の進捗状況 No.4

| 基本方針 | 基本目標 | No. | 主な取組 | | 進捗状況 | 所管部署 |
|----------------|----------------------------|-----|------------------------|----|---|-----------|
| ④みどりを守り育てる人づくり | 6 緑化意識の向上とみどりのまちづくりを担う人づくり | 13 | 緑化に対する技術支援 | 協働 | ・平成30年度（2018年度）に、花とみどりの情報センターが、緑あふれる未来サポーターに上新田公園の花壇管理について助言。 | 土木部公園みどり室 |
| | | 14 | みどりを見守る人づくり | 協働 | ・ボランティア団体と、再整備後6公園内の樹木への樹名板掛けについて協議。 | 土木部公園みどり室 |
| | 7 みどりを育てる体制づくり | 15 | 花壇の維持管理などを通じたコミュニティづくり | 協働 | ・緑あふれる未来サポーターが、上新田公園、下新田公園、南清和園公園において花壇管理を実施。 | 土木部公園みどり室 |
| | | 16 | 公園などのみどりの拠点を守る体制づくりの検討 | 協働 | ・緑あふれる未来サポーターと、公園再整備後の取組等について協議。 | 土木部公園みどり室 |

・年度の記載がないものは、計画策定以降に経年的に実施。

花とみどりの情報センター事業の業務内容 No. 1

業務内容と令和3年度（2021年度）の具体的な実施内容

| 業務内容 | 令和3年度（2021年度）の具体的な実施内容 |
|--|--|
| <p>1 みどりのまちづくりプロジェクトの推進</p> <p>以下のテーマについて、多様な主体の参画により、企画運営、情報収集・提供、展示会・学習会、大学等の研究機関との連携、活動支援などを組み合わせたプロジェクトを実施</p> | |
| <p>「市民等による都市公園等の活用の促進」</p> <p>都市公園等において、健康づくりや子育て、コミュニティの活性化、地域経済の振興などに資する市民等の自発的な活動を促進する事業の実施</p> | <p>身近な公園の使い方を検証するため、千里南公園でマーケットやワークショップ、展示等を実施 5件 941人</p> |
| <p>「公園樹木・街路樹の良好な維持管理のための市民協働の推進」</p> <p>公園樹木・街路樹の見守りに資する市民等の自発的な活動を促進する事業の実施</p> | <p>樹木みまもり講座 3回 48人 すいたの樹木ガイド 8回 154人</p> |
| <p>「地域での花とみどりのまちづくり活動の活性化」</p> <p>地域（団地、公園、学校等）や旧江坂センターなどにおける花とみどりに関する市民活動の活性化</p> | <p>UR青山台団地での花壇相談 2回 27人 ガーデンセミナー 6回 54人</p> |
| <p>「その他みどりを活用した活動の促進」</p> <p>業務の実施を通じて明らかになった課題やニーズを踏まえ、新たな取組を柔軟に実施</p> | <p>なし</p> |

花とみどりの情報センター事業の業務内容 No. 2

| | |
|--|--|
| <p>2 花とみどりに係る活動の支援</p> <p>市民が花とみどりに親しみ、みどりを通じた市民相互の交流を促進する事業</p> | |
| <p>相談、技術指導</p> | <p>緑化相談 507件 424人（内、旧江坂25件22人） 技術指導 14回、304人（内、市南部10回294人）</p> |
| <p>講習会、出張講習会、展示会</p> | <p>講習会 26回 617人（内、旧江坂4回39人） 出張講習会 8回 89人（内、市南部4回40人） 常設展示 248日</p> |
| <p>イベント（花と緑のフェア）等</p> | <p>花と緑のフェア 約2,000人 土ほかし（不要園芸土の回収）4回 約360件</p> |
| <p>市民講習会の支援</p> | <p>市民講習会登録団体 20団体 展示会 20日 441人 講習会 167回 1,370人</p> |
| <p>広報誌の発行、ホームページ等による情報発信</p> | <p>広報誌「はなみどpaper」2回発行 ホームページ、Facebook・Instagram投稿</p> |
| <p>3 その他市長が必要と認める事業、施設管理業務、自主事業</p> | <p>施設の使用許可、使用料の徴収等 大阪府アドプトロードプログラムへの参加 自主事業 ・物販（花卉類、緑化資材・雑貨、園芸・緑化関連の書籍） ・コピーサービス</p> |

公園におけるトイレの設置状況(多目的トイレ及び洋式化の進捗状況)

| | 公園名 | 設置年度 改築年度 | 経過 年数 | 多目的トイレ 設置状況 | 洋式化実施 | |
|----|-------------|--------------|----------|----------------|-------------------|-------------------|
| | | | | | 令和元年度 (2019年度) | 令和2年度 (2020年度) |
| 1 | 千里南公園(北) | 昭和38(1963) | 59 | | | |
| 2 | 清和園遊園 | 昭和39(1964) | 58 | | | |
| 3 | 谷上池公園 | 昭和53(1978) | 44 | | | |
| 4 | 竹見公園 | 昭和54(1979) | 43 | | | |
| 5 | 南吹田公園(西) | 昭和54(1979) | 43 | | | |
| 6 | くちなし公園 | 昭和58(1983) | 39 | | | |
| 7 | 玉の井公園 | 昭和58(1983) | 39 | | | |
| 8 | 第4緑地 | 昭和58(1983) | 39 | | | |
| 9 | 末広公園 | 昭和59(1984) | 38 | | | |
| 10 | 尺谷公園 | 昭和61(1986) | 36 | | | |
| 11 | 北之町遊園 | 昭和61(1986) | 36 | | | |
| 12 | 安威川公園 | 昭和62(1987) | 35 | | | |
| 13 | 桃山公園 | 平成元(1989) | 33 | ○ | | |
| 14 | 豊津公園 | 平成2(1990) | 32 | | ○ | |
| 15 | 青山公園 | 平成2(1990) | 32 | | | |
| 16 | 佐竹公園 | 平成3(1991) | 31 | ○ | ○ | |
| 17 | 五反島公園 | 平成3(1991) | 31 | ○ | | ○ |
| 18 | 亥の子谷公園 | 平成4(1992) | 30 | ○ | | ○ |
| 19 | 千里南公園(南) | 平成5(1993) | 29 | ○ | ○ | |
| 20 | 山田下公園 | 平成5(1993) | 29 | | | |
| 21 | 片山公園 | 平成6(1994) | 28 | ○ | | ○ |
| 22 | 片山北ふれあい公園 | 平成6(1994) | 28 | ○ | ○ | |
| 23 | 千里南公園(円形) | 平成7(1995) | 27 | ○ | | ○ |
| 24 | 紫金山公園(ローラー) | 平成7(1995) | 27 | ○ | | ○ |
| 25 | 吹一公園 | 平成7(1995) | 27 | | | |
| 26 | 千里北公園(北) | 平成8(1996) | 26 | ○ | ○ | |
| 27 | 川園公園 | 平成8(1996) | 26 | ○ | | ○ |
| 28 | 江坂公園 | 平成8(1996) | 26 | ○ | ○ | |
| 29 | 山田公園 | 平成9(1997) | 25 | ○ | | ○ |
| 30 | 佐井寺新池公園 | 平成9(1997) | 25 | ○ | | ○ |

| | 公園名 | 設置年度 改築年度 | 経過 年数 | 多目的トイレ 設置状況 | 洋式化実施 | |
|----|-------------|--------------|----------|----------------|-------------------|-------------------|
| | | | | | 令和元年度 (2019年度) | 令和2年度 (2020年度) |
| 31 | 佐井寺南が丘公園 | 平成9(1997) | 25 | ○ | ○ | |
| 32 | 山田下ふれあい公園 | 平成9(1997) | 25 | ○ | | ○ |
| 33 | 中の島公園 | 平成10(1998) | 24 | ○ | ○ | |
| 34 | 金田公園 | 平成11(1999) | 23 | | | |
| 35 | 垂水上池公園 | 平成11(1999) | 23 | ○ | ○ | |
| 36 | 千里北公園(苗圃2) | 平成12(2000) | 22 | | | |
| 37 | 千里北公園(苗圃1) | 平成12(2000) | 22 | ○ | | ○ |
| 38 | あいあい遊園 | 平成12(2000) | 22 | ○ | | |
| 39 | 原新池公園 | 平成12(2000) | 22 | | | |
| 40 | 江坂山南公園 | 平成13(2001) | 21 | | | |
| 41 | 新芦屋中央公園 | 平成13(2001) | 21 | | | |
| 42 | 紫金山公園(神社) | 平成14(2002) | 20 | ○ | | ○ |
| 43 | 南清和園公園 | 平成15(2003) | 19 | ○ | | ○ |
| 44 | 千里山東公園 | 平成15(2003) | 19 | | | |
| 45 | 紫金山公園(芝生広場) | 平成16(2004) | 18 | ○ | | ○ |
| 46 | 榎阪大池公園 | 平成16(2004) | 18 | | | |
| 47 | 山田西公園 | 平成17(2005) | 17 | ○ | | ○ |
| 48 | 南吹田公園(東) | 平成18(2006) | 16 | ○ | | ○ |
| 49 | 津雲公園 | 平成20(2008) | 14 | ○ | | ○ |
| 50 | 長野公園 | 平成20(2008) | 14 | ○ | | ○ |
| 51 | 南金田公園 | 平成21(2009) | 13 | ○ | | ○ |
| 52 | 広芝公園 | 平成22(2010) | 12 | ○ | | ○ |
| 53 | 千里丘上公園 | 平成23(2011) | 11 | ○ | | ○ |
| 54 | 大井池公園 | 平成28(2016) | 6 | ○ | | |
| 55 | 岸部新町しろやま公園 | 平成28(2016) | 6 | ○ | | |
| 56 | 健都レーンサイド公園 | 平成29(2017) | 5 | ○ | | |
| 57 | 上新田公園 | 令和3(2021) | 1 | ○ | | |